

令和 9 年 度

千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項

千	葉	県	教	委	員	会
千	葉	市	教	委	員	会
習	志	市	教	委	員	会
船	野	市	教	委	員	会
松	橋	市	教	委	員	会
柏	戸	市	教	委	員	会
鉾	子	市	教	委	員	会

令和9年度 千葉県公立高等学校入学者選抜日程

全日制の課程

定時制の課程

地域連携
アクティブスクール

通信制の課程

令和
9年

2月

志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間 1月12日から2月1日まで(インターネット出願の場合)
出願書類等受付 2月2日から4日正午まで
志願又は希望の変更 2月9日から10日午後4時まで

一般入学者選抜
本検査
2月16日、17日

地域連携
アクティブスクール
の入学者選抜
本検査
2月16日、17日

一期入学者選抜
本検査
2月16日

特別入学者選抜
本検査
2月16日(17日)
・海外帰国生徒
・外国人
・中国等帰国生徒
・連携型高等学校

特別入学者選抜
本検査
2月16日
・外国人
・中国等帰国生徒
・成人

特別入学者選抜
本検査
2月16日
・中国等帰国生徒

追検査受検願受付 2月19日及び2月22日正午まで

追検査
2月25日

追検査
2月25日

追検査
2月25日

発表 3月2日 午前9時

志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間 3月2日午後4時から3月4日まで(インターネット出願の場合)
出願書類等受付 3月5日午後4時30分まで
志願又は希望の変更 3月8日午後4時30分まで

第2次募集
3月10日

第2次募集
3月10日

二期入学者選抜
3月10日

3月

発表 3月12日 午前9時

出願書類等受付は学校ごと

追加募集
3月25日又は26日

発表は学校ごと

4月

出願書類等受付 4月5日及び6日午後4時まで

三期入学者選抜
4月9日

発表 4月13日 午前9時

8月

出願書類等受付8月18日及び19日午後4時まで

三部制の定時制
秋季入学者選抜
8月24日

発表 8月27日 午前9時

9月

出願書類等受付 8月30日及び31日午後4時まで

四期(秋季入学)
入学者選抜
9月3日

発表 9月8日 午前9時

令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜

第一 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、一般入学者選抜、海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜、連携型高等学校の特別入学者選抜、地域連携アクティブスクールの入学者選抜、秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜とする。

入学者選抜（秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜を除く。）を除く。以下第一において同じ。）においては、本検査を令和九年二月十六日（火曜日）及び十七日（水曜日）（海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜に限る。）にあつては、同月十六日（火曜日））に実施するとともに、感染症罹患等のやむを得ない理由により本検査を全部又は一部受検することができなかった者については、追検査を同月二十五日（木曜日）に実施する。

第二 一般入学者選抜

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査（面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから各高等学校がいずれか一以上の検査を設定して実施する検査をいう。以下同じ。）の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜

海外帰国生徒の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

第四 外国人の特別入学者選抜

外国人の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

第五 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

「第二 一般入学者選抜」及び「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

第六 成人の特別入学者選抜

定時制の課程において、成人に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

第七 連携型高等学校の特別入学者選抜

連携型高等学校において、当該連携型高等学校と連携する中学校からの志願者に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜

地域連携アクティブスクールに指定された高等学校において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、各高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

第九 秋季入学者選抜

三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、秋季入学者選抜の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセントとする。

第十 通信制の課程の入学者選抜

通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、一期から四期（秋季入学）までの募集人員については、それぞれ別に定める。

（令和九年度千葉県公立高等学校第一学年入学者選抜要項より抜粋）

目 次

令和9年度 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項

I 一般入学者選抜（2月16日、17日）

第1	募 集	1
第2	出 願	1
第3	志願又は希望の変更	4
第4	調査書及び学習成績分布表	5
第5	入学願書等の提出期間等の特例	6
第6	受検票等の交付	6
第7	本検査	6
第8	追検査	8
第9	選抜方法	9
第10	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	11
第11	その他	11

II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（2月16日）

第1	募 集	12
第2	出 願	12
第3	志願又は希望の変更	13
第4	調査書及び学習成績分布表	13
第5	入学願書等の提出期間等の特例	14
第6	受検票等の交付	14
第7	本検査	14
第8	追検査	14
第9	選抜方法	15
第10	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	16
第11	その他	16

III 外国人の特別入学者選抜（2月16日）

第1	募 集	17
第2	出 願	18
第3	志願又は希望の変更	18
第4	調査書及び学習成績分布表	18
第5	入学願書等の提出期間等の特例	18
第6	受検票等の交付	19
第7	本検査	19
第8	追検査	19
第9	選抜方法	20
第10	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	20
第11	その他	20

IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（2月16日）

第1	募 集	21
第2	出 願	21
第3	志願又は希望の変更	22
第4	調査書及び学習成績分布表	22
第5	入学願書等の提出期間等の特例	22
第6	受検票等の交付	22

第7	本検査	22
第8	追検査	22
第9	選抜方法	23
第10	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	23
第11	その他	23

V 成人の特別入学者選抜（2月16日）

第1	募 集	24
第2	出 願	24
第3	志願又は希望の変更	25
第4	入学願書等の提出期間等の特例	25
第5	受検票等の交付	25
第6	本検査	25
第7	追検査	26
第8	選抜方法	26
第9	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	27
第10	その他	27

VI 連携型高等学校の特別入学者選抜（2月16日、17日）

第1	募 集	28
第2	出 願	28
第3	連携型高等学校において別に定める書類	28
第4	志願又は希望の変更	29
第5	入学願書等の提出期間等の特例	29
第6	受検票等の交付	29
第7	本検査	29
第8	追検査	29
第9	選抜方法	30
第10	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	30
第11	その他	30

VII 第 2 次 募 集（3月10日）

第1	募 集	32
第2	出 願	32
第3	志願又は希望の変更	34
第4	調査書及び学習成績分布表	34
第5	受検票等の交付	34
第6	検 査	35
第7	選抜方法	35
第8	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	36
第9	追加募集	36
第10	その他	36

VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜

第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（2月16日、17日）

1	募 集	37
2	出 願	37
3	志願又は希望の変更	39
4	調査書及び学習成績分布表	40
5	入学願書等の提出期間等の特例	40
6	受検票等の交付	41

7	本検査	41
8	追検査	42
9	選抜方法	42
10	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	43
11	その他	43

第2 第2次募集 (3月10日)

1	募 集	44
2	出 願	44
3	志願又は希望の変更	46
4	調査書及び学習成績分布表	46
5	受検票等の交付	47
6	検 査	47
7	選抜方法	47
8	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	48
9	その他	48

Ⅸ 秋季入学者選抜 (8月24日)

第1	募 集	49
第2	出 願	49
第3	調査書	50
第4	入学願書の交付及び受検票等の交付	50
第5	検 査	50
第6	選抜方法	51
第7	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	51
第8	その他	51

X 通信制の課程の入学者選抜

第1 一期入学者選抜 (2月16日)

1	募 集	52
2	出 願	52
3	志願の変更	54
4	調査書及び学習成績分布表	55
5	入学願書等の提出期間等の特例	55
6	受検票等の交付	56
7	本検査	56
8	追検査	56
9	選抜方法	57
10	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	57
11	その他	57

第2 二期入学者選抜 (3月10日)

1	募 集	58
2	出 願	58
3	志願の変更	60
4	調査書及び学習成績分布表	60
5	受検票等の交付	60
6	検 査	61
7	選抜方法	61
8	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	61
9	その他	62

第3 三期入学者選抜 (4月9日)

1	募 集	63
2	出 願	63
3	調査書	64

4	入学願書の交付及び受検票等の交付	64
5	検 査	64
6	選抜方法	64
7	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	65
8	その他	65

第4 四期(秋季入学)入学者選抜 (9月3日)

1	募 集	66
2	出 願	66
3	調査書	67
4	入学願書の交付及び受検票等の交付	67
5	検 査	67
6	選抜方法	67
7	入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知	68
8	その他	68

XI 専攻科の入学者選抜について 68

別 記

別記1	調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表の作成	69
別記2	県立高等学校通学区域に関する規則	71
	県立高等学校全日制の課程普通科通学区域図	72
別記3	千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程	73
別記4	市立高等学校の通学区域に関する規則等	74
1	千葉市	
(1)	千葉市立高等学校管理規則	
(2)	千葉市立高等学校等の入学志願の特例に係る手続に関する要綱	
2	習志野市	
(1)	習志野市立高等学校通学区域に関する規則	
(2)	習志野市立高等学校入学志願の特例に関する要綱	
3	船橋市	
(1)	船橋市立高等学校の通学区域に関する規則	
(2)	船橋市立高等学校入学志願の特例に関する要綱	
4	松戸市	
(1)	松戸市立高等学校通学区域に関する規則	
(2)	松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱	
5	柏市	
(1)	柏市立高等学校通学区域規則	
(2)	柏市立高等学校入学志願の特例に関する要綱	
6	銚子市	
(1)	銚子市立高等学校の通学区域に関する規則	
(2)	銚子市立高等学校入学志願の特例に関する要綱	
別記5	他都道府県及び海外等からの入学志願手続の説明会	80
別記6	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)	81
別記7	学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合の提出書類	82
別記8	学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が「X 通信制の課程の 入学者選抜」に出願する場合の提出書類	84
別記9	受検に係る特別配慮申請	85
別記10	日本語指導が必要な者で学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者の配慮申請	86
別記11	調査書及び学力検査等の結果の情報提供	86
別記12	入学者選抜における選抜・評価方法及び学習成績分布表の公表	88
別記13	入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度	89
別記14	インターネット出願の流れ	91

様 式

様式1	調査書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
様式2の(1)	学習成績分布表・・・・・・・・・・	99
様式2の(2)	個人成績一覧表・・・・・・・・・・	100
様式3の(1)	志願理由書・・・・・・・・・・	101
様式3の(2)	志願理由証明書・・・・・・・・・・	102
様式4	自己申告書・・・・・・・・・・	103
様式5の(1)	志願取消届・・・・・・・・・・	104
様式5の(2)	入学辞退届・・・・・・・・・・	105
様式6	海外在住状況説明書・・・・・・・・	106
様式7の(1)	外国人特別措置適用申請書・・	107
様式7の(2)	外国人特別措置適用申請書・・	108
様式8	中国等帰国生徒特別措置適用申請書・・	109
様式9	成人の特別入学者選抜志願申請書・・	110
様式10	志願変更願・・・・・・・・・・	111
様式11	志願取消証明書・・・・・・・・・・	112
様式12	希望変更願・・・・・・・・・・	113
様式13	希望変更許可書・・・・・・・・・・	114
様式14	千葉県県立高等学校入学志願証明書・・	115
様式15	誓約書（校長承認申請用）・・	116
様式16	第2次募集等に係る誓約書・・	117
様式17	誓約書（特例出願期間以後の出願用）・・	118
様式18	追検査受検願・・・・・・・・・・	119
様式19の(1)	本検査不受検理由証明書・・	120
様式19の(2)	本検査不受検理由証明書・・	121
様式20	追検査受検承認書・・・・・・・・・・	122
様式21	受検に係る特別配慮申請書・・	123
様式22	受検に係る特別配慮通知書・・	124
様式23の(1)	学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書・・	125
様式23の(2)	学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書・・	126
様式24	得点に倍率をかける教科の申告書・・	127
様式25	「令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願・・	128

付 表

付表1	千葉県県立高等学校一覧・・	129
	市立高等学校一覧・・	136
付表2	「一般入学者選抜」における検査の内容等・・	137
付表3	海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び学校設定検査の内容・・	159
付表4	理数及び国際関係に関する学科で特定教科の得点にかける倍率（一般入学者選抜）・・	160
付表5	三部制の定時制の課程で特定教科の得点にかける倍率（一般入学者選抜）・・	160
付表6	地域連携アクティブスクールの入学者選抜における検査の内容等・・	161
付表7	通信制の課程の入学者選抜における検査の内容等・・	161
付表8	第2次募集を行う場合の検査の内容等・・	162
付表9	令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜に関する日程表・・	164
	千葉県公立高等学校入学者選抜に関する問合せ先・・	168
	令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜関係日程・・	169

令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項

令和9年度千葉県公立高等学校第1学年（単位制による課程にあっては第1年次）入学者の選抜は、この実施要項によって行う（この実施要項は、県立高等学校にあっては「令和9年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項」に基づき、また、市立高等学校にあっては市立高等学校を設置する市（以下「当該市」という。）教育委員会が定める選抜の要項に基づき作成した。）。
なお、各高等学校の学科ごとの募集定員は、別に定めて告示する。

I 一般入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

2 期待する生徒像

各高等学校が別に定める。

注 各高等学校・学科の一覧を付表1（129ページ以降参照）に示し、各高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表2（137ページ以降参照）のとおりとする。

3 一般入学者選抜を実施する課程、学科及び募集人員

- (1) 実施する課程及び学科
全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科
- (2) 募集人員
募集人員は、併設型高等学校（千葉県立千葉高等学校及び千葉県立東葛飾高等学校）及び三部制の定時制の課程を除き、別に定めて告示する学科の募集定員の全部とする。
なお、併設型高等学校の募集人員は、別に定めて告示する学科の募集定員から併設型中学校からの進学者の人数を減じた人数とする。
また、三部制の定時制の課程の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて、別に定めて告示する各部の募集定員から転入学等の予定人員及び「IX 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数とする。

第2 出 願

1 総 則

- (1) 県立高等学校への出願に当たっては、「県立高等学校通学区域に関する規則」（昭和49年8月23日教育委員会規則第9号、以下「規則」という。）（別記2、71ページ参照）に基づいて、志願する高等学校を選ばなければならない。
また、市立高等学校への出願に当たっては、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等（別記4、74～79ページ参照）に基づいて、志願する高等学校を選ばなければならない。
- (2) 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。
なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。
- (3) 規則、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、同一高等学校の同一課程における異なる学科については、第2希望を申し出ることができる。
また、三部制の定時制の課程における異なる部（午前部、午後部及び夜間部）については、第2希望、第3希望を申し出ることができる。
- (4) 埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内に居住する者の志願については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による。
- (5) 上記(4)に定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と志願者の在籍（出身）中学校の所在する市町村とが同一学区内にない者並びに他の都道府県及び海外から志願する者は、規則第5条及び「千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程」（昭和49年10月18日教育委員会教育長告示第2号、最終改正平成16年5月28日教育委員会教育長告示第5号、以下「規程」という。）第2条（別記3、73ページ参照）の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。
また、市立高等学校を志願する者のうち、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等により、特に承認を必要とする者は、所定の手続により承認を受けなければならない。
- (6) 上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(7)、(8)及び(9)の書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。ただし、市立高等学校を志願する者のうち、上記(5)に該当する者は、当該

市教育委員会が定めるところによるものとする。

- (7) 入学後の高等学校における学習を踏まえて、より適切な選択ができるようにするため、くくり募集（2以上の学科を一括して募集する。）を行う。

ア 商業科と情報処理科について、次に示す高等学校においては、くくり募集を行う。

千葉商業高等学校、流山高等学校、銚子商業高等学校、東金商業高等学校、一宮商業高等学校、君津商業高等学校

イ 機械科、電気科及び環境化学科について、次に示す高等学校においては、くくり募集を行う。

清水高等学校

ウ 普通科と理数科について、次に示す高等学校においては、くくり募集を行う。

佐原高等学校、成東高等学校、長生高等学校、市立銚子高等学校

なお、普通科と理数科でくくり募集を行う県立高等学校では、「学区及び隣接学区」以外の学区からの志願者は、規則により、入学後は普通科に在籍できない。

- (8) 次に示す高等学校においては、入学後、保護者と同居しない場合でも、該当の学科又は系列に対する目的意識が高く、出願日までに身元引受人がいることを条件に出願できることとする。

なお、出願に当たっては、事前に出願する高等学校へ問い合わせた上で、通常の出願書類とは別に、「事情説明書」及び「身元引受人承諾書」を提出すること。

＜水産系の学科又は系列がある高等学校＞

銚子商業高等学校	海洋科
大原高等学校	総合学科（海洋科学系列）
館山総合高等学校	海洋科

- (9) 原則としてインターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）とする。やむを得ない理由により、インターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
(2) 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に11月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式1）で作成すること。なお、提出の方法については、「3 出願手続」の(2)のイを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(3) 志願理由書	志願する高等学校が、学科ごとに、提出を求める場合は、所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
(4) 事情説明書等（水産系の学科又は系列がある高等学校）	身元引受人がいることを条件に志願する者は、「事情説明書」及び「身元引受人承諾書」を提出すること。「事情説明書」及び「身元引受人承諾書」の様式は別に定める。
(5) 得点に倍率をかける教科の申告書	5教科の学力検査を実施する三部制の定時制の課程を志願する者は、所定の様式（様式24）で作成し、提出すること。ただし、当該三部制の定時制の課程において、志願者が出願時に申告する3教科の得点にける倍率を1倍と定めた場合は提出を必要としない（付表5、160ページ参照）。
(6) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。提出に当たっては、調査書を電子により提出する中学校に在籍している志願者及び中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。調査書を郵送により提出する中学校に在籍している志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。
(7) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
(8) 誓約書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
(9) 事情説明書等	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。

(10) 学習成績分布表	志願者が、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること。ただし、特別支援学校の中学部を除く。（「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」、5ページ参照）
--------------	--

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記7（82～83ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては、(7)、(8)及び(9)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

入学検査料一覧表

志願する高等学校及び課程		入 学 検 査 料
県立高等学校	全日制の課程	インターネット出願の方法により 2,200円 ※上記でない場合は、千葉県の納付書による。
	定時制の課程	インターネット出願の方法により 950円
	通信制の課程	※上記でない場合は、千葉県の納付書による。
千葉市立千葉高等学校	全日制の課程	インターネット出願の方法により 2,200円 ※上記でない場合は、千葉市の納付書による。
習志野市立習志野高等学校	全日制の課程	インターネット出願の方法により 2,200円 ※上記でない場合は、習志野市の納付書による。
船橋市立船橋高等学校	全日制の課程	インターネット出願の方法により 2,200円 ※上記でない場合は、現金による。
松戸市立松戸高等学校	全日制の課程	インターネット出願の方法により 2,200円 ※上記でない場合は、松戸市の納付書による。
柏市立柏高等学校	全日制の課程	インターネット出願の方法により 2,200円 ※上記でない場合は、現金による。
銚子市立銚子高等学校	全日制の課程	インターネット出願の方法により 2,200円 ※上記でない場合は、銚子市の納付書による。

3 出願手続（別記14、91～97ページ参照）

次の「(1) 志願者情報の登録及び入学検査料の納付」及び「(2) 出願書類等の提出」を行うことで、出願手続が完了となる。(1)のみでは完了しないので注意すること。

(1) 志願者情報の登録及び入学検査料の納付

ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間

令和9年1月12日（火）から2月1日（月）まで（土日・祝日を含む。）

イ 志願者情報の登録及び入学検査料の納付方法

a 志願者が中学校に在籍している場合

(a) 志願者は、次の①～④の手続を行う。

- ① 各高等学校及び県教育委員会のウェブページから出願登録サイトへアクセスし、志願者情報を登録する。
- ② 必要に応じて、別途出願に要する書類（「志願理由書」、「千葉県県立高等学校入学志願証明書」等）を中学校長に提出する。
- ③ 中学校長の承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を受ける。
- ④ 中学校長の承認処理終了後、入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願校、希望学科等を変更する場合や志願を取り消す場合は、先に中学校長から承認を受けていた高等学校へ出願書類等を提出し、高等学校の受理を完了させてから取り消しや変更の手続きを行うこと（志願変更・希望変更は、「第3 志願又は希望の変更」、志願取消は、「第10 その他」の1参照）。

(b) 中学校長は、自校の出身中学校専用サイト（以下、「専用サイト」という。）で、志願者が登録した内容を確認し、承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を行う。

b 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合志願者は、次の①及び②の手続を行う。

- ① 志願する高等学校のウェブページの出願登録サイトから志願者情報を登録する。
- ② 入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願先や学科等を変更する場合は、一旦志願者情報の登録及び入学検査料の納付を行った高等学校へ出願書類等を提出後、「第3 志願又は希望の変更」により、変更を行うこと。

(2) 出願書類等の提出

ア 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年2月2日（火）から2月4日（木）まで

受付時間は、2月2日（火）及び2月3日（水）は、午前9時から午後4時30分まで

2月4日（木）は、午前9時から正午までとする。

イ 出願書類等の提出方法

千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校は、原則として「(2) 調査書」のデータを電子により提出する。電子による提出の方法は別に定める。

その他の提出書類がある場合や「(2) 調査書」を郵送により提出する場合は、次のa～cのとおりとする。なお、郵送により提出する場合、配達状況を確認でき、高等学校が手渡しで受け取る郵送方法とする。

a 志願者が「(2) 調査書」のデータを電子により提出する中学校に在籍している場合

志願者は、「宛名票」を貼付した封筒（長形3号）に、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」及び「(2) 調査書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。

b 志願者が「(2) 調査書」を郵送により提出する中学校に在籍している場合

中学校は、志願者ごとに「宛名票」を貼付した封筒（長形3号）に、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」除く。）を封入し、中学校でまとめて志願する高等学校長宛てに郵送する。

c 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合

志願者は、出願登録サイトから「宛名票」を印刷し、「宛名票」を貼付した封筒（長形3号）に、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。ただし、日本の中学校出身の者は、出身中学校の校長から出願書類及び応募資格の確認を得ること。

第3 志願又は希望の変更

入学志願受付締切り後において、規則、「県立高等学校通信教育規則」（昭和33年1月13日教育委員会規則第2号、最終改正平成20年3月4日、教育委員会規則第1号）第13条（52ページ参照）、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、次により志願又は希望の変更をいずれか1回することができる。

1 志願変更

- (1) 志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は、1回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

(2) 志願変更の手続

インターネット出願による志願者の志願変更の手続については、別記14（91～97ページ参照）に従って行うこと。

ア 志願変更者は、志願変更願（様式10）及び所定の受検票を、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、先に志願した高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、先に志願した高等学校の校長に提出する。

また、志願変更願を受理した高等学校の校長は、志願変更者に志願取消証明書（様式11）を交付する。この場合、次のaのほか、b、cの書類（校長承認に係る書類）を提出してあった志願変更者には、これを返却するものとする。

a 千葉県県立高等学校入学志願証明書

b 誓約書

c 事情説明書等

イ 上記の志願取消しが認められた者は、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第2 出願」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第2 出願」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」によって、インターネット出願（納

付処理まで)を行い、上記アの志願取消証明書及びその他出願に必要な書類を、在籍(出身)中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人(又は保護者等)が直接、新たに志願する高等学校の校長に提出する。

また、高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証(各高等学校の定める様式)を交付する。

ウ 入学検査料については、次の表に示す区分による。

区 分	入 学 検 査 料
・ 県立高等学校全日制の課程から他の県立高等学校全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程へ	新たに入学検査料を支払う必要はないが、納付処理が必要である。
・ 県立高等学校定時制の課程から他の県立高等学校定時制の課程又は通信制の課程へ	新たに入学検査料を支払う必要はないが、納付処理が必要である。
・ 県立高等学校通信制の課程から他の県立高等学校定時制の課程へ	新たに入学検査料を支払う必要はないが、納付処理が必要である。
・ 県立高等学校定時制の課程又は通信制の課程から他の県立高等学校全日制の課程へ	新たに1, 250円分を納付する。
・ 県立高等学校から市立高等学校へ ・ 市立高等学校から県立高等学校又は他の市の市立高等学校へ	新たに納付する。

2 希望変更

- (1) 志願した高等学校の本検査における選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部(午前部、午後部及び夜間部)の希望を変更したい者(以下、「希望変更者」という。)は、1回に限り、先の希望を取り消して、本検査における他の選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部(午前部、午後部及び夜間部)を新たに希望することができる。

- (2) 希望変更の手続

インターネット出願による志願者の希望変更の手続については、別記14(91～97ページ参照)に従って行うこと。

ア 希望変更者は、希望変更願(様式12)及び所定の受検票を在籍(出身)中学校の校長の確認を経て、高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、選抜の種類を変更する場合はこれらに加え、変更後の選抜の種類の入学願書を作成(入学検査料については、次の(イ)による。)し、これに出願に必要な書類を添え、在籍(出身)中学校の校長の確認を経て、高等学校の校長に提出するものとする。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人(又は保護者等)が直接、高等学校の校長に提出する。

また、高等学校の校長は、希望変更願の受理に際しては、希望変更許可書(様式13)を交付し、希望変更者の出願情報を訂正するとともに、新たな受検票を交付する。ただし、選抜の種類を変更する場合には、希望変更許可書(様式13)、変更後の選抜の種類の受検票及び入学願書等受理証を交付する。

イ 入学検査料については、次の表に示す区分による。

区 分	入 学 検 査 料
・ 全日制の課程から定時制の課程へ	新たに入学検査料を支払う必要はないが、納付処理が必要である。
・ 定時制の課程から全日制の課程へ	新たに1, 250円分を納付する。

3 志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間

令和9年2月9日(火)及び2月10日(水)
受付時間は、2月9日(火)は午前9時から午後4時30分まで
2月10日(水)は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日(水)午後4時までに必着とする。

第4 調査書及び学習成績分布表

1 調査書(様式1)

志願者の在籍(出身)中学校の校長は、別記1(69～70ページ参照)に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

2 学習成績分布表(様式2の(1))

志願者が、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、別記1(69～70ページ参照)に基づいて作成した学習成績分布表(教育事務所又は千葉市教育委員会の点検を受けたもの)を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。

- (1) 提出期限等
提出は、送付によるものとし、令和9年2月4日（木）正午までに必着とする。その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。
- (2) 送付先
〒261-0014 千葉県美浜区若葉2-13
千葉県総合教育センター学力調査部
- (3) 提出上の留意点
ア 千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合以外については、学習成績分布表の提出を必要としない。
イ 過年度卒業生については、学習成績分布表の提出を必要としない。

第5 入学願書等の提出期間等の特例

1 入学願書等の提出期間等の特例

入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(1)又は(2)に該当する者に対し特例を認める。なお、希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

- (1) 「第2 出願」の3に定める出願書類等の提出期間を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県公立高等学校を新たに志願しようとする者
- (2) 本県公立高等学校に出願している者で、「第3 志願又は希望の変更」の3に定める受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間

令和9年2月9日（火）及び2月10日（水）
受付時間は、2月9日（火）は午前9時から午後4時30分まで
2月10日（水）は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日（水）午後4時までに必着とする。

3 提出書類及び提出先

- (1) 上記1の(1)に該当する者は、次のア、イ及びウの書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
ア 「第2 出願」の2に定める書類
イ 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
ウ 公立高等学校にすでに出願している者は、当該高等学校の校長が発行する志願取消証明書
- (2) 上記1の(2)に該当する者は、「第3 志願又は希望の変更」の1に従い、次のア、イ及びウの書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。なお、提出を希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。
ア 「第2 出願」の2に定める書類
イ 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
ウ 先に志願した高等学校の校長から交付された志願取消証明書（様式11）

第6 受検票等の交付

- 1 志願者は、出願登録サイトから受検票及び入学願書等受理証を印刷する。
- 2 インターネットによらない出願があった高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

第7 本 検 査

「I 一般入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

「I 一般入学者選抜」を志願する者は、選抜のための学力検査等を受検しなければならない。

第1日及び第2日の学力検査は、次に示す事項により、県下一斉に同一条件で行う。

なお、定時制の課程においては、学力検査を3教科（国語・数学・英語）と定めることができる。

第2日の学校設定検査は、各高等学校において別に定めて実施する。

なお、定時制の課程において学力検査を3教科（国語・数学・英語）と定めた高等学校にあつては、学校設定検査を第1日の学力検査終了後に行うことができる。

1 検査期日

令和9年2月16日（火）及び2月17日（水）

なお、定時制の課程において学力検査を3教科（国語・数学・英語）と定めた高等学校にあつては、令和9年2月16日（火）の1日のみとすることができる。

2 検査場所

志願した高等学校

3 学力検査等の内容

(1) 学力検査の内容

期日	区 分	教 科	時 間	配 点
第1日（2月16日（火））		国語・数学・英語	国語・数学は各50分、 英語は60分	各教科100点
第2日（2月17日（水））		理科・社会	各教科50分	各教科100点

英語の問題は、放送によるリスニングテストを含む。

(2) 学校設定検査の内容

各高等学校において、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか一つ以上の学校設定検査を実施する。

各高等学校において実施する学校設定検査の内容は、別に定める（付表2、137ページ以降参照）。

また、学校教育法施行規則第95条第3号、第4号又は第5号に該当する者（別記6、81ページ参照）については、必要に応じて面接又は口頭による学習内容の検査を加えることができる。

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、出願時に各高等学校のウェブページ等で志願者に文書で伝えるものとする。

4 検査時間割

第1日（2月16日（火））		第2日（2月17日（水））	
時 間	検 査 等	時 間	検 査 等
9:30	集 合	9:30	集 合
9:30～9:50	受付・点呼	9:30～9:50	受付・点呼
9:50～10:05	注意事項伝達	9:50～10:05	注意事項伝達
10:15	検査室着席完了	10:15	検査室着席完了
10:20～11:10	国 語	10:20～11:10	理 科
11:35	検査室着席完了	11:35	検査室着席完了
11:40～12:30	数 学	11:40～12:30	社 会
12:30～13:15	昼食・休憩	12:30～13:15	昼食・休憩
13:20	検査室着席完了	13:25～	※ 学校設定検査
13:25～14:25	英 語		
14:40～	※ 学校設定検査		

学校設定検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

※ 5教科の学力検査を実施する高等学校にあっては、学校設定検査を第2日の午後1時25分以降に行うものとする。また、3教科の学力検査を実施する定時制の課程にあっては、学校設定検査を第1日の午後2時40分以降又は第2日の午前9時30分以降に行うものとする。

5 受検者心得

(1) 受検票を必ず持参すること。

(2) 当日、午前9時30分までに志願した高等学校に集合すること。

ただし、定時制の課程において学力検査を3教科と定めた高等学校が、第2日に学校設定検査を行う場合の集合時刻については、当該高等学校が別に定める。

(3) 筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）・三角定規一組（角度の目盛りのないもの）・コンパス・消しゴム）、弁当及び上履きを持参すること。ただし、下敷きは、持参しないこと。なお、学力検査の解答用紙はHB又はBの鉛筆（シャープペンシル可）で解答すること。

(4) 時計を携帯する場合は、次のア、イの条件を満たすものであること。

ア 通信、辞書、計算機能等、検査の公平性を損なう機能のないもの。

イ アラーム機能（音・光・振動等）がある場合は、受検者が、各検査前にその機能を完全に停止できるもの。

(5) スマートフォン等の電子機器類は、検査室に持ち込まないこと（控室が検査室になる高等学校においては、検査監督者の指示に従うこと。）。

(6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。

(7) 携帯品、その他留意事項については、学校設定検査の内容により、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。

(8) 当日の服装は、中学校等における制服又は私服のいずれの着用も可能であるが、英文字や地図等がプリントされている服等は着用しないこと。

6 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。なお、この場合の不正行為とは、次のことを指す。

- (1) 他の受検者の答案をのぞいたり、受検者どうしで相談したり、疑わしい紙片を見たり投げたりすること。
- (2) スマートフォン等の電子機器類を検査時間中に見たり使用したりすること。
- (3) 検査の実施を故意に妨害すること。
- (4) 他の受検者に対し、故意に妨害したり、利益を与えたりすること。
- (5) その他、検査の公平性を著しく損なう行為をすること。

第8 追 検 査

「Ⅰ 一般入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

1 受検資格

志願者のうち、次の(1)～(3)に示す場合により、別室での受検も困難で、やむを得ず本検査を全部又は一部受検することができなかった者のうち、次の2、3、4及び5に定める手続により、志願する高等学校の校長に承認を受けた者を対象とする。ただし、追検査の対象となる検査は、全く受検していない検査に限る。

- (1) 本人に帰責されない身体・健康上の理由（出席停止となる感染症罹患及び罹患の疑い、月経随伴症状等）がある場合
- (2) 受検者が自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
- (3) 学校生活において、忌引の扱いとする事由が生じた場合

2 追検査志願者の連絡

追検査を志願する者は、上記「1 受検資格」のいずれかに該当する事由が発生した場合、速やかに、原則として在籍する中学校の校長等を通じて、志願した高等学校の校長に電話により連絡しなければならない。

なお、過年度卒業若しくは学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が、直接、志願する高等学校の校長に電話により連絡する。

3 追検査受検願等の提出期間及び受付時間

令和9年2月19日（金）及び2月22日（月）

受付時間は、2月19日（金）は午前9時から午後4時30分まで
2月22日（月）は午前9時から正午までとする。

送付の場合も、2月22日（月）正午までに必着とする。

4 提出書類及び提出先

追検査を志願する者は、出願時に交付された受検票、追検査受検願（様式18）及び本検査を受検することができなかった理由を証明する書類として医師の診断書（加療期間が明記されたもの）を志願した高等学校の校長に提出するものとする。ただし、医師の診断書を提出できない場合には、在籍中学校の校長が作成した本検査不受検理由証明書（様式19の(1)）を、在籍中学校の校長の確認を経て、志願した高等学校の校長に提出する。

なお、過年度卒業若しくは学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が、出願時に交付された受検票、追検査受検願（様式18）及び本検査を受検することができなかった理由を証明する書類として医師の診断書（加療期間が明記されたもの）を提出するものとする。ただし、医師の診断書を提出できない場合には、保護者が作成した本検査不受検理由証明書（様式19の(2)）を、直接、志願した高等学校の校長に提出する。

5 追検査受検承認書等の交付

高等学校の校長は、追検査受検願等の受理が完了した後、受理証（各高等学校の定める様式）とともに、追検査受検承認書（様式20）を交付する。出願時に交付された受検票は、志願者に返却する。

6 検査期日

令和9年2月25日（木）

7 検査場所

志願した高等学校

8 検査の内容

5教科（国語・社会・数学・理科・英語）又は3教科（国語・数学・英語）の学力検査を、本検査とは別の問題により実施する。学力検査の時間は、国語・社会・数学・理科は各50分、英語は60分とし、配点は各教科100点とする。英語の問題は、放送によるリスニングテストを含む。学校設定検査は、「Ⅰ一般入学者選抜」の本検査に準じた検査とし、実施方法については学校ごとの裁量とする。

また、学校教育法施行規則第95条第3号、第4号又は第5号に該当する者については、必要に応じて面接又は口頭による学習内容の検査を加えることができる。

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

9 検査時間割（全ての検査を受検する場合）

2月25日（木）			
5教科の学力検査を実施する高等学校		3教科の学力検査を実施する高等学校	
時 間	検 査 等	時 間	検 査 等
8:45	集 合	8:45	集 合
8:45～ 8:50	受付・点呼	8:45～ 8:50	受付・点呼
8:50～ 9:00	注意事項伝達	8:50～ 9:00	注意事項伝達
9:05	検査室着席完了	9:05	検査室着席完了
9:10～10:00	国 語	9:10～10:00	国 語
10:10	検査室着席完了	10:10	検査室着席完了
10:15～11:05	数 学	10:15～11:05	数 学
11:15	検査室着席完了	11:15	検査室着席完了
11:20～12:20	英 語	11:20～12:20	英 語
12:20～13:00	昼食・休憩	12:20～13:00	昼食・休憩
13:05	検査室着席完了	13:05～	学校設定検査
13:10～14:00	理 科		
14:10	検査室着席完了		
14:15～15:05	社 会		
15:20～	学校設定検査		

学校設定検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

10 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午前8時45分、又は対象となる検査に合わせて各高等学校が別に定めた時刻までに集合すること。
- (3) 筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）・三角定規一組（角度の目盛りのないもの）・コンパス・消しゴム）、弁当及び上履きを持参すること。ただし、下敷きは、持参しないこと。なお、学力検査の解答用紙はHB又はBの鉛筆（シャープペンシル可）で解答すること。
- (4) 時計を携帯する場合は、次のア、イの条件を満たすものであること。
 ア 通信、辞書、計算機能等、検査の公平性を損なう機能のないもの。
 イ アラーム機能（音・光・振動等）がある場合は、受検者が、各検査前にその機能を完全に停止できるもの。
- (5) スマートフォン等の電子機器類は、検査室に持ち込まないこと（控室が検査室になる高等学校においては、検査監督者の指示に従うこと。）。
- (6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。
- (7) 携帯品、その他留意事項については、学校設定検査の内容により、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。
- (8) 当日の服装は、中学校等における制服又は私服のいずれの着用も可能であるが、英文字や地図等がプリントされている服等は着用しないこと。

11 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第9 選 抜 方 法

- 1 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。選抜の資料のいずれかにおいて、各高等学校が審議の対象とすると定めた評価等を有する者については、特に慎重に審議する。
- 2 調査書の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として得点（数値）化するものとし、選抜のための各資料の得点を合計した「総得点」に基づき総合的に判定する。選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。
- 3 埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内に居住する者が隣接県から入学できる生徒数は、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定書によるものとする。
- 4 調査書、学力検査の成績及び学校設定検査の結果については、次の(1)、(2)及び(3)によるものとする。
 ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

- (1) 調査書については、次のア及びイにより得点（数値）化する。
 - ア 調査書の教科の学習の記録における、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については、必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。）の評定の全学年の合計値について、各高等学校の定めるKの数値を乗じ、「調査書の得点」とする。Kの数値は、原則として1とし、各高等学校において学校の特色に応じて0.5以上2以下の範囲内で別に定める。
注 Kの数値は、付表2（137ページ以降参照）のとおりとする。
なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。
また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。
 - イ 調査書の記載事項について、各高等学校は学校の特色に応じて50点を上限として、上記アに定める「調査書の得点」に加点することができる。
- (2) 学力検査の成績については、次のア及びイにより得点（数値）化する。
 - ア 学力検査を実施した各教科の得点を合計し、「学力検査の得点」とする。
 - イ 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の場合は、各高等学校が定めた倍率を用いて得点を算出することができる（各高等学校の倍率については、付表4又は付表5（160ページ参照）のとおりとする。）。
 - (ア) 理数に関する学科（くくり募集を行う理数に関する学科は除く。）を志願する者については、学力検査の数学及び理科の得点を1.5倍し、又は2倍した値をそれぞれ数学及び理科の得点とみなすことができる。
 - (イ) 国際関係に関する学科を志願する者については、学力検査の英語の得点を1.5倍し、又は2倍した値を英語の得点とみなすことができる。
 - (ウ) 三部制の定時制の課程の学力検査を実施する教科を5教科（国語・社会・数学・理科・英語）と定めた高等学校を志願する者については、5教科のうち、志願者が出願時に申告した3教科の得点を、1～3倍した値をそれぞれの教科の得点とみなすものとする。
- (3) 学校設定検査の結果については、次のア及びイにより得点（数値）化する。
 - ア 「学校設定検査の得点」の配点は、各高等学校が学校の特色に応じて100点以上1000点以下の範囲内で定める。
 - イ 学校設定検査を2つ以上実施する場合には、学校設定検査の合計得点は150点を上限とする。
なお、専門学科において適性検査を2つ以上実施する高等学校が、さらに面接を実施する場合には、面接の配点は50点を上限とし、学校設定検査の合計得点は200点を超えないものとする。
- 5 高等学校が、学科ごとに、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- 6 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 7 入学者の選抜方法は、上記1から6までに定めるほか、次の(1)及び(2)により学校の特色を重視した、2段階の選抜を行うことができる。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。
 - (1) 2段階の選抜を行う場合、2段階目で選抜する入学者の人数は、募集人員の20%以下とする。
ただし、受検者数が募集人員に満たない場合は、受検者数の20%以下とする。
 - (2) 1段階目の選抜は上記1から6までに定めるところとする。2段階目の選抜では、1段階目で得点（数値）化した「調査書の得点」、「学校設定検査の得点」及び「学力検査の得点」に、次のk1、k2、k3及びk4の数値を乗じた得点を、選抜の資料とすることができる。
 - k1…調査書の評定の全学年の合計値にKを乗じた数値に乘じる係数
 - k2…調査書の記載事項の加点に乘じる係数
 - k3…学校設定検査の得点に乘じる係数
 - k4…学力検査の成績について、上記4(2)のア及びイによる得点（数値）に乘じる係数
 なお、k1、k2及びk3の数値は、それぞれ1以上、k4の数値は、1以上1.5以下とし、各高等学校が定める。
ただし、k1、k2及びk3を乗じた後の配点は、上記4の(1)及び(3)に定める配点の上限を超えないものとする。
- 8 第2希望の学科についての選抜は、第1希望を優先させることを原則とする。また、三部制の定時制の課程においては、第2希望、第3希望の部についての選抜は、上位の希望を優先させることを原則とする。
ただし、複数の学科及び部を有する場合、2段階の選抜においては、第1希望を配慮しつつ、学校や学科及び部の特性を生かした選抜方法とすることができる。
- 9 次の者については、選抜の対象としない。
 - (1) 「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - (2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者

- 10 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする（別記13、89～90ページ参照）。
- 11 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目及び配点等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅰ 一般入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、本検査及び追検査の結果を併せて、高等学校の校長が、令和9年3月2日（火）午前9時に、各高等学校のインターネット特設サイトで、入学許可候補者の発表を行う。

- 1 各高等学校は、検査日等に志願者へ、インターネット特設サイトでの合否照会について、アクセス方法やアクセス時に必要なURL（二次元コード）、ID、パスワード等を知らせる。
- 2 選抜結果の志願者本人宛て通知（以下「結果通知書」という。）は、令和9年3月2日（火）午前9時から3月31日（水）まで、インターネット特設サイトの合否照会ページから、志願者が個別に閲覧及びダウンロードすることができる。なお、志願者が、公印の押印された結果通知書を必要とする場合には、志願した高等学校へ事前に連絡した上で、原則として令和9年3月2日（火）午前9時から3月24日（水）午後4時まで、「令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願（様式25）を作成し、受検票とともに持参すること。

第11 その他

- 1 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月1日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月2日（火）午前9時から入学式の前日までとする。
- 2 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- 3 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 4 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- 5 全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）においては、入学許可候補者の決定に当たっては、募集定員の遵守に努める。
また、三部制の定時制の課程においては、募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅸ 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数を守るよう努める。
なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない学校においては、各学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- 6 この要項に定めるもののほか、「Ⅰ 一般入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)のア又はイの志願要件のいずれかに該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 志願要件

ア 外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して2年以上4年未満の者で、帰国後1年以内の者

イ 外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して4年以上の者で、帰国後2年以内の者

この場合、「帰国後1年以内」とは、原則として、帰国した日から令和9年2月1日（月）までに1年が経過していない場合をいう。また、「帰国後2年以内」とは、原則として、帰国した日から令和9年2月1日（月）までに2年が経過していない場合をいう。

2 海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

学 校	課 程 学 科	入学許可候補者の予定人員
千葉県立千城台高等学校	全日制の課程 普通科	入学許可候補者の予定人員については別に定める。 また、「Ⅰ 一般入学者選抜」の募集人員の一部とする。
千葉県立幕張総合高等学校	全日制の課程 総合学科	
千葉県立柏井高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立土気高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立船橋高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立国府台高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立松戸国際高等学校	全日制の課程 普通科・国際教養科	
千葉県立松戸馬橋高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立柏中央高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立流山おおたかの森高等学校	全日制の課程 普通科・国際コミュニケーション科	
千葉県立成田国際高等学校	全日制の課程 普通科・国際科	
千葉県立匝瑳高等学校	全日制の課程 総合学科	
千葉県立東金高等学校	全日制の課程 普通科・国際教養科	
千葉県立大多喜高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立安房高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立君津高等学校	全日制の課程 普通科	
船橋市立船橋高等学校	全日制の課程 普通科	
松戸市立松戸高等学校	全日制の課程 普通科・国際人文科	
柏市立柏高等学校	全日制の課程 普通科	

第2 出 願

1 総 則

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 1の(3)は、「規則、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、同一高等学校の同一課程における海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する異なる学科については、第2希望を申し出ることができる。」と読み替える。

(2) 1の(4)の隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は、適用しない。また、1の(5)の「上記(4)に定める者のほか、」を削る。

(3) 1の(6)は、「上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(5)、(6)及び(7)の書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。ただし、市立高等学校を志願する者のうち、上記(5)に該当する者は、当該市教育委員会が定めるところによるものとする。」と読み替える。

(4) 1の(7)及び(8)は、これを削る。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
(2) 海外在住状況説明書	所定の様式（様式6）で作成すること。 ※ 出入国日がわかる書類等を用意した上で作成すること。
(3) 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に11月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式1）で作成すること。なお、提出の方法については、「3 出願手続」の(2)のイを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(4) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、調査書を電子により提出する中学校に在籍している志願者及び中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。調査書を郵送により提出する中学校に在籍している志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。
(5) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
(6) 誓約書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
(7) 事情説明書等	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(8) 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること（「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」、13ページ参照）。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記7（82～83ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては、(5)、(6)及び(7)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の3に定めるところによる。

第3 志願又は希望の変更

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」に定めるところによる。

第4 調査書及び学習成績分布表

1 調査書（様式1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

2 学習成績分布表（様式2の(1)）

志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合は、在籍中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表（教育事務所又は千葉市教育委員会の点検を受けたもの）を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。

(1) 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和9年2月4日（木）正午までに必着とする。その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。

(2) 送付先

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部

(3) 提出上の留意点

ア 志願者が千葉県内の公立中学校以外の中学校等に在籍している場合については、学習成績分布表の提出を必要としない。

イ 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

第5 入学願書等の提出期間等の特例

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第5 入学願書等の提出期間等の特例」に定めるところによる。

第6 受検票等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第6 受検票等の交付」に定めるところによる。

第7 本 検 査

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」を志願する者は、選抜のための学力検査等を受検しなければならない。

学力検査は、次に示す事項により、県下一斉に同一条件で行う。

学校設定検査については、各高等学校が別に定めて実施する。

1 検査期日

令和9年2月16日（火）

2 検査場所

志願した高等学校

3 学力検査等の内容

(1) 学力検査の内容

3教科（国語・数学・英語）の学力検査を実施する。

学力検査の時間は、国語・数学は各50分、英語は60分とし、配点は各教科100点とする。

なお、英語の問題は、放送によるリスニングテストを含む。

(2) 学校設定検査の内容

各高等学校が別に定める（付表3、159ページ参照）。

また、学校教育法施行規則第95条第3号、第4号又は第5号に該当する者（別記6、81ページ参照）については、必要に応じて面接又は口頭による学習内容の検査を加えることができる。

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、出願時に各高等学校のウェブページ等で志願者に文書で伝えるものとする。

4 検査時間割

2月16日（火）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:50	受付・点呼
9:50～10:05	注意事項伝達
10:15	検査室着席完了
10:20～11:10	国 語
11:35	検査室着席完了
11:40～12:30	数 学
12:30～13:15	昼食・休憩
13:20	検査室着席完了
13:25～14:25	英 語
14:40～	学校設定検査

学校設定検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。

6 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第8 追 検 査

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

1 受検資格

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。

2 追検査志願者の連絡

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。

3 追検査受検願等の提出期間及び受付時間

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。

4 提出書類及び提出先

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

5 追検査受検承認書等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

6 検査期日

令和9年2月25日（木）

7 検査場所

志願した高等学校

8 検査の内容

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第7 本検査」の3に定めるところによる。

ただし、追検査の学力検査は、本検査とは別の問題により実施する。

また、学校設定検査については、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の本検査に準じた学校設定検査を実施する。

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

9 検査時間割（全ての検査を受検する場合）

2月25日（木）	
時 間	検 査 等
8:45	集 合
8:45～ 8:50	受付・点呼
8:50～ 9:00	注意事項伝達
9:05	検査室着席完了
9:10～10:00	国 語
10:10	検査室着席完了
10:15～11:05	数 学
11:15	検査室着席完了
11:20～12:20	英 語
12:20～13:00	昼食・休憩
13:05～	学校設定検査

学校設定検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

10 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の10に定めるところによる。

11 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第9 選 抜 方 法

1 中学校の校長から送付された調査書、海外在住状況説明書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。選抜の資料のいずれかにおいて、各高等学校が審議の対象とすると定めた評価等を有する者については、特に慎重に審議する。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

2 調査書の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として得点（数値）化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。

3 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。

4 第2希望の学科についての選抜は、第1希望を優先させることを原則とする。

5 次の者については、選抜の対象としない。

(1) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者

(2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者

- 6 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- 7 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。

第11 そ の 他

- 1 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月1日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の（2）「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月2日（火）午前9時から入学式の前日までとする。
- 2 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- 3 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 4 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- 5 この要項に定めるもののほか、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

Ⅲ 外国人の特別入学者選抜

第 1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)の志願要件に該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和 9 年 3 月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和 9 年 3 月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 9 5 条各号のいずれか一つに該当する者（別記 6、8 1 ページ参照）

(2) 志願要件

保護者等とともに千葉県内に居住している又は居住予定のある外国籍の者等のうち、入国後の在日期间が 3 年以内の者

この場合、「入国後の在日期间が 3 年以内」とは、原則として、入国した日から令和 9 年 2 月 1 日（月）までに 3 年が経過していない場合をいう。

なお、入国後の在日期间が 3 年を超えている場合でも、在日外国人学校に在籍している場合は、志願できる可能性があるため、事前に千葉県総合教育センター学力調査部に問い合わせること。

2 外国人の特別入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

学 校	課 程 学 科	入学許可候補者の予定人員
千葉県立京葉工業高等学校	全日制の課程 機械科・電子工業科・設備システム科・建設科	入学許可候補者の予定人員については、別に定める。 また、「Ⅰ 一般入学者選抜」の募集人員の一部とする。
千葉県立幕張総合高等学校	全日制の課程 総合学科	
千葉県立柏井高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立八千代東高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立市川昂高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立松戸国際高等学校	全日制の課程 国際教養科	
千葉県立流山おおたかの森高等学校	全日制の課程 国際コミュニケーション科	
千葉県立成田国際高等学校	全日制の課程 国際科	
千葉県立富里高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立多古高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立九十九里高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立大原高等学校	全日制の課程 総合学科	
千葉県立安房拓心高等学校	全日制の課程 総合学科	
千葉県立市原八幡高等学校	全日制の課程 普通科	
松戸市立松戸高等学校	全日制の課程 国際人文科	
柏市立柏高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立千葉商業高等学校	定時制の課程 商業科	
千葉県立千葉工業高等学校	定時制の課程 工業科	
千葉県立船橋高等学校	定時制の課程 総合学科	
千葉県立市川工業高等学校	定時制の課程 工業科	
千葉県立東葛飾高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立佐原高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立銚子商業高等学校	定時制の課程 商業科	
千葉県立匝瑳高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立東金高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立長生高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立長狭高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立館山総合高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立木更津東高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立生浜高等学校	三部制の定時制の課程 普通科（夜間部）	
千葉県立松戸南高等学校	三部制の定時制の課程 普通科（夜間部）	
千葉県立佐倉南高等学校	三部制の定時制の課程 普通科（夜間部）	

第2 出 願

1 総 則

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

- (1) 1の(3)は、「規則、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、同一高等学校の同一課程における外国人の特別入学者選抜を実施する異なる学科については、第2希望を申し出ることができる。」と読み替える。
- (2) 1の(4)の隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は、適用しない。また、1の(5)の「上記(4)に定める者のほか、」を削る。
- (3) 1の(7)及び(8)は、これを削る。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
(2) 外国人特別措置適用申請書	中学校在籍（出身）の場合は、様式7の(1)、その他（海外現地校等在籍（出身））の場合は、様式7の(2)で作成すること。
(3) 外国籍であることを証する書類	在留カードの両面をコピーしたもの、あるいは特別永住者証明書又はこれに代わる書類のコピーを提出すること。コピーを提出する際は、在籍中学校の原本証明又は千葉県総合教育センター学力調査部の確認を受けたものとする。また、前述の原本証明又は確認が受けられない場合は、志願先の高等学校が原本を確認するものとする。
(4) 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に11月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式1）で作成すること。なお、提出の方法については、「3 出願手続」の(2)のイを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(5) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、調査書を電子により提出する中学校に在籍している志願者及び中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。調査書を郵送により提出する中学校に在籍している志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。
(6) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
(7) 誓約書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
(8) 事情説明書等	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(9) 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること（「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」、13ページ参照）。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記7（82～83ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては、(6)、(7)及び(8)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の3に定めるところによる。

第3 志願又は希望の変更

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」に定めるところによる。

第4 調査書及び学習成績分布表

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」に定めるところによる。

第5 入学願書等の提出期間等の特例

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第5 入学願書等の提出期間等の特例」に定めるところによる。

第6 受検票等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第6 受検票等の交付」に定めるところによる。

第7 本 検 査

「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

1 検査期日

令和9年2月16日（火）

2 検査場所

志願した高等学校

3 検査の内容

面接及び作文（面接は、日本語（必要に応じて英語）、作文は、出願時に様式7の(1)又は(2)の提出により、日本語又は英語を選択する。なお、作文検査の日本語部分には、ルビが振られている。）

4 検査時間割

2月16日（火）	
時 間	検 査 等
12:45	集 合
12:45～12:55	受付・点呼
12:55～13:10	注意事項伝達
13:25～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

- (1) 5の(2)は、「当日、午後0時45分までに志願した高等学校に集合すること。」と読み替える。
- (2) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。
- (3) 5の(7)は、これを削る。

6 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第8 追 検 査

「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

1 受検資格

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。

2 追検査志願者の連絡

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。

3 追検査受検願等の提出期間及び受付時間

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。

4 提出書類及び提出先

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

5 追検査受検承認書等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

6 検査期日

令和9年2月25日（木）

7 検査場所

志願した高等学校

8 検査の内容

面接及び作文（面接は、日本語（必要に応じて英語）、作文は、出願時に様式7の(1)又は(2)の提出により、日本語又は英語を選択する。なお、作文検査の日本語部分には、ルビが振られている。）

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

9 検査時間割

2月25日(木)	
時 間	検 査 等
12:25	集 合
12:25～12:35	受付・点呼
12:35～12:50	注意事項伝達
13:05～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

10 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の10に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

- (1) 5の(2)は、「当日、午後0時25分までに志願した高等学校に集合すること。」と読み替える。
- (2) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。
- (3) 5の(7)は、これを削る。

11 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第9 選 抜 方 法

- 1 中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。
また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。
- 2 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 3 第2希望の学科についての選抜は、第1希望を優先させることを原則とする。
- 4 次の者については、選抜の対象としない。
 - (1) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - (2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- 5 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- 6 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日(木)から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。

第11 そ の 他

- 1 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月1日(月)の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月2日(火)午前9時から入学式の前日までとする。
- 2 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9(85ページ参照)により、「受検に係る特別配慮申請書(様式21)」を提出することができる。
- 3 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 4 この要項に定めるもののほか、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態(非常変災、感染症の感染拡大等)が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)の志願要件に該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 志願要件

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内に居住している又は居住予定のある者のうち、帰国して3年以内の者

この場合、「帰国して3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和9年2月1日（月）までに3年が経過していない場合をいう。

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国した者をいう。

2 中国等帰国生徒の特別入学者選抜を実施する課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

(1) 実施する課程及び学科

全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科

(2) 入学許可候補者の予定人員

若干名（「Ⅰ 一般入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の募集人員の一部とする。）

第2 出 願

1 総 則

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 1の(4)の隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は、適用しない。また、1の(5)の「上記(4)に定める者のほか、」を削る。

(2) 1の(6)は、「上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(5)、(6)及び(7)の書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。ただし、市立高等学校を志願する者のうち、上記(5)に該当する者は、当該市教育委員会が定めるところによるものとする。」と読み替える。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
(2) 中国等帰国生徒特別措置適用申請書	所定の様式（様式8）で作成すること。
(3) 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に11月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式1）で作成すること。なお、提出の方法については、「3 出願手続」の(2)のイを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(4) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、調査書を電子により提出する中学校に在籍している志願者及び中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。調査書を郵送により提出する中学校に在籍している志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。
(5) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
(6) 誓約書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。

書 類 等	摘 要
(7) 事情説明書等	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(8) 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、所定の様式(様式2の(1))で作成し、県教育長に送付により提出すること(「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」、13ページ参照)。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者(別記6、81ページ参照)が出願する場合は、別記7(82～83ページ参照)に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては、(5)、(6)及び(7)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の3に定めるところによる。また、出願を希望する場合は、原則として志願者情報登録最終日までに千葉県総合教育センター学力調査部に連絡すること。

第3 志願又は希望の変更

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」に定めるところによる。

第4 調査書及び学習成績分布表

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」に定めるところによる。

第5 入学願書等の提出期間等の特例

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第5 入学願書等の提出期間等の特例」に定めるところによる。

第6 受検票等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第6 受検票等の交付」に定めるところによる。

第7 本 検 査

「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

- 1 検査期日
令和9年2月16日(火)
- 2 検査場所
志願した高等学校
- 3 検査の内容
面接及び作文
- 4 検査時間割

2月16日(火)	
時 間	検 査 等
12:45	集 合
12:45～12:55	受付・点呼
12:55～13:10	注意事項伝達
13:25～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

- (1) 5の(2)は、「当日、午後0時45分までに志願した高等学校に集合すること。」と読み替える。
- (2) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。
- (3) 5の(7)は、これを削る。

6 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第8 追 検 査

「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

- 1 受検資格
「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。
- 2 追検査志願者の連絡
「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。
- 3 追検査受検願等の提出期間及び受付時間
「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。

4 提出書類及び提出先

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

5 追検査受検承認書等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

6 検査期日

令和9年2月25日（木）

7 検査場所

志願した高等学校

8 検査の内容

面接及び作文

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

9 検査時間割

2月25日（木）	
時 間	検 査 等
12:25	集 合
12:25～12:35	受付・点呼
12:35～12:50	注意事項伝達
13:05～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

10 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の10に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

(1) 5の(2)は、「当日、午後0時25分までに志願した高等学校に集合すること。」と読み替える。

(2) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。

(3) 5の(7)は、これを削る。

11 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第9 選 抜 方 法

1 中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

2 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。

3 第2希望の学科についての選抜は、第1希望を優先させることを原則とする。また、三部制の定時制の課程においては、第2希望、第3希望の部についての選抜は、上位の希望を優先させることを原則とする。

4 次の者については、選抜の対象としない。

(1) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者

(2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者

5 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。

6 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「選抜・評価方法」についての詳細は、別に定める。

第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。

第11 そ の 他

「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第11 その他」に定めるところによる。

ただし、5は、「この要項に定めるもののほか、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。」と読み替える。

Ⅴ 成人の特別入学者選抜

第 1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)のア及びイの志願要件に該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者
又は令和 9 年 3 月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和 9 年 3 月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 9 5 条各号のいずれか一つに該当する者
（別記 6、8 1 ページ参照）

(2) 志願要件

ア 定時制の課程を志願する理由が明白かつ適切であり、学ぶことに対して強い意欲を有する者

イ 令和 9 年 3 月 3 1 日に満 1 8 歳に達している者

2 成人の特別入学者選抜を実施する課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

(1) 実施する課程及び学科

定時制の課程の全ての学科

(2) 入学許可候補者の予定人員

入学許可候補者の予定人員については、別に定める。

また、「Ⅰ 一般入学者選抜」の募集人員の一部とする。

第 2 出 願

1 総 則

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 1 に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 1 の(1)は、「県立高等学校への出願に当たっては、規則（別記 2、7 1 ページ参照）に基づいて、志願しなければならない。」と読み替える。

(2) 1 の(3)は、「規則に反しない限り、三部制の定時制の課程における異なる部（午前部、午後部及び夜間部）については、第 2 希望、第 3 希望を申し出ることができる。」と読み替える。

(3) 1 の(5)は、「上記(4)に定める者のほか、規則第 3 条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と志願者の在籍（出身）中学校の所在する市町村とが同一学区にない者並びに他の都道府県及び海外から志願する者は、規則第 5 条及び規程第 2 条（別記 3、7 3 ページ参照）の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。」と読み替える。

(4) 1 の(6)は、「上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第 3 条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(5)及び(6)の書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。」と読み替える。

(5) 1 の(7)及び(8)は、これを削る。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに 1 2 月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
(2) 成人の特別入学者 選抜志願申請書	所定の様式（様式 9）で作成すること。
(3) 卒業証明書等	中学校又はこれに準ずる学校の卒業証明書等を提出すること。
(4) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(5) 誓約書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 1 の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式 1 5）を提出すること。
(6) 事情説明書等	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 1 の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。

注 学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者（別記 6、8 1 ページ参照）が出願する場合は、別記 7（8 2～8 3 ページ参照）に示す書類等を提出する。

3 出願手続

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の3に定めるところによる。この場合における読替え等は、以下のとおりとする。

- (1) 3の(2)イのcは、「志願者は、出願登録サイトから「宛名票」を印刷し、「宛名票」を貼付した封筒（長形3号）に、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。」と読み替える。

第3 志願又は希望の変更

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」に定めるところによる。

第4 入学願書等の提出期間等の特例

1 入学願書等の提出期間等の特例

入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(1)又は(2)に該当する者に対し特例を認める。なお、希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

- (1) 「第2 出願」の3に定める出願書類等の提出期間を過ぎてからの志願者本人等の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県公立高等学校を新たに志願しようとする者
- (2) 本県公立高等学校に出願している者で、「第3 志願又は希望の変更」の3に定める受付期間中に、志願者本人等の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず志願の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間

令和9年2月9日（火）及び2月10日（水）
受付時間は、2月9日（火）は午前9時から午後4時30分まで
2月10日（水）は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日（水）午後4時までに必着とする。

3 提出書類及び提出先

- (1) 上記1の(1)に該当する者は、次のア、イ及びウの書類を一括し、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
- ア 「第2 出願」の2に定める書類
- イ 志願者本人等の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
- ウ 公立高等学校にすでに志願している者は、当該高等学校の校長が発行する志願取消証明書
- (2) 上記1の(2)に該当する者は、「第3 志願又は希望の変更」の1に従い、次のア、イ及びウの書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。なお、提出を希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。
- ア 「第2 出願」の2に定める書類
- イ 志願者本人等の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
- ウ 先に志願した高等学校の校長から交付された志願取消証明書（様式11）

第5 受検票等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第6 受検票等の交付」に定めるところによる。

第6 本 検 査

「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

1 検査期日

令和9年2月16日（火）

2 検査場所

志願した高等学校

3 検査の内容

面接及び作文

4 検査時間割

2月16日（火）	
時 間	検 査 等
12:45	集 合
12:45～12:55	受付・点呼
12:55～13:10	注意事項伝達
13:25～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

- (1) 5の(2)は、「当日、午後0時45分までに志願した高等学校に集合すること。」と読み替える。
- (2) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。
- (3) 5の(7)は、これを削る。

6 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第7 追 検 査

「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

1 受検資格

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。

2 追検査志願者の連絡

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。

3 追検査受検願等の提出期間及び受付時間

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。

4 提出書類及び提出先

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

5 追検査受検承認書等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

6 検査期日

令和9年2月25日（木）

7 検査場所

志願した高等学校

8 検査の内容

面接及び作文

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

9 検査時間割

2月25日（木）	
時 間	検 査 等
12:25	集 合
12:25～12:35	受付・点呼
12:35～12:50	注意事項伝達
13:05～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

10 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の10に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

- (1) 5の(2)は、「当日、午後0時25分までに志願した高等学校に集合すること。」と読み替える。
- (2) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。
- (3) 5の(7)は、これを削る。

11 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第8 選 抜 方 法

1 成人の特別入学者選抜志願申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

2 三部制の定時制の課程においては、第2希望、第3希望の部についての選抜は、上位の希望を優先させることを原則とする。

3 次の者については、選抜の対象としない。

- (1) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
- (2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者

- 4 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- 5 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

第9 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。

第10 その他

- 1 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月1日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の（2）「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月2日（火）午前9時から入学式の前日までとする。
- 2 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- 3 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 4 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- 5 この要項に定めるもののほか、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

VI 連携型高等学校の特別入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

連携する中学校を原則として令和9年3月卒業見込みの者で、連携する中学校の校長の承認を得た者

2 連携型高等学校の特別入学者選抜を実施する学校、連携する中学校及び連携型高等学校の特別入学者選抜枠

- (1) 実施する高等学校
千葉県立関宿高等学校
- (2) 連携する中学校
野田市立関宿中学校、野田市立二川中学校、野田市立木間ヶ瀬中学校
- (3) 連携型高等学校の特別入学者選抜枠
募集定員の50%程度

第2 出 願

1 総 則

- (1) 連携型高等学校への出願に当たっては、規則（別記2、71ページ参照）に基づいて、志願しなければならない。
- (2) 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。
なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。
- (3) 埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内に居住する者の志願については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による。
- (4) 上記(3)に定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と連携する中学校の所在する市町村とが同一学区内にない者並びに埼玉県及び茨城県から志願する者は、規則第5条及び規程第2条の規定により、連携型高等学校の校長の承認を受けなければならない。
- (5) 上記(4)に該当し、連携型高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(5)、(6)及び(7)の書類を、連携型高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。
- (6) 原則としてインターネット出願とする。やむを得ない理由により、インターネット出願ができない場合は、入学願書の提出について千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
(2) 志願理由証明書	所定の様式（様式3の(2)）で作成すること。
(3) 連携型高等学校において別に定める書類	連携型高等学校の校長が定める様式で作成すること。
(4) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、調査書を電子により提出する中学校に在籍している志願者及び中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。調査書を郵送により提出する中学校に在籍している志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。
(5) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の1の(5)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
(6) 誓約書	「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の1の(5)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
(7) 事情説明書等	「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の1の(5)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。

3 出願手続

「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の3に定めるところによる。

第3 連携型高等学校において別に定める書類

志願する連携型高等学校の校長が定める様式で作成し、志願する連携型高等学校の校長に提出する。

第4 志願又は希望の変更

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」に定めるところによる。

第5 入学願書等の提出期間等の特例

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第5 入学願書等の提出期間等の特例」に定めるところによる。

第6 受検票等の交付

- 1 志願者は、出願登録サイトから受検票及び入学願書等受理証を印刷する。
- 2 インターネットによらない出願があった連携型高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証（連携型高等学校の定める様式）を交付する。

第7 本 検 査

「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

- 1 検査期日
令和9年2月16日（火）及び2月17日（水）
- 2 検査場所
志願した連携型高等学校
- 3 学力検査等の内容
(1) 第1日の検査
3教科（国語・数学・英語）の学力検査を実施する。

期日	区分	教 科	時 間	配 点
第1日（2月16日（火））		国語・数学・英語	国語・数学は各50分、 英語は60分	各教科100点

英語の問題は、放送によるリスニングテストを含む。

- (2) 第2日の検査
面接を実施する。
- 4 検査時間割

第1日（2月16日（火））		第2日（2月17日（水））
時 間	検 査 等	第2日の検査の時間等については、 連携型高等学校が別に定める。
9:30	集 合	
9:30～9:50	受付・点呼	
9:50～10:05	注意事項伝達	
10:15	検査室着席完了	
10:20～11:10	国 語	
11:35	検査室着席完了	
11:40～12:30	数 学	
12:30～13:15	昼食・休憩	
13:20	検査室着席完了	
13:25～14:25	英 語	

- 5 受検者心得
「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。
- 6 その他
不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。
なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第8 追 検 査

「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

- 1 受検資格
「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。
- 2 追検査志願者の連絡
「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。
- 3 追検査受検願等の提出期間及び受付時間
「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。
- 4 提出書類及び提出先
「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

5 追検査受検承認書等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

6 検査期日

令和9年2月25日（木）

7 検査場所

志願した連携型高等学校

8 検査の内容

3教科（国語・数学・英語）の学力検査及び面接を実施する。

ただし、追検査の学力検査は、本検査とは別の問題により実施する。

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

9 検査時間割（全ての検査を受検する場合）

2月25日（木）	
時 間	検 査 等
8:45	集 合
8:45～ 8:50	受付・点呼
8:50～ 9:00	注意事項伝達
9:05	検査室着席完了
9:10～10:00	国 語
10:10	検査室着席完了
10:15～11:05	数 学
11:15	検査室着席完了
11:20～12:20	英 語
12:20～13:00	昼食・休憩
13:05～	面 接

面接の時間等については、連携型高等学校が別に定める。

10 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の10に定めるところによる。

11 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第9 選 抜 方 法

- 1 連携する中学校の校長から送付された志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等の審査及び連携型高等学校において実施した検査の結果を選抜の資料とし、連携型高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
- 2 連携型高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、連携する中学校の校長に照会することができる。
- 3 次の者については、選抜の対象としない。
 - (1) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - (2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- 4 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- 5 連携型高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。連携型高等学校の「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、当該高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。

第11 そ の 他

- 1 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月1日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。

また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月2日(火)午前9時から入学式の前日までとする。

- 2 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9(85ページ参照)により、「受検に係る特別配慮申請書(様式21)」を提出することができる。

- 3 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。

なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

- 4 入国後の在日期间又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10(86ページ参照)により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書(様式23の(1)又は(2))」を提出することができる。

- 5 この要項に定めるもののほか、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態(非常変災、感染症の感染拡大等)が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

Ⅶ 第 2 次 募 集

第 1 募 集

1 応募資格

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 1 募集」の 1 に定める者のうち、次の(1)、(2)に該当しない者

- (1) 令和 9 年度公立高等学校入学許可候補者となっている者
- (2) 千葉県内に所在する私立高等学校の令和 9 年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から「Ⅶ 第 2 次募集」に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 5 入学願書等の提出期間等の特例」の 2 に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和 9 年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

2 第 2 次募集を実施する課程、学科及び募集人員

- (1) 実施する課程及び学科

入学許可候補者の数が募集定員（三部制の定時制の課程においては、募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅸ 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数）に満たない全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科

- (2) 募集人員

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）にあつては、募集定員から入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。

三部制の定時制の課程にあつては、募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅸ 秋季入学者選抜」の募集人員並びに入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。

第 2 出 願

1 総 則

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 1 に定めるところによる。ただし、「第 9 追加募集」においては、インターネット出願を行わない。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに 1 2 月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
(2) 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式 1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に 1 1 月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式 1）で作成すること。なお、提出の方法については、「3 出願手続」の(2)のイを参照すること。また、中学校卒業後、5 年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(3) 第 2 次募集等に係る誓約書（様式 1 6）又は誓約書（様式 1 7）	所定の様式（様式 1 6）で作成すること。ただし、千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県の隣接県協定に基づく隣接学区内の関係中学校に在籍している場合は、インターネット出願システム上で中学校長に承認されることにより、提出は不要となる。なお、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 5 入学願書等の提出期間の特例」の 2 に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者は、誓約書（様式 1 7）を作成し、提出すること。
(4) 事情説明書等（水産系の学科又は系列がある高等学校）	身元引受人がいることを条件に志願する者は、「事情説明書」及び「身元引受人承諾書」を提出すること。「事情説明書」及び「身元引受人承諾書」の様式は別に定める。
(5) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(6) 志願理由書	志願する三部制の定時制の課程を置く高等学校が提出を求める場合は、所定の様式（様式 3 の(1)）で作成し、提出すること。
(7) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 1 の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式 1 4）を提出すること。
(8) 誓約書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 1 の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式 1 5）を提出すること。

書 類 等	摘 要
(9) 事情説明書等	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(10) 承認書	当該私立高等学校の校長から、公立高等学校の第2次募集に志願することが承認されている者は、承認書（当該私立高等学校の定める様式）を提出すること。
(11) 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること。ただし、特別支援学校の中学部を除く。なお、他の選抜において、すでに提出済みの場合には必要としない（「Ⅶ 第2次募集」の「第4 調査書及び学習成績分布表」、34ページ参照）。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記7（82～83ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては、(7)、(8)及び(9)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

次の「(1) 志願者情報の登録及び入学検査料の納付」及び「(2) 出願書類等の提出」を行うことで、出願手続が完了となる。(1)のみでは完了しないので注意すること。

(1) 志願者情報の登録及び入学検査料の納付

ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間

令和9年3月2日（火）午後4時から3月4日（木）まで

イ 志願者情報の登録及び入学検査料の納付方法

a 志願者が中学校に在籍している場合

(a) 志願者は、次の①～③の手続を行う。

- ① 各高等学校及び県教育委員会のウェブページから出願登録サイトへアクセスし、志願者情報を登録する。
- ② 中学校長の承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を受ける。
- ③ 中学校長の承認処理終了後、入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願校、希望学科等を変更する場合や志願を取り消す場合は、先に中学校長から承認を受けていた高等学校へ出願書類等を提出し、高等学校の受理を完了させてから取り消しや変更の手続きを行うこと（志願変更・希望変更は、「第3 志願又は希望の変更」、志願取消は、「第10 その他」の1参照）。

(b) 中学校長は、自校の出身中学校専用サイト（以下、「専用サイト」という。）で、志願者が登録した内容を確認し、承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係 中学校のみ対象）を行う。

b 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合志願者は、次の①及び②の手続を行う。

- ① 志願する高等学校のウェブページの出願登録サイトから志願者情報を登録する。
- ② 入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願先や学科等を変更する場合は、一旦志願者情報の登録及び入学検査料の納付を行った高等学校へ出願書類等を提出後、「第3 志願又は希望の変更」により、変更を行うこと。

(2) 出願書類等の提出

ア 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年3月5日（金） 受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

送付の場合も、3月5日（金）午後4時30分までに必着とする。

イ 出願書類等の提出方法

千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校は、原則として「(2) 調査書」のデータを電子により提出する。電子による提出の方法は別に定める。

その他の提出書類がある場合や「(2) 調査書」を持参により提出する場合は、次のとおりとする。

志願者は、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」及び「(2) 調査書」を電子により提出する場合を除く。）を提出する場合は、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、原則として持参により志願する高等学校の校長に提出する。なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、原則として持参により志願する高等学校の校長に提出する。

第3 志願又は希望の変更

1 志願変更（別記14、96ページ参照）

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

- (1) 1の(1)は、「志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は、1回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅶ 第2次募集」を実施する他の高等学校、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」を実施する高等学校又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあつては、当該市教育委員会が定めるところによる。」と読み替える。

- (2) 1の(2)のイの読替え等は、次のとおりとする。

ア 「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2及び「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2は削る。

イ 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(2)又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(2)は、「Ⅶ 第2次募集」の「第2 出願」の2、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」の「2 出願」の(2)又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「2 出願」の(2)と読み替える。

2 希望変更（別記14、97ページ参照）

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」の2に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

- (1) 2の(1)は、「志願した高等学校の課程、学科、三部制の定時制の課程の部（午前部、午後部及び夜間部）の希望を変更したい者（以下、「希望変更者」という。）は、1回に限り、先の希望を取り消して、他の課程、学科、三部制の定時制の課程の部（午前部、午後部及び夜間部）を新たに希望することができる。」と読み替える。

3 志願又は希望の変更の受付期日及び受付時間

令和9年3月8日（月） 受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

送付の場合も、3月8日（月）午後4時30分までに必着とする。

第4 調査書及び学習成績分布表

1 調査書（様式1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。また、令和9年3月卒業（卒業見込み）の者については、令和8年12月末日現在で記入する。

2 学習成績分布表（様式2の(1)）

志願者が、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。また、他の選抜において、すでに県教育長に学習成績分布表を提出してある場合には、提出を必要としない。なお、令和9年3月卒業（卒業見込み）の者については、令和8年12月末日現在で記入する。

(1) 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和9年3月5日（金）午後4時30分までに必着とする。その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。

(2) 送付先

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13 千葉県総合教育センター学力調査部

(3) 提出上の留意点

ア 千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合以外については、学習成績分布表の提出を必要としない。

イ 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

第5 受検票等の交付

- 1 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。
- 2 志願者は、出願登録サイトから受検票及び入学願書等受理証を印刷する。

第6 検 査

1 検査期日

令和9年3月10日（水）

2 検査場所

志願した高等学校

3 検査の内容及び時間

- (1) 全ての高等学校で面接を実施する。
- (2) 各高等学校は、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから、いずれか一つの各高等学校において別に定める検査を実施する。
各高等学校において別に定める検査の内容は、別に定める（付表8、162～163ページ参照）。
なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、出願時に志願者に文書で伝えるものとする。
- (3) 検査時間については、各高等学校において別に定める検査の内容により別に定めるものとする。

4 検査時間割

3月10日（水）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

- (1) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。
- (2) 5の(7)は、これを削る。

6 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第7 選 抜 方 法

- 1 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び各高等学校において実施した検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。選抜の資料のいずれかにおいて、各高等学校が審議の対象とすると定めた評価等を有する者については、特に慎重に審議する。
調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。
また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。
- 2 調査書の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、各高等学校において実施した検査の結果等の選抜の資料は原則として得点（数値）化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。
- 3 埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内に居住する者が隣接県から入学できる生徒数は、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定書によるものとする。
- 4 三部制の定時制の課程を置く高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- 5 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 6 第2希望の学科についての選抜は、第1希望を優先させることを原則とする。また、三部制の定時制の課程においては、第2希望、第3希望の部についての選抜は、上位の希望を優先させることを原則とする。
- 7 次の者については、選抜の対象としない。
 - (1) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - (2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- 8 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。

- 9 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅶ 第2次募集」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

第8 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和9年3月12日（金）午前9時に、各高等学校のインターネット特設サイトで、入学許可候補者の発表を行う。

- 1 各高等学校は、検査日等に志願者へ、インターネット特設サイトでの合否照会について、アクセス方法やアクセス時に必要なURL（二次元コード）、ID、パスワード等を知らせる。
- 2 選抜結果の志願者本人宛て通知（以下「結果通知書」という。）は、令和9年3月12日（金）午前9時から3月31日（水）まで、インターネット特設サイトの合否照会ページから、志願者が個別に閲覧及びダウンロードすることができる。なお、志願者が、公印の押印された結果通知書の発行を希望する場合は、志願した高等学校へ事前に連絡した上で、原則として令和9年3月12日（金）午前9時から3月24日（水）午後4時までに、「令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願（様式25）を作成し、受検票とともに持参すること。

第9 追加募集

定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）においては、第2次募集で入学許可候補者の数が募集定員に満たない場合には、令和9年3月25日（木）又は26日（金）に追加募集を行う。

三部制の定時制の課程において、第2次募集で入学許可候補者の数が募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅸ 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数に満たない場合には、令和9年3月25日（木）又は26日（金）に追加募集を行う。

追加募集においては、インターネット出願を行わない。出願に際しては、「第2 出願」の2に定める書類に加えて、選抜結果通知等を送付するための返信用封筒（110円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号））に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記したものを、志願する高等学校の校長に提出すること。なお、実施する学校の検査日及び検査内容等については、令和9年3月12日（金）以降、県教育委員会のウェブページで公表する。

第10 その他

- 1 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月11日（木）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。

また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月12日（金）午前9時から入学式の前日までとする。

- 2 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。

- 3 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。

なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

- 4 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。

- 5 全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）の入学許可候補者決定に当たっては、第2次募集定員の遵守に努める。

また、三部制の定時制の課程においては、募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅸ 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数を守るよう努める。

なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない学校においては、各学校の実態に応じて、可能な限り入学許可候補者とする。

- 6 この要項に定めるもののほか、「Ⅶ 第2次募集」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

Ⅷ 地 域 連 携 ア ク テ ィ ブ ス ク ー ル の 入 学 者 選 抜

第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜 (一般入学者選抜と同じ日程で実施)

1 募 集

(1) 応募資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 期待する生徒像

各高等学校が別に定める。

注 各高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表6（161ページ参照）のとおりとする。

(3) 地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する学校及び地域連携アクティブスクールの入学者選抜の募集人員

- ア 実施する高等学校
千葉県立泉高等学校、千葉県立船橋古和釜高等学校、千葉県立行徳高等学校、
千葉県立流山北高等学校、千葉県立天羽高等学校、千葉県立市原高等学校
- イ 募集人員
募集人員は、別に定めて告示する募集定員の全部とする。

2 出 願

(1) 総 則

- ア 地域連携アクティブスクールへの出願に当たっては、規則（別記2、71ページ参照）に基づいて、志願しなければならない。
- イ 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。
なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。
- ウ 埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内に居住する者の志願については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による。
- エ 上記ウに定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と志願者の在籍（出身）中学校の所在する市町村とが同一学区内にない者、他の都道府県及び海外から志願する者は、規則第5条及び規程第2条（別記3、73ページ参照）の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。
- オ 上記エに該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「(2) 出願書類等」の表中オ、カ及びキの書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。
- カ 原則としてインターネット出願とする。やむを得ない理由により、インターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
イ 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に11月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式1）で作成すること。なお、提出の方法については、「(3) 出願手続」のイのBを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 志願理由書	志願する高等学校が提出を求める場合は、所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
エ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、調査書を電子により提出する中学校に在籍している志願者及び中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。調査書を郵送により提出する中学校に在籍している志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。

書 類 等	摘 要
オ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(1)のオに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
カ 誓約書	「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(1)のオに該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
キ 事情説明書等	「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(1)のオに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
ク 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること（「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「4 調査書及び学習成績分布表」、40ページ参照）。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記7（82～83ページ参照）に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続（別記14、91～97ページ参照）

次の「ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付」及び「イ 出願書類等の提出」を行うことで、出願手続が完了となる。アのみでは完了しないので注意すること。

ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付

A 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間

令和9年1月12日（火）から2月1日（月）まで（土日・祝日を含む。）

B 志願者情報の登録及び入学検査料の納付方法

a 志願者が中学校に在籍している場合

(a) 志願者は、次の①～④の手続を行う。

- ① 各高等学校及び県教育委員会のウェブページから出願登録サイトへアクセスし、志願者情報を登録する。
- ② 必要に応じて、別途出願に要する書類（「志願理由書」、「千葉県県立高等学校入学志願証明書」等）を中学校長に提出する。
- ③ 中学校長の承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を受ける。
- ④ 中学校長の承認処理終了後、入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願校、希望学科等を変更する場合や志願を取り消す場合は、先に中学校長から承認を受けていた高等学校へ出願書類等を提出し、高等学校の受理を完了させてから取り消しや変更の手続きを行うこと（志願変更・希望変更は、「第3 志願又は希望の変更」、志願取消は、「第10 その他」の1参照）。

(b) 中学校長は、自校の出身中学校専用サイト（以下、「専用サイト」という。）で、志願者が登録した内容を確認し、承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を行う。

b 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合志願者は、次の①及び②の手続を行う。

- ① 志願する高等学校のウェブページの出願登録サイトから志願者情報を登録する。
- ② 入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願先や学科等を変更する場合は、一旦志願者情報の登録及び入学検査料の納付を行った高等学校へ出願書類等を提出後、「第3 志願又は希望の変更」により、変更を行うこと。

イ 出願書類等の提出

A 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年2月2日（火）から2月4日（木）まで
受付時間は、2月2日（火）及び2月3日（水）は、午前9時から午後4時30分まで
2月4日（木）は、午前9時から正午までとする。

B 出願書類等の提出方法

千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校は、原則として「イ 調査書」のデータを電子により提出する。電子による提出の方法は別に定める。

その他の提出書類がある場合や「イ 調査書」を郵送により提出する場合は、次のa～cのとおりとする。なお、郵送により提出する場合、配達状況を確認でき、高等学校が手渡しで受け取る郵送方法

とする。

- a 志願者が「イ 調査書」のデータを電子により提出する中学校に在籍している場合
志願者は、「宛名票」を貼付した封筒（長形3号）に、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」及び「イ 調査書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。
- b 志願者が「イ 調査書」を郵送により提出する中学校に在籍している場合
中学校は、志願者ごとに「宛名票」を貼付した封筒（長形3号）に、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」除く。）を封入し、中学校でまとめて志願する高等学校長宛てに郵送する。
- c 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合
志願者は、出願登録サイトから「宛名票」を印刷し、「宛名票」を貼付した封筒（長形3号）に、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。ただし、日本の中学校出身の者は、出身中学校の校長から出願書類及び応募資格の確認を得ること。

3 志願又は希望の変更

入学願書受付締切り後において、規則、「県立高等学校通信教育規則」第13条（52ページ参照）、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、次により志願又は希望の変更をいずれか1回することができる。

(1) 志願変更

ア 志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は、1回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあつては、当該市教育委員会が定めるところによる。

イ 志願変更の手続

インターネット出願による志願者の志願変更の手続については、別記14（91～97ページ参照）に従って行うこと。

a 志願変更者は、志願変更願（様式10）及び所定の受検票を、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、先に志願した高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、先に志願した高等学校の校長に提出する。

また、志願変更願を受理した高等学校の校長は、志願変更者に志願取消証明書（様式11）を交付する。この場合、次の(a)のほか、(b)、(c)の書類（校長承認に係る書類）を提出してあった志願変更者には、これを返却するものとする。

- (a) 千葉県県立高等学校入学志願証明書
- (b) 誓約書
- (c) 事情説明書等

b 上記の志願取消しが認められた者は、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(2)又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(2)によって、インターネット出願（納付処理まで）を行い、上記 a の志願取消証明書及びその他出願に必要な書類を、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

c 入学検査料については、次の表に示す区分による。

区 分	入 学 検 査 料
他の県立高等学校全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程へ	新たに入学検査料を支払う必要はないが、納付処理が必要である。
市立高等学校へ	新たに納付する。

(2) 希望変更

ア 志願した高等学校の本検査における学科の希望を変更したい者（以下、「希望変更者」という。）は、1回に限り、先の希望を取り消して、本検査における他の学科を新たに希望することができる。

イ 希望変更の手続

インターネット出願による志願者の希望変更の手続については、別記14（91～97ページ参照）に従って行うこと。

希望変更者は、希望変更願（様式12）及び所定の受検票を在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、高等学校の校長に提出する。

また、高等学校の校長は、希望変更願の受理に際しては、希望変更許可書（様式13）を交付し、希望変更者の出願情報を訂正するとともに、新たな受検票を交付する。

(3) 志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間

令和9年2月9日（火）及び2月10日（水）

受付時間は、2月9日（火）は午前9時から午後4時30分まで

2月10日（水）は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日（水）午後4時までに必着とする。

4 調査書及び学習成績分布表

(1) 調査書（様式1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

(2) 学習成績分布表（様式2の(1)）

志願者が、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表（教育事務所又は千葉市教育委員会の点検を受けたもの）を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。

ア 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和9年2月4日（木）正午までに必着とする。その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。

イ 送付先

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部

ウ 提出上の留意点

(ア) 千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合以外については、学習成績分布表の提出を必要としない。

(イ) 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間等の特例

入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。なお、希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

ア 「2 出願」の(3)に定める出願書類等の提出期間を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず地域連携アクティブスクールを新たに志願しようとする者

イ 本県公立高等学校に出願している者で、「3 志願又は希望の変更」の(3)に定める受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず地域連携アクティブスクールへ志願又は希望の変更をしようとする者

(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間

令和9年2月9日（火）及び2月10日（水）

受付時間は、2月9日（火）は午前9時から午後4時30分まで

2月10日（水）は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日（水）午後4時までに必着とする。

(3) 提出書類及び提出先

ア 上記(1)のアに該当する者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長の確認

を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 「2 出願」の(2)に定める書類

(イ) 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類

(ウ) 公立高等学校にすでに出願している者は、当該高等学校の校長が発行する志願取消証明書

イ 上記(1)のイに該当する者は、「3 志願の変更」に従い、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の書類を一括し、在籍(出身)中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。なお、提出を希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

(ア) 「2 出願」の(2)に定める書類

(イ) 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類

(ウ) 先に志願した高等学校の校長から交付された志願取消証明書(様式11)

6 受検票等の交付

(1) 志願者は、出願登録サイトから受検票及び入学願書等受理証を印刷する。

(2) インターネットによらない出願があった高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証(各高等学校の定める様式)を交付する。

7 本 検 査

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

(1) 検査期日

令和9年2月16日(火)、2月17日(水)

(2) 検査場所

志願した高等学校

(3) 検査の内容

各高等学校において実施する検査の内容は、別に定める(付表6、161ページ参照)。なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、出願時に各高等学校のウェブページ等で志願者に文書で伝えるものとする。

ア 第1日の検査

3教科(国語・数学・英語)の学力検査を実施する。また、午後2時40分から各高等学校において別に定める検査を実施することができる。

期日	区 分	教 科	時 間	配 点
第1日(2月16日(火))		国語・数学・英語	国語・数学は各50分、 英語は60分	各教科100点

英語の問題は、放送によるリスニングテストを含む。

イ 第2日の検査

各高等学校において別に定める検査を実施する。

(4) 検査時間割

第1日(2月16日(火))		第2日(2月17日(水))	
時 間	検 査 等	時 間	検 査 等
9:30	集 合	9:30	集 合
9:30～9:50	受付・点呼	9:30～9:50	受付・点呼
9:50～10:05	注意事項伝達	9:50～10:05	注意事項伝達
10:15	検査室着席完了	10:15	検査室着席完了
10:20～11:10	国 語	10:20～	検 査
11:35	検査室着席完了		
11:40～12:30	数 学		
12:30～13:15	昼食・休憩		
13:20	検査室着席完了		
13:25～14:25	英 語		
14:40～	検 査		

各高等学校において別に定める検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。

(6) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

8 追 検 査

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

(1) 受検資格

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。

(2) 追検査志願者の連絡

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。

(3) 追検査受検願等の提出期間及び受付時間

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。

(4) 提出書類及び提出先

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

(5) 追検査受検承認書等の交付

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

(6) 検査期日

令和9年2月25日（木）

(7) 検査場所

志願した高等学校

(8) 検査の内容

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「7 本検査」の(3)に定めるところによる。

ただし、追検査の学力検査は、本検査とは別の問題により実施する。

また、各高等学校において別に定める検査については、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の本検査に準じた検査を実施する。

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

(9) 検査時間割（全ての検査を受検する場合）

2月25日（木）	
時 間	検 査 等
8:45	集 合
8:45～ 8:50	受付・点呼
8:50～ 9:00	注意事項伝達
9:05	検査室着席完了
9:10～10:00	国 語
10:10	検査室着席完了
10:15～11:05	数 学
11:15	検査室着席完了
11:20～12:20	英 語
12:20～13:00	昼食・休憩
13:05～	検 査

各高等学校において別に定める検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

(10) 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の10に定めるところによる。

(11) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

9 選 抜 方 法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において実施した検査の結果を選抜の資料とし、地域連携アクティブスクールの教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。選抜の資料のいずれかにおいて、各高等学校が審議の対象とすると定めた評価等を有する者については、特に慎重に審議する。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

(2) 埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内に居住する者が隣接県から入学できる生徒数は、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定書によるものとする。

- (3) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (4) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (5) 第2希望の学科についての選抜は、第1希望を優先させることを原則とする。
- (6) 次の者については、選抜の対象としない。
 - ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- (7) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (8) 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目及び配点等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

- 選抜結果については、本検査及び追検査の結果を併せて、高等学校の校長が、令和9年3月2日（火）午前9時に、各高等学校のインターネット特設サイトで、入学許可候補者の発表を行う。
- また、同午前9時に、次の(1)及び(2)により、インターネット特設サイトでの合否照会を行う。
- (1) 各高等学校は、検査日等に志願者へ、インターネット特設サイトでの合否照会について、アクセス方法やアクセス時に必要なURL（二次元コード）、ID、パスワード等を知らせる。
 - (2) 選抜結果の志願者本人宛て通知（以下「結果通知書」という。）は、令和9年3月2日（火）午前9時から3月31日（水）まで、インターネット特設サイトの合否照会ページから、志願者が個別に閲覧及びダウンロードすることができる。なお、志願者が、公印の押印された結果通知書を必要とする場合には、志願した高等学校へ事前に連絡した上で、原則として令和9年3月2日（火）午前9時から3月24日（水）午後4時までに、「令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願（様式25）を作成し、受検票とともに持参すること。

11 その他

- (1) 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月1日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。

また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月2日（火）午前9時から入学式の前日までとする。
- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。

なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集定員の遵守に努める。

なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- (6) この要項に定めるもののほか、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

第2 (Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜) 第2次募集
(第2次募集と同じ日程で実施)

1 募 集

(1) 応募資格

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「1 募集」の(1)に定める者のうち、次のア、イに該当しない者

ア 令和9年度公立高等学校入学許可候補者となっている者

イ 千葉県内に所在する私立高等学校の令和9年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「5 入学願書等の提出期間等の特例」の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和9年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

(2) 期待する生徒像

各高等学校が別に定める。

注 各高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表6(161ページ参照)のとおりとする。

(3) 第2次募集を実施する学校及び募集人員

ア 実施する高等学校

地域連携アクティブスクールに指定された学校のうち、入学許可候補者の数が募集定員に満たない全ての高等学校

イ 募集人員

募集定員から入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。

2 出 願

(1) 総 則

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。ただし、(1)のオは「上記エに該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「(2) 出願書類等」の表中カ、キ及びクの書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。」と読み替える。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」(各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定)に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
イ 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式(様式1)に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き(調査書)」(千葉県総合教育センターのウェブページ)に11月頃掲載予定)に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式(様式1)で作成すること。なお、提出の方法については、「(3) 出願手続」のイのBを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 第2次募集等に係る誓約書(様式16)又は誓約書(様式17)	所定の様式(様式16)で作成すること。ただし、千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県との隣接県協定に基づく隣接学区内の関係中学校に在籍している場合は、インターネット出願システム上で中学校長に承認されることにより、提出は不要となる。なお、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第5 入学願書等の提出期間の特例」の2に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者は、誓約書(様式17)を作成し、提出すること。
エ 志願理由書	志願する高等学校が提出を求める場合は、所定の様式(様式3の(1))で作成すること。
オ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式(様式4)で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
カ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(1)のオに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書(様式14)を提出すること。

書 類 等	摘 要
キ 誓約書	「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(1)のオに該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書(様式15)を提出すること。
ク 事情説明書等	「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(1)のオに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
ケ 承認書	当該私立高等学校の校長から、公立高等学校の第2次募集に志願することが承認されている者は、承認書(当該私立高等学校の定める様式)を提出すること。
コ 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、所定の様式(様式2の(1))で作成し、県教育長に送付により提出すること。ただし、他の選抜において、すでに提出済みの場合には必要としない(「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」の「4 調査書及び学習成績分布表」、46ページ参照)。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者(別記6、81ページ参照)が出願する場合は、別記7(82～83ページ参照)に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続(別記14、95ページ参照)

次の「ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付」及び「イ 出願書類等の提出」を行うことで、出願手続が完了となる。アのみでは完了しないので注意すること。

ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付

A 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間

令和9年3月2日(火)午後4時から3月4日(木)まで

B 志願者情報の登録及び入学検査料の納付方法

a 志願者が中学校に在籍している場合

(a) 志願者は、次の①～③の手続を行う。

- ① 各高等学校及び県教育委員会のウェブページから出願登録サイトへアクセスし、志願者情報を登録する。
- ② 中学校長の承認処理(千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区の関係中学校のみ対象)を受ける。
- ③ 中学校長の承認処理終了後、入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願校、希望学科等を変更する場合や志願を取り消す場合は、先に中学校長から承認を受けていた高等学校へ出願書類等を提出し、高等学校の受理を完了させてから取り消しや変更の手続きを行うこと(志願変更・希望変更は、「第3 志願又は希望の変更」、志願取消は、「第10 その他」の1参照)。

(b) 中学校長は、自校の出身中学校専用サイト(以下、「専用サイト」という。)で、志願者が登録した内容を確認し、承認処理(千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象)を行う。

b 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合

志願者は、次の①及び②の手続を行う。

- ① 志願する高等学校のウェブページの出願登録サイトから志願者情報を登録する。
- ② 入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に出願先や学科等を変更する場合は、一旦志願者情報の登録及び入学検査料の納付を行った高等学校へ出願書類等を提出後、「3 志願又は希望の変更」により、変更を行うこと。

イ 出願書類等の提出

A 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年3月5日(金) 受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

送付の場合も、3月5日(金)午後4時30分までに必着とする。

B 出願書類等の提出方法

千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校は、原則として「イ 調査書」のデータを電子により提出する。電子による提出の方法は別に定める。

その他の提出書類がある場合や「イ 調査書」を持参により提出する場合は、次のとおりとする。

志願者は、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「ア 入学願書」及び「イ 調査書」を電子により提出する場合を除く。）を提出する場合は、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、原則として持参により志願する高等学校の校長に提出する。なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、原則として持参により志願する高等学校の校長に提出する。

3 志願又は希望の変更

(1) 志願変更（別記14、96ページ参照）

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「3 志願又は希望の変更」の(1)に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

ア (1)のアは「志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は、1回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅶ 第2次募集」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。」と読み替える。

イ (1)のイのbの読替え等は、次のとおりとする。

(ア) 「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2及び「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2は削る。

(イ) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(2)又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(2)は、「Ⅶ 第2次募集」の「第2 出願」の2、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」の「2 出願」の(2)又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「2 出願」の(2)と読み替える。

(2) 希望変更（別記14、97ページ参照）

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「3 志願又は希望の変更」の(2)に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(2)のアは、「志願した高等学校の学科の希望を変更したい者（以下、「希望変更者」という。）は、1回に限り、先の希望を取り消して、他の学科を新たに希望することができる。」と読み替える。

(3) 志願又は希望の変更の受付期日及び受付時間

令和9年3月8日（月）

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

なお、送付の場合も、3月8日（月）午後4時30分までに必着とする。

4 調査書及び学習成績分布表

(1) 調査書（様式1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

また、令和9年3月卒業（卒業見込み）の者については、令和8年12月末日現在で記入する。

(2) 学習成績分布表（様式2の(1)）

志願者が、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表（教育事務所又は千葉市教育委員会の点検を受けたもの）を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。

ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。また、他の選抜において、すでに県教育長に学習成績分布表を提出してある場合には、提出を必要としない。

なお、令和9年3月卒業（卒業見込み）の者については、令和8年12月末日現在で記入する。

ア 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和9年3月5日（金）午後4時30分までに必着とする。

その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。

イ 送付先

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部

ウ 提出上の留意点

(ア) 千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合以外については、学習成績分布表の提出を必要としない。

(イ) 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

5 受検票等の交付

- (1) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。
- (2) 志願者は、出願登録サイトから受検票及び入学願書等受理証を印刷する。
- (3) インターネットによらない出願のあった高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、上記(1)と同様に受理証を交付する。

6 検 査

- (1) 検査期日
令和9年3月10日（水）
- (2) 検査場所
志願した高等学校
- (3) 検査の内容及び時間
面接及び作文
- (4) 検査時間割

3月10日（水）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

ア 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。

イ 5の(7)は、これを削る。

(6) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

7 選 抜 方 法

- (1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、地域連携アクティブスクールの教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。選抜の資料のいずれかにおいて、各高等学校が審議の対象とすると定めた評価等を有する者については、特に慎重に審議する。
なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。
また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。
- (2) 埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内に居住する者が隣接県から入学できる生徒数は、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定書によるものとする。
- (3) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (4) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。

- (5) 第2希望の学科についての選抜は、第1希望を優先させることを原則とする。
- (6) 次の者については、選抜の対象としない。
 - ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- (7) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (8) 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

8 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和9年3月12日（金）午前9時に、各高等学校のインターネット特設サイトで、入学許可候補者の発表を行う。

また、同午前9時に、次の(1)、(2)により、インターネット特設サイトでの合否照会を行う。

- (1) 各高等学校は、検査日等に志願者へ、インターネット特設サイトでの合否照会について、アクセス方法やアクセス時に必要なURL（二次元コード）、ID、パスワード等を知らせる。
- (2) 選抜結果の志願者本人宛て通知（以下「結果通知書」という。）は、令和9年3月12日（金）午前9時から3月31日（水）まで、インターネット特設サイトの合否照会ページから、志願者が個別に閲覧及びダウンロードすることができる。なお、志願者が、公印の押印された結果通知書の発行を希望する場合は、志願した高等学校へ事前に連絡した上で、原則として令和8年3月12日（金）午前9時から3月24日（水）午後4時までに、「令和8年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願（様式25）を作成し、受検票とともに持参すること。

9 その他

- (1) 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月11日（木）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。

また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月12日（金）午前9時から入学式の前日までとする。

- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。

- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
 なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) この要項に定めるもののほか、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

Ⅸ 秋季入学者選 抜

第 1 募 集

1 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

2 期待する生徒像

各高等学校が別に定める。

注 各高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表2（137ページ以降参照）のとおりとする。

3 秋季入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び募集人員

- (1) 実施する高等学校、課程及び学科
 千葉県立生浜高等学校三部制（午前部、午後部及び夜間部）の定時制の課程普通科
 千葉県立松戸南高等学校三部制（午前部、午後部及び夜間部）の定時制の課程普通科
 千葉県立佐倉南高等学校三部制（午前部、午後部及び夜間部）の定時制の課程普通科
- (2) 募集人員
 募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて、別に定めて告示する各部の募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の5%とする。
 なお、秋季入学者選抜を実施する高等学校において、追加募集を行っても、入学許可候補者の数が募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅸ 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数に満たない場合には、その人数を募集人員に加える。

第 2 出 願

1 総 則

- (1) 県立高等学校への出願に当たっては、規則（別記2、71ページ参照）に基づいて、志願しなければならない。
- (2) 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。
 なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。
- (3) 部（午前部、午後部及び夜間部）については、第2希望を申し出ることはいできない。
- (4) 埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内に居住する者の志願については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による。
- (5) 上記(4)に定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と志願者の在籍（出身）中学校の所在する市町村とが同一学区内にない者並びに他の都道府県及び海外から志願する者は、規則第5条及び規程第2条（別記3、73ページ参照）の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。
- (6) 上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(6)、(7)及び(8)の書類を志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・受検票・入学願書等受理証等	所定の用紙（別紙6）を県教育委員会のウェブページから印刷し、所要事項を記入すること。なお、所定の用紙（別紙6）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも令和8年11月2日(月)から交付する。 入学検査料については、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとおりとする。 写真貼付欄に、写真2枚（横3.0cm×縦4.0cm、正面上半身脱帽・無背景、令和9年3月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	110円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	志願する高等学校が提出を求める場合は、所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。

書 類 等	摘 要
(6) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「IX 秋季入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する出身中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
(7) 誓約書	「IX 秋季入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
(8) 事情説明書等	「IX 秋季入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書等の様式は、別に定める。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記7（82～83ページ参照）に示す書類等を提出する。

3 出願手続

- (1) 志願者は、出願書類等を出身中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

- (2) 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年8月18日（水）及び8月19日（木）
 受付時間は、8月18日（水）は、午前9時から午後4時30分まで
 8月19日（木）は、午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、8月19日（木）午後4時までに必着とする。

第3 調 査 書

1 調査書（様式1）

志願者の出身中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、調査書中の第1学年、第2学年及び第3学年における教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの）の評価は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。

また、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

第4 入学願書の交付及び受検票等の交付

- 1 入学願書は、令和8年11月2日（月）以降、県教育委員会ウェブページに掲載されたものを用いる。なお、所定の用紙（別紙6）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも交付する。
- 2 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

第5 検 査

1 検査期日

令和9年8月24日（火）

2 検査場所

志願した高等学校

3 学校設定検査の内容

各高等学校において、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか一つ以上の学校設定検査を実施する。

各高等学校において実施する学校設定検査の内容は、別に定める（付表2、156ページ参照）。

また、学校教育法施行規則第95条第3号、第4号又は第5号に該当する者（別記6、81ページ参照）については、必要に応じて面接又は口頭による学習内容の検査を加えることができる。

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、出願時に志願者に文書で伝えるものとする。

4 検査時間割

8月24日（火）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	学校設定検査

学校設定検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

「I 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

- (1) 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。
- (2) 5の(7)は、これを削る。

6 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「I 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

第6 選 抜 方 法

- 1 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。
また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。
- 2 埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内に居住する者が隣接県から入学できる生徒数は、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定書によるものとする。
- 3 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- 4 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 5 次の者については、選抜の対象としない。
 - (1) 「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - (2) 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- 6 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- 7 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「IX 秋季入学者選抜」の「選抜・評価方法」についての詳細は、別に定める。

第7 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和9年8月27日（金）午前9時に各高等学校において掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。また、選抜結果を志願者本人宛て通知する。

第8 そ の 他

- 1 志願を取り消す者がした場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年8月26日（木）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者がした場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年8月27日（金）午前9時から入学式の前日までとする。
- 2 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- 3 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 4 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- 5 入学許可候補者の決定に当たっては、募集定員の遵守に努める。
なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合には、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- 6 この要項に定めるもののほか、「IX 秋季入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

X 通信制の課程の入学者選抜

第1 (X 通信制の課程の入学者選抜) 一期入学者選抜 (一般入学者選抜と同じ日程で実施)

1 募 集

(1) 応募資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7（161ページ参照）のとおりとする。

(3) 一期入学者選抜を実施する学校及び募集人員

- ア 実施する高等学校
千葉県立千葉大宮高等学校
- イ 募集人員
募集人員は、別に定めて告示する募集定員から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 二期（秋季入学）入学者選抜」の募集人員を減じた人数の80%程度とする。

2 出 願

(1) 総 則

- ア 県立高等学校通信制の課程への出願に当たっては、「県立高等学校通信教育規則」（昭和33年1月13日教育委員会規則第2号、最終改正平成20年3月4日、教育委員会規則第1号、以下「通信教育規則」という。）第13条の規定により、志願しなければならない。

注 県立高等学校通信教育規則（抜粋）

（入学資格）

第13条 実施校に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 千葉県の区域内に住所を有する者
- (2) 茨城県の区域内に住所を有する者でやむを得ない事由により校長が必要と認めたもの
- (3) その他特別の事由により校長が必要と認めた者

- イ 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。

なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。

- ウ 千葉県の区域内に住所を有しない者は、通信教育規則第13条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。

- エ 上記ウに該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、次の「(2) 出願書類等」の表中オ、カ及びキの書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。

- オ 原則としてインターネット出願とする。やむを得ない理由により、インターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
イ 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に11月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式1）で作成すること。なお、提出の方法については、「(3) 出願手続」のイのBを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。

書 類 等	摘 要
エ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、調査書を電子により提出する中学校に在籍している志願者及び中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。調査書を郵送により提出する中学校に在籍している志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。
オ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
カ 誓約書	「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
キ 事情説明書等	「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書（当該事業者等の定める様式）、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
ク 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること（「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「4 調査書及び学習成績分布表」、55ページ参照）。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記8（84ページ参照）に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続（別記14、91～97ページ参照）

次の「ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付」及び「イ 出願書類等の提出」を行うことで、出願手続が完了となる。アのみでは完了しないので注意すること。

ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付

A 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間

令和9年1月12日（火）から2月1日（月）まで（土日・祝日を含む。）

B 志願者情報の登録及び入学検査料の納付方法

a 志願者が中学校に在籍している場合

(a) 志願者は、次の①～④の手続を行う。

- ① 各高等学校及び県教育委員会のウェブページから出願登録サイトへアクセスし、志願者情報を登録する。
- ② 必要に応じて、別途出願に要する書類（「志願理由書」、「千葉県県立高等学校入学志願証明書」等）を中学校長に提出する。
- ③ 中学校長の承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を受ける。
- ④ 中学校長の承認処理終了後、入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願校、希望学科等を変更する場合や志願を取り消す場合は、先に中学校長から承認を受けていた高等学校へ出願書類等を提出し、高等学校の受理を完了させてから取り消しや変更の手続きを行うこと（志願変更・希望変更は、「第3 志願又は希望の変更」、志願取消は、「第10 その他」の1参照）。

(b) 中学校長は、自校の出身中学校専用サイト（以下、「専用サイト」という。）で、志願者が登録した内容を確認し、承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を行う。

b 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合志願者は、次の①及び②の手続を行う。

- ① 志願する高等学校のウェブページの出願登録サイトから志願者情報を登録する。
- ② 入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に出願先や学科等を変更する場合は、一旦志願者情報の登録及び入学検査料の納付を行った高等学校へ出願書類等を提出後、「第3 志願又は希望の変更」により、変更を行うこと。

イ 出願書類等の提出

A 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年2月2日（火）から2月4日（木）まで
受付時間は、2月2日（火）及び2月3日（水）は、午前9時から午後4時30分まで
2月4日（木）は、午前9時から正午までとする。

B 出願書類等の提出方法

千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校は、原則として「イ 調査書」のデータを電子により提出する。電子による提出の方法は別に定める。

その他の提出書類がある場合や「イ 調査書」を郵送により提出する場合は、次の a～c のとおりとする。なお、郵送により提出する場合、配達状況を確認でき、高等学校が手渡しで受け取る郵送方法とする。

a 志願者が「イ 調査書」のデータを電子により提出する中学校に在籍している場合

志願者は、「宛名票」を貼付した封筒（長形 3 号）に、「第 2 出願」の 2 に定める出願に要する書類（「ア 入学願書」及び「イ 調査書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。

b 志願者が「イ 調査書」を郵送により提出する中学校に在籍している場合

中学校は、志願者ごとに「宛名票」を貼付した封筒（長形 3 号）に、「第 2 出願」の 2 に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」を除く。）を封入し、中学校でまとめて志願する高等学校長宛てに郵送する。

c 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する場合

志願者は、出願登録サイトから「宛名票」を印刷し、「宛名票」を貼付した封筒（長形 3 号）に、「第 2 出願」の 2 に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。ただし、日本の中学校出身の者は、出身中学校の校長から出願書類及び応募資格の確認を得ること。

3 志願の変更

入学願書受付締切り後において、規則（別記 2、7 1 ページ参照）、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、次により志願の変更を認める。

(1) 志願変更

志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は、1 回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

(2) 志願変更の手続

インターネット出願による志願変更の手続については、別記 1 4（9 1～9 7 ページ参照）に従って行うこと。

ア 志願変更者は、志願変更願（様式 1 0）及び所定の受検票を、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、先に志願した高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、先に志願した高等学校の校長に提出する。

また、志願変更願を受理した高等学校の校長は、志願変更者に志願取消証明書（様式 1 1）を交付する。この場合、次の(イ)のほか、(イ)、(ウ)の書類（校長承認に係る書類）を提出してあった志願変更者には、これを返却するものとする。

(ア) 千葉県県立高等学校入学志願証明書

(イ) 誓約書

(ウ) 事情説明書等

イ 上記の志願取消しが認められた者は、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2 又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(2)によって、インターネット出願（納付処理まで）を行い、上記アの志願取消証明書及びその他出願に必要な書類を添え、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、新たに志願する高等学校の校長に提出する。

また、高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

ウ 入学検査料については、次の表に示す区分による。

区 分	入 学 検 査 料
県立高等学校全日制の課程へ	新たに1, 250円分を納付する。
県立高等学校定時制の課程へ	新たに入学検査料を支払う必要はないが、納付処理が必要である。
市立高等学校へ	新たに納付する。

(3) 志願変更の受付期間及び受付時間

令和9年2月9日（火）から2月10日（水）
受付時間は、2月9日（火）は午前9時から午後4時30分まで
2月10日（水）は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日（水）午後4時までに必着とする。

4 調査書及び学習成績分布表

(1) 調査書（様式1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

(2) 学習成績分布表（様式2の(1)）

志願者が、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。

ア 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和9年2月4日（木）正午までに必着とする。その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。

イ 送付先

〒261-0014 千葉県美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部

ウ 提出上の留意点

(ア) 千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合以外については、学習成績分布表の提出を必要としない。

(イ) 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間等の特例

入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。なお、希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

ア 「2 出願」の(3)に定める出願書類等の提出期間を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県県立高等学校通信制の課程を新たに志願しようとする者

イ 本県公立高等学校に出願している者で、「3 志願の変更」の(3)に定める受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県県立高等学校通信制の課程へ志願の変更をしようとする者

(2) 入学願書等の提出期間及び志願変更の受付期間並びにその受付時間

令和9年2月9日（火）から2月10日（水）
受付時間は、2月9日（火）は午前9時から午後4時30分まで
2月10日（水）は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日（水）午後4時までに必着とする。

(3) 提出書類及び提出先

ア 上記(1)のアに該当する者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 「2 出願」の(2)に定める書類

(イ) 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類

(ウ) 公立高等学校にすでに出願している者は、当該高等学校の校長が発行する志願取消証明書

イ 上記(1)のイに該当する者は、「3 志願の変更」に従い、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。なお、提出を希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

(ア) 「2 出願」の(2)に定める書類

(イ) 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類

(ウ) 先に志願した高等学校の校長から交付された志願取消証明書（様式11）

6 受検票等の交付

- (1) 志願者は、出願登録サイトから受検票及び入学願書等受理証を印刷する。
- (2) インターネットによらない出願があった高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

7 本 検 査

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

- (1) 検査期日
令和9年2月16日（火）
- (2) 検査場所
志願した高等学校
- (3) 検査の内容
面接及び作文
- (4) 検査時間割

2月16日（火）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:50	受付・点呼
9:50～10:05	注意事項伝達
10:20～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

- (5) 受検者心得
「I 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。
- (6) その他
不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。
なお、不正行為とは、「I 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

8 追 検 査

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

- (1) 受検資格
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。
- (2) 追検査志願者の連絡
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。
- (3) 追検査受検願等の提出期間及び受付時間
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。
- (4) 提出書類及び提出先
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。
- (5) 追検査受検承認書等の交付
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。
- (6) 検査期日
令和9年2月25日（木）
- (7) 検査場所
志願した高等学校
- (8) 検査の内容
面接及び作文
なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。
- (9) 検査時間割

2月25日（木）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

- (10) 受検者心得
「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「7 本検査」の(5)に定めるところによる。

(11) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

9 選 抜 方 法

- (1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (4) 次の者については、選抜の対象としない。
 - ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- (5) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (6) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、当該各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、本検査及び追検査の結果を併せて、高等学校の校長が、**令和9年3月2日（火）午前9時**に、各高等学校のインターネット特設サイトで、入学許可候補者の発表を行う。

- (1) 高等学校は、検査日等に志願者へ、インターネット特設サイトでの合否照会について、アクセス方法やアクセス時に必要なURL（二次元コード）、ID、パスワード等を知らせる。
- (2) 選抜結果の志願者本人宛て通知（以下「結果通知書」という。）は、令和9年3月2日（火）午前9時から3月31日（水）まで、インターネット特設サイトの合否照会ページから、志願者が個別に閲覧及びダウンロードすることができる。なお、志願者が、公印の押印された結果通知書を必要とする場合には、志願した高等学校へ事前に連絡した上で、原則として令和9年3月2日（火）午前9時から3月24日（水）午後4時までに、「令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願（様式25）を作成し、受検票とともに持参すること。

11 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者が出了場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月1日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。

また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出了場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月2日（火）午前9時から入学式の前日までとする。

- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。

- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。

なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集人員の遵守に努める。

なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- (6) この要項に定めるもののほか、「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

第2 (X 通信制の課程の入学者選抜) 二期入学者選抜 (第2次募集と同じ日程で実施)

1 募 集

(1) 応募資格

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「1 募集」の(1)に定める者のうち、次のア、イに該当しない者

ア 令和9年度公立高等学校入学許可候補者となっている者

イ 千葉県内に所在する私立高等学校令和9年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「5 入学願書等の提出期間等の特例」の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和9年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7（161ページ参照）のとおりとする。

(3) 二期入学者選抜を実施する学校及び募集人員

ア 実施する高等学校

千葉県立千葉大宮高等学校

イ 募集人員

募集定員から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」の募集人員及び「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の入学許可候補者の数を減じた人数の50%程度を募集人員とする。

2 出 願

(1) 総 則

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。ただし、(1)のエは「上記ウに該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、次の「(2) 出願書類等」の表中カ、キ及びクの書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。」と読み替える。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
イ 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に11月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式1）で作成すること。なお、提出の方法については、「(3) 出願手続」のイのBを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 第2次募集等に係る誓約書（様式16）又は誓約書（様式17）	所定の様式（様式16）で作成すること。ただし、千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県の隣接県協定に基づく隣接学区内の関係中学校に在籍している場合は、インターネット出願システム上で中学校長に承認されることにより、提出は不要となる。なお、「I 一般入学者選抜」の「第5 入学願書等の提出期間の特例」の2に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者は、誓約書（様式17）を作成し、提出すること。
エ 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
オ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
カ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
キ 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。

書 類 等	摘 要
ク 事情説明書等	「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書（当該事業者等の定める様式）、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
ケ 承認書	当該私立高等学校の校長から、公立高等学校の「X 通信制の課程の入学選抜」の「第2 二期入学選抜」に志願することが承認されている者は、承認書（当該私立高等学校の定める様式）を提出すること。
コ 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること。ただし、他の選抜において、すでに提出済みの場合には必要としない（「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「4 調査書及び学習成績分布表」、55ページ参照）。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記8（84ページ参照）に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続（別記14、95ページ参照）

次の「ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付」及び「イ 出願書類等の提出」を行うことで、出願手続が完了となる。アのみでは完了しないので注意すること。

ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付

A 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間

令和9年3月2日（火）午後4時から3月4日（木）まで

B 志願者情報の登録及び入学検査料の納付方法

a 志願者が中学校に在籍している場合

(a) 志願者は、次の①～③の手続を行う。

- ① 各高等学校及び県教育委員会のウェブページから出願登録サイトへアクセスし、志願者情報を登録する。
- ② 中学校長の承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区の関係中学校のみ対象）を受ける。
- ③ 中学校長の承認処理終了後、入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願校、希望学科等を変更する場合や志願を取り消す場合は、先に中学校長から承認を受けていた高等学校へ出願書類等を提出し、高等学校の受理を完了させてから取り消しや変更の手続きを行うこと（志願変更・希望変更は、「第3 志願又は希望の変更」、志願取消は、「第10 その他」の1参照）。

(b) 中学校長は、自校の出身中学校専用サイト（以下、「専用サイト」という。）で、志願者が登録した内容を確認し、承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を行う。

b 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合

志願者は、次の①及び②の手続を行う。

- ① 志願する高等学校のウェブページの出願登録サイトから志願者情報を登録する。
- ② 入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に出願先や学科等を変更する場合は、一旦志願者情報の登録及び入学検査料の納付を行った高等学校へ出願書類等を提出後、「3 志願又は希望の変更」により、変更を行うこと。

イ 出願書類等の提出

A 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年3月5日（金） 受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

送付の場合も、3月5日（金）午後4時30分までに必着とする。

B 出願書類等の提出方法

千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校は、原則として「イ 調査書」のデータを電子により提出する。電子による提出の方法は別に定める。

その他の提出書類がある場合や「イ 調査書」を持参により提出する場合は、次のとおりとする。

志願者は、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「ア 入学願書」及び「イ 調査書」を電子により提出する場合を除く。）を提出する場合は、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、原則として持参により志願する高等学校の校長に提出する。なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、原則として持参により志願する高等学校の校長に提出する。

3 志願の変更

(1) 志願変更（別記 1 4、9 6 ページ参照）

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第 1 一期入学者選抜」の「3 志願の変更」に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

ア (1)は「志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は、1 回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅶ 第 2 次募集」又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 2 第 2 次募集」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。」と読み替える。

イ (2)のイの読替え等は、次のとおりとする。

(ア) 「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2 及び「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2 は削る。

(イ) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 2 又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(2)は、「Ⅶ 第 2 次募集」の「第 2 出願」の 2 又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 2 第 2 次募集」の「2 出願」の(2)と読み替える。

(2) 志願変更の受付期日及び受付時間

令和 9 年 3 月 8 日（月）

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

送付の場合も、3 月 8 日（月）午後 4 時 30 分までに必着とする。

4 調査書及び学習成績分布表

(1) 調査書（様式 1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記 1（6 9～7 0 ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

また、令和 9 年 3 月卒業（卒業見込み）の者については、令和 8 年 1 2 月末日現在で記入する。

(2) 学習成績分布表（様式 2 の(1)）

志願者が、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、別記 1（6 9～7 0 ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表（教育事務所又は千葉市教育委員会の点検を受けたもの）を 1 通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。また、他の選抜において、すでに県教育長に学習成績分布表を提出してある場合には、提出を必要としない。

なお、令和 9 年 3 月卒業（卒業見込み）の者については、令和 8 年 1 2 月末日現在で記入する。

ア 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和 9 年 3 月 5 日（金）午後 4 時 30 分までに必着とする。

その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。

イ 送付先

〒2 6 1-0 0 1 4 千葉県美浜区若葉 2-1 3

千葉県総合教育センター学力調査部

ウ 提出上の留意点

(ア) 千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合以外については、学習成績分布表の提出を必要としない。

(イ) 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

5 受検票等の交付

- (1) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。
- (2) 志願者は、出願登録サイトから受検票及び入学願書等受理証を印刷する。
- (3) インターネットによらない出願のあった高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、上記(1)と同様に受理証を交付する。

6 検 査

- (1) 検査期日
令和9年3月10日（水）
- (2) 検査場所
志願した高等学校
- (3) 検査の内容
面接及び作文
- (4) 検査時間割

3月10日（水）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

ア 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。

イ 5の(7)は、これを削る。

(6) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

7 選 抜 方 法

- (1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。
また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。
- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (4) 次の者については、選抜の対象としない。
ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- (5) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (6) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

8 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和9年3月12日（金）午前9時に、各高等学校のインターネット特設サイトで、入学許可候補者の発表を行う。

- (1) 高等学校は、検査日等に志願者へ、インターネット特設サイトでの合否照会について、アクセス方法やアクセス時に必要なURL（二次元コード）、ID、パスワード等を知らせる。
- (2) 選抜結果の志願者本人宛て通知（以下「結果通知書」という。）は、令和9年3月12日（金）午前9時から3月31日（水）まで、インターネット特設サイトの合否照会ページから、志願者が個別に閲覧及びダウンロードすることができる。なお、志願者が、公印の押印された結果通知書を必要とする場合には、志願した高等学校へ事前に連絡した上で、原則として令和9年3月12日（金）午前9時から3月24日（水）午後4時までに、「令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願（様式25）を作成し、受検票とともに持参すること。

9 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月11日（木）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月12日（金）午前9時から入学式の前日までとする。
- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集人員の遵守に努める。
なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- (6) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

第3 (X 通信制の課程の入学者選抜) 三期入学者選抜

1 募 集

(1) 応募資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者
- イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7（161ページ参照）のとおりとする。

(3) 三期入学者選抜を実施する学校及び募集人員

- ア 実施する高等学校
千葉県立千葉大宮高等学校

イ 募集人員

募集定員から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」の募集人員並びに「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」及び「第2 二期入学者選抜」の入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。

2 出 願

(1) 総 則

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。ただし、オはこれを削る。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書・受検票・入学願書等受理証等	所定の用紙（別紙7）を県教育委員会のウェブページから印刷し、所要事項を記入すること。なお、所定の用紙（別紙7）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも令和8年11月2日(月)から交付する。 入学検査料については、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとおりとする。 写真貼付欄に、写真2枚（横3.0cm×縦4.0cm、正面上半身脱帽・無背景、令和8年11月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可。）を貼付すること。
イ 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 選抜結果通知用封筒	110円切手（料金改定があった場合には、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
エ 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
オ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
カ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する出身中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
キ 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
ク 事情説明書等	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書（当該事業者等の定める様式）、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記8（84ページ参照）に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続

- ア 志願者は、出願書類等を出身中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

イ 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年4月5日（月）及び4月6日（火）
受付時間は、4月5日（月）は、午前9時から午後4時30分まで
4月6日（火）は、午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、4月6日（火）午後4時までに必着とする。

3 調 査 書

(1) 調査書（様式1）

志願者の出身中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、調査書中の第1学年、第2学年及び第3学年における教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。）の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。

また、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

4 入学願書の交付及び受検票等の交付

- (1) 入学願書は、令和8年11月2日（月）以降、県教育委員会ウェブページに掲載されたものを用いる。
なお、所定の用紙（別紙7）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも交付する。
- (2) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

5 検 査

(1) 検査期日

令和9年4月9日（金）

(2) 検査場所

志願した高等学校

(3) 検査の内容

面接及び作文

(4) 検査時間割

4月9日（金）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

ア 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。

イ 5の(7)は、これを削る。

(6) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

6 選 抜 方 法

- (1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (4) 次の者については、選抜の対象としない。

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者

イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者

- (5) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (6) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「X 通信制の課程の入学選抜」の「第3 三期入学選抜」の「選抜・評価方法」については、別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和9年4月13日（火）午前9時に高等学校において掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。

また、選抜結果を志願者本人宛て通知する。

8 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年4月12日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年4月13日（火）午前9時から入学式の前日までとする。
- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集人員の遵守に努める。
なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- (6) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学選抜」の「第3 三期入学選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

第 4 (X 通信制の課程の入学者選抜) 四期 (秋季入学) 入学者選抜

1 募 集

(1) 応募資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者
- イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7（161ページ参照）のとおりとする。

(3) 四期（秋季入学）入学者選抜を実施する学校及び募集人員

- ア 実施する高等学校
千葉県立千葉大宮高等学校
- イ 募集人員
募集定員の10%程度を募集人員とする。
なお、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」の入学許可候補者の数が、「第3 三期入学者選抜」の募集人員に満たない場合には、その満たない人数を募集人員に加える。

2 出 願

(1) 総 則

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。ただし、オはこれを削る。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書・受検票・入学願書等受理証等	所定の用紙（別紙7）を県教育委員会のウェブページから印刷し、所要事項を記入すること。なお、所定の用紙（別紙7）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも令和8年11月2日(月)から交付する。 入学検査料については、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとおりとする。 写真貼付欄に、写真2枚（横3.0cm×縦4.0cm、正面上半身脱帽・無背景、令和9年3月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可。）を貼付すること。
イ 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 選抜結果通知用封筒	110円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
エ 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
オ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
カ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する出身中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
キ 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、入学後、千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
ク 事情説明書等	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書（当該事業者等の定める様式）、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記8（84ページ参照）に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続

- ア 志願者は、出願書類等を出身中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

イ 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年8月30日（月）及び8月31日（火）

受付時間は、8月30日（月）は、午前9時から午後4時30分まで
8月31日（火）は、午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、8月31日（火）午後4時までに必着とする。

3 調 査 書

(1) 調査書（様式1）

志願者の出身中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、調査書中の第1学年、第2学年及び第3学年における教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。）の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。

また、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

4 入学願書の交付及び受検票等の交付

(1) 入学願書は、令和8年11月2日（月）以降、県教育委員会ウェブページに掲載されたものを用いる。
なお、所定の用紙（別紙7）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも交付する。

(2) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

5 検 査

(1) 検査期日

令和9年9月3日（金）

(2) 検査場所

志願した高等学校

(3) 検査の内容

面接及び作文

(4) 検査時間割

9月3日（金）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

ア 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。

イ 5の(7)は、これを削る。

(6) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

6 選 抜 方 法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

(2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。

(3) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。

(4) 次の者については、選抜の対象としない。

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者

イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者

- (5) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (6) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「X 通信制の課程の入学選抜」の「第4 四期入学選抜」の「選抜・評価方法」については、別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和9年9月8日（水）午前9時に高等学校において掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。

また、選抜結果を志願者本人宛て通知する。

8 その他

- (1) 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年9月7日（火）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
- また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年9月8日（水）午前9時から入学式の前日までとする。
- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
- なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集定員の遵守に努める。
- なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- (6) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

XI 専攻科の入学選抜について

専攻科における入学選抜については、千葉県立館山総合高等学校の校長が別に定める。

調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表の作成

調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表の作成に当たっては、各中学校において、校長を委員長とし、学年主任、学級担任等を委員とする作成委員会を組織し、次に示す調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

調査書作成上の注意

- 1 調査書の記入に当たっては、中学校生徒指導要録の「記入上の注意」を参考とする。
- 2 令和8年12月末日現在で作成し、校長証明欄の日付は1月以降とする。また、記入事項がない場合には記号「/」を記入するか、斜線（/）を引くか、又は「特記事項なし」と記入して、空欄は残さない。
なお、パソコン、ゴム印等を用いてもよい。
- 3 受検番号の欄は、記入しない。
- 4 各項目の記入
 - (1) 学籍の記録
平成・令和の別、入学・転入学・編入学の別、及び卒業見込み・卒業の別については、該当する文字を○で囲むこと。
 - (2) 教科の学習の記録
ア 第1学年及び第2学年の教科の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。
イ 第3学年の教科の評定は、目標に準拠した5段階評価とし、必修教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの）について、記入する。
また、過年度卒業者については、中学校生徒指導要録記載のものを転記し、併せて、最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者については、その評定を記入し、それぞれその旨を備考の欄に記入する。
なお、他都道府県からの志願者（埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍する者を除く。）については、当該都道府県所定の段階と配分によったものを記入してもよい。ただし、その場合は、その旨を備考の欄に記入する。
ウ 教科の評定の合計の欄には、各学年の各教科の評定の合計値を記入し、全学年の計の欄には、第1学年から第3学年までの各教科の評定の合計値を記入する。
エ 備考の欄には、各教科について特記すべき事項があれば記入するものとし、各教科の評定に一つでも記号「/」又は斜線（/）の記入がある者については、その理由等を記入する。また、観点別学習状況の評価について特記すべき事項があれば記入する。
 - (3) 特別活動の記録
項目ごとに、生徒の活動状況等で顕著な事実があれば記入する。
 - (4) 部活動等の記録
活動期間の長いものから具体的に記入する。なお、それぞれ活動期間を（3年間）、（1～3年）などと記入する。また、大会等の成績についても記入する。
 - (5) 特記事項
ア 取得資格、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動、運動能力測定の記録など、特記すべき事項があれば記入する。
イ 編入学、就学猶予、原級留置に該当する場合はその旨と事由を、過年度卒業の場合は卒業後の状況を記入する。
- 5 中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を作成する。
- 6 過年度卒業者に調査書又は卒業証明書を作成する場合には、出願先及び応募資格を必ず確認すること。
- 7 志願者が調査書を高等学校へ提出する際には、厳封すること。ただし、中学校が調査書等を高等学校へ提出する際には、志願者ごとの厳封は不要とする。

学習成績分布表作成上の注意
(県内の公立中学校、隣接県協定の公立中学校のみ)

- 1 学習成績分布表(様式2の(1))は、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合に作成する。ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。
- 2 学習成績分布表は、卒業の見込みのない者、最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者及び特別支援学級の評価を受けた教科がある者を除いた第3学年に在籍する生徒のうち、中学校評定合計平均値に加えた生徒についての集計表である。

なお、各段階の百分率は、小数第1位まで(小数第2位を四捨五入)記入する。

また、中学校評定合計平均値の欄には、当該志願者の在籍する中学校の第3学年(義務教育学校にあっては、後期課程の第3学年)に在籍する生徒の調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語(外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。)の評定の全学年の合計値の平均値を整数(小数第1位を四捨五入)で記入する。

送付先

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13
千葉県総合教育センター学力調査部

**個人成績一覧表作成上の注意及び中学校評定合計平均値
の事前確認(県内の公立中学校のみ)**

- 1 個人成績一覧表(様式2の(2))は、千葉県内の公立中学校(県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。)のみ作成する。
- 2 個人成績一覧表における各教科の評定の記載は、**調査書作成上の注意**の4の(2)による。
また、入学志願者の各教科の評定は、調査書中の各教科の評定と同じでなければならない。
- 3 個人成績一覧表は、卒業見込みのない者及び特別支援学級在籍者のうちで志願しない者を除いた第3学年に在籍する生徒全員(最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者及び特別支援学級在籍者のうちで志願する者を含む。)について記入する。
 - (1) 一覧表番号の欄には、表に記入されている者全員について、一連番号を記入する。
 - (2) 学級1枚としてもよい。
 - (3) 中学校評定合計平均値に加えた者については、教科の全学年の計の合計値を評定合計の欄に、また、中学校評定合計平均値に加えていない者については、教科の全学年の計の合計値を参考値の欄にそれぞれ記入する。
 - (4) 備考の欄には、中学校評定合計平均値に加えていない者について、その理由を記入する。
- 4 中学校の校長は、令和8年12月末日現在で作成した個人成績一覧表の電子データ(Microsoft®Excel®で作成)を、令和9年1月12日(火)までに教育事務所長(ただし、千葉市立の中学校については、千葉市教育委員会教育長)にパスワードをかけてメール又は校務支援システム等により提出する。提出方法については、各教育事務所又は千葉市教育委員会の指示に従うこと。
- 5 各教育事務所長及び千葉市教育委員会教育長は、管内又は管下の中学校について中学校評定合計平均値等を確認し、その結果を令和9年1月19日(火)までに各中学校の校長及び千葉県総合教育センター所長に報告する。
- 6 中学校の校長は、各教育事務所長又は千葉市教育委員会教育長の確認を受けた中学校評定合計平均値を学習成績分布表の所定の欄に記入する。

県立高等学校通学区域に関する規則

(昭和49. 8. 23教育委員会規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、県立の高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 全日制の課程の普通科の学区は、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校以外
の高等学校にあつては別表のとおりとし、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校に
あつては県内全域とする。

2 全日制の課程の専門教育を主とする学科（専攻科を含む。）及び総合学科並びに定時制の課程の学区
は、県内全域とする。

(入学の志願)

第3条 高等学校に入学しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の各号に掲げる学区内の高等
学校を志願しなければならない。

(1) 志願者及び保護者（親権者又は後見人をいう。）の居住する市町村が属し、かつ、志願者の在籍
する中学校若しくは義務教育学校又は志願者の卒業した中学校若しくは義務教育学校の所在する
市町村（以下「所在市町村」という。）が属する学区

(2) 前号に掲げる学区に隣接する学区

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育
を行う中学校に在学する者であつて当該中学校における教育と一貫した教育を行う高等学校に入学
しようとするものは、前項の規定にかかわらず、当該高等学校を志願することができる。

(転、編入学)

第4条 前条第1項の規定は、所在市町村に係る事項を除き、高等学校に転学又は編入学しようとする者
に準用する。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定により志願すべき高等学校を決めることができない者又は特にやむを得ない事情の
ある者は、千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けていずれかの学区内の高等
学校を志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は教育長が別に定めるものと
する。

附 則 （抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

(公立高等学校通学区域に関する規則の廃止)

2 公立高等学校通学区域に関する規則（昭和31年千葉県教育委員会規則第20号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月31日教育委員会規則第7号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項）

番号	学区名	所 属 市 町 村 名
1	第1学区	千葉市
2	第2学区	市川市 船橋市 松戸市 習志野市 八千代市 浦安市
3	第3学区	野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市
4	第4学区	成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡内全町
5	第5学区	銚子市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡内全町
6	第6学区	東金市 山武市 大網白里市 山武郡内全町
7	第7学区	茂原市 勝浦市 いすみ市 長生郡内全町村 夷隅郡内全町
8	第8学区	館山市 鴨川市 南房総市 安房郡内全町
9	第9学区	木更津市 市原市 君津市 富津市 袖ヶ浦市

The map displays the 10 school districts of Chiba Prefecture, numbered 1 through 9. District 10 is not explicitly numbered on the map but is represented in the table. The map includes labels for various cities and towns, such as Maebashi, Maier, and Maier. A legend at the bottom right explains the symbols used: a circle for the school district number, a dashed line for the city/town/village boundary, and a solid line for the school district boundary.

居住学区	志願可能な 高等学校の 所在学区
①	①②④⑥⑦⑨
②	①②③④
③	②③④
④	①②③④⑤⑥
⑤	④⑤⑥
⑥	①④⑤⑥⑦
⑦	①⑥⑦⑧⑨
⑧	⑦⑧⑨
⑨	①⑦⑧⑨

千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程

(昭和49. 10. 18教育委員会教育長告示第2号)、(最終改正 平成16. 5. 28教育委員会教育長告示第5号)
(趣旨)

第1条 この告示は、県立高等学校通学区域に関する規則(昭和49年千葉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)第6条の規定により、規則第5条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 千葉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第5条に規定する承認の権限を入学の志願を受ける高等学校の校長に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内から本県のそれぞれに隣接する学区内の高等学校を志願する場合は、この限りではない。

- (1) 当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類
- (4) その他当該校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

市立高等学校の通学区域に関する規則等

1 千葉市

(1) 千葉市立高等学校管理規則

(通学区域)

第3条の2 学校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科 千葉市内全域
- (2) 理数科及び国際教養科 千葉県内全域
(入学の志願及び募集等)

第25条の2 学校に入学を志願することができる者は、普通科にあつては、本人及び保護者が本市に居住する者とし、理数科及び国際教養科にあつては、本人及び保護者が千葉県内に居住する者とする。

2 前項の規定により学校に入学を志願することができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、当該学校の校長の承認を受けて学校に入学を志願することができる。

3 生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する。

(2) 千葉市立高等学校等の入学志願の特例に係る手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立高等学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第5号。以下「高等学校規則」という。）第25条の2第2項の規定による千葉市立高等学校（以下「高等学校」という。）及び千葉市立中等教育学校管理規則（令和3年千葉市教育委員会規則第6号。以下「中等教育学校規則」という。）第31条第3項の規定による千葉市立稲毛国際中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の入学の志願の特例に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(承認に係る手続)

第2条 高等学校規則第25条の2第2項又は中等教育学校規則第31条第3項の規定により校長の承認を受けて高等学校又は中等教育学校に入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 当該学校を志願することについてのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校又は在籍小学校等の校長の証明書
- (2) 入学後は当該学校の通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉市立千葉高等学校第1年次入学選抜要項又は千葉市立稲毛国際中等教育学校入学募集要項に定める書類
- (4) その他当該学校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第3条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

2 習志野市

(1) 習志野市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域について必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科の通学区域は、習志野市、八千代市、船橋市、浦安市、市川市、松戸市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市及び印旛郡内全町とする。
- (2) 商業科の通学区域は、県内全域とする。
(入学の志願)

第3条 市立高校に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願しようとする者は、本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。

（志願の特例）

第4条 前条に規定する以外の者で、やむを得ない事情のある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日以後に入学する者から適用する。

（2）習志野市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、入学志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

（承認権限の委任）

第2条 教育長は、規則第4条に規定する承認の権限を習志野市立高等学校（以下「市立高校」という。）の校長に委任する。

（承認に係る手続）

第3条 前条に規定する市立高校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次に掲げる書類を入学願書に添えて市立高校の校長に提出しなければならない。

（1）やむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書

（2）入学後、通学区域内から通学させる旨を証する保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。ただし、入学を志願しようとする者が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする。）の誓約書

（3）千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

（4）その他市立高校の校長が必要と認める書類

（承認の取消し）

第4条 市立高校の校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けた者であることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

3 船橋市

（1）船橋市立高等学校の通学区域に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 普通科の学区は、船橋市、市川市、松戸市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域とする。

2 商業科及び体育科の学区は、千葉県全域とする。

（入学の志願）

第3条 高等学校に入学を志願することのできる者は、本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が学区内に居住し、かつ、本人が学区内に所在する中学校若しくは義務教育学校に在籍し、又はこれらを卒業したものとする。

（編入学）

第4条 高等学校に編入学を志願することのできる者は、本人及び保護者が学区内に居住しているものとする。

（志願の特例）

第5条 前2条の規定にかかわらず、教育長が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を

志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成28年3月31日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項の規定は、平成28年4月1日以降に入学を志願する者及び編入学を志願する者(学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)に編入学を志願する者に限る。)に係る学区について適用し、この規則の施行の際現に在学している者、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに入学する者及び平成28年4月1日以降に編入学を志願する者(単位制による課程に編入学を志願する者を除く。)に係る学区については、なお従前の例による。

(2) 船橋市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立高等学校の通学区域に関する規則(平成12年教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、規則第5条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 教育長は、規則第5条に規定する承認の権限を船橋市立高等学校(以下「高等学校」という。)の校長に委任する。

(校長承認の申請手続)

第3条 前条の規定により高等学校の校長に入学志願の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて高等学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後、通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項の定める書類
- (4) その他高等学校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が、虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

4 松戸市

(1) 松戸市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市立高等学校(以下「市立高校」という。)の通学区域について定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 全日制の課程の普通科 松戸市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域
- (2) 全日制の課程の国際人文科 県内全域

(入学の志願)

第3条 市立高校は、入学(転入学及び編入学を含む。以下同じ。)を志願しようとする者及びその保護者(親権者又は後見人をいう。)が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。ただし、特別な事情がある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松戸市立高等学校通学区域に関する規則第2条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る通学区域について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る通学区域については、なお従前の例による。

(2) 松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年松戸市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第3条ただし書の規定に基づき、志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 松戸市教育委員会教育長は、規則第3条ただし書に規定する承認の権限を入学の志願を受ける市立高等学校の校長に委任する。

(承認手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県の前接学区内から松戸市立高等学校を志願する場合は、この限りでない。

- (1) 松戸市立高等学校（入学者選抜、転・編入学）志願証明書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 松戸市立高等学校入学者選抜要項に定める書類
- (4) その他当該校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月13日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱第3条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る入学志願について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る入学志願については、なお従前の例による。

5 柏市

(1) 柏市立高等学校通学区域規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 市立高等学校の学区は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通科 柏市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町の区域
- (2) スポーツ科学科 千葉県全域

(入学の志願)

第3条 市立高等学校に入学しようとする者は、本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める学区内に居住する場合に限り、志願することができる。

(転入学等)

第4条 前条の規定は、市立高等学校に転入学し、又は編入学しようとする者に準用する。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定により志願することができない者であって特にやむを得ない事情のあるものは、別に定めるところにより、教育長の承認を受けて志願することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 柏市立高等学校入学志願の特例に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市立高等学校通学区域規則(平成12年柏市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第6条の規定により、第5条の規定による志願の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 柏市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第5条に規定する承認の権限を市立高等学校の校長に委任する。

(承認に係る手続き)

第3条 前条に規定する市立高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内から柏市立高等学校を志願する場合は、この限りではない。

(1) 柏市立高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長の証明書

(2) 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書

(3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

(4) その他校長が必要と認める書類

2 校長は、前号の規定による書類の提出があったときは、入学願書の受理をもって志願を承認したものとする。

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

6 銚子市

(1) 銚子市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が設置する高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)について定めるものとする。

(学区)

第2条 高等学校の普通科及び理数科の学区は、別表のとおりとする。

(入学等の志願)

第3条 高等学校に入学を志願することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 本人及びその保護者(親権者又は後見人という。)が前条に規定する学区内に居住していること。

(2) 本人が前条に規定する学区内に所在する中学校に在籍し、又はこれを卒業したこと。

2 高等学校に転入学又は編入学を志願することができる者は、前項第1号に該当する者とする。

(志願の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、銚子市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を志願することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市	町	村	名
銚子市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町			

(2) 銚子市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市立高等学校通学区域に関する規則(平成12年銚子市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)第5条の規定により、規則第4条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 銚子市教育委員会教育長は、規則第4条に規定する承認の権限を入学の志願を受ける銚子市立高等学校の校長(以下「校長」という。)に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条の規定による校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、茨城県の本市隣接学区内から銚子市立高等学校を志願する場合は、この限りではない。

(1) 銚子市立高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書

(2) 入学後、学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書

(3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

(4) その他校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

他都道府県及び海外等からの入学志願手続の説明会

県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程を志願する者のうち、志願者及び保護者の居住する市町村と志願者が在籍する（卒業した）中学校の所在する市町村が同一学区内でない者、他の都道府県及び海外から志願する者は、「県立高等学校通学区域に関する規則」第5条及び「千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程」第2条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければなりません。

また、県立高等学校の通信制の課程を志願する者のうち、千葉県の区域内に住所を有しない者は、「県立高等学校通信教育規則」第13条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければなりません。

なお、市立高等学校を志願する者は、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等が異なります。ついては、下の表のとおり入学志願手続の説明会を行います。説明会の参加には事前予約が必要です。予約方法等の詳細については、令和8年9月中旬に千葉県教育委員会ウェブページで発表する予定です。

また、この説明会に出席しなければ志願ができないということはありません。

留意事項

- 1 志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者のうち、次の(1)から(3)に該当する者は、本説明会ではなく、在籍（出身）中学校において入学志願手続の説明を受けてください。また、(3)に該当する場合は、在籍中学校に資料を提供します。在籍中学校を通じて千葉県総合教育センター学力調査部に、連絡をしてください。
 - (1) 千葉県内の中学校から入学を志願する者
 - (2) 埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内の中学校から入学を志願する者
 - (3) 千葉県内に一家転住することにより、入学を志願する者
- 2 入学志願手続について不明な点がある場合は、千葉県総合教育センター学力調査部にお問い合わせください。

I 他都道府県及び日本人学校等からの入学志願手続の説明会（Ⅱの対象者を除く。）

（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会・市立高等学校を所管する市教育委員会）

区 分	日 時	場 所	主な対象者
第1回	令和8年12月15日(火) 13:30～ 受付 14:00 開会	千葉県総合教育センター メディア教育棟大ホール	志願者又は保護者等

Ⅱ 海外現地校出身者のための個別相談会（通訳が必要な者を含む。）

（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会・市立高等学校を所管する市教育委員会）

区 分	日 時	場 所	主な対象者
第1回	令和8年11月16日(月) 13:00～16:00	千葉県総合教育センター 本館7階	海外現地校出身の志願者（通訳が必要な者を含む）又は保護者等 ※当日は、在留カード、外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第9学年の修了証明書及び成績証明書等の出願に必要な書類等を持参すること。
第2回	令和8年11月19日(木) 13:00～16:00	千葉県総合教育センター 本館6階	
第3回	令和8年11月24日(火) 13:00～16:00	千葉県総合教育センター 本館7階	
第4回	令和8年12月23日(水) 13:00～16:00	千葉県総合教育センター 本館7階	

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 95 条 学校教育法第 57 条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者が 出願する場合の提出書類（県立高等学校を志願する場合）

注 市立高等学校を志願する場合は、当該市教育委員会が定めるところによる。

1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書	I 一般入学者選抜（別紙 1） II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙 2） III 外国人の特別入学者選抜（別紙 2） IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙 2） V 成人の特別入学者選抜（別紙 3） VII 第 2 次募集（別紙 5） VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙 1、5） IX 秋季入学者選抜（別紙 6） I～VIII（VIIの「第 8 追加募集」を除く。）については、原則として、インターネット出願であるが、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせる。また、VIIの「第 8 追加募集」及びIXに出願する場合は、インターネット出願を行わないため、所定の用紙を印刷する。 なお、検査料の納付方法は、別に定める。 ※別紙 1～3、5 は、インターネット出願によらない場合のみ用いる。
(2) 選抜ごとに必要な書類	I 志願理由書（様式 3 の(1)）、ただし、5 教科の学力検査を実施する三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式 3 の(1)）、及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式 2 4）（当該三部制の定時制の課程において、志願者が出願時に申告する 3 教科の得点にかけられる倍率を 1 倍と定めた場合を除く。） II 海外在住状況説明書（様式 6） III 外国人特別措置適用申請書（様式 7 の(2)）及び外国籍であることを証する書類 IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式 8） V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式 9） VII 誓約書（様式 1 6 又は 1 7）ただし、三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式 3 の(1)）、及び誓約書（様式 1 6 又は 1 7） VIII 志願理由書（様式 3 の(1)）、ただし、「第 2 第 2 次募集」に出願する場合は志願理由書（様式 3 の(1)）、及び誓約書（様式 1 6 又は 1 7） IX 志願理由書（様式 3 の(1)） ※1 I、VII、VIII及びIXの「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を求める場合に提出する。 ※2 IIIの「外国籍であることを証する書類」について、写しを提出する際は、1 1 月又は 1 2 月に実施される海外現地校出身者のための個別説明会（別記 5 8 2 ページ参照）にて、千葉県総合教育センター学力調査部の確認を受けたものとする。なお、確認が受けられない場合は、志願先の高等学校が原本を確認するものとする。
(3) 選抜結果通知用封筒	VII 第 2 次募集の「第 8 追加募集」及びIXに出願する場合のみ提出する。1 1 0 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(5) 誓約書	入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式 1 5）
(6) 修了証明書・成績証明書又はその写し	外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第 9 学年の修了証明書及び成績証明書（成人の特別入学者選抜を志願する場合は、成績証明書の提出を必要としない。）。 原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載されたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わせること。 また、写しを提出する際は、上記(2)の※2に準じる。

2 第95条第4号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書 ※別紙を用いる場合は、受検票・入学願書等受理証を含む。	I 一般入学者選抜（別紙1） II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2） III 外国人の特別入学者選抜（別紙2） IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2） V 成人の特別入学者選抜（別紙3） VI 第2次募集（別紙5） VII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙1、5） IX 秋季入学者選抜（別紙6） I～VIII（VIIの「第8 追加募集」を除く。）については、原則、インターネット出願であるが、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせる。また、VIIの「第8 追加募集」及びIXに出願する場合は、インターネット出願を行わないため、所定の用紙を印刷する。 なお、検査料の納付方法は、別に定める。 ※別紙1～3、5は、インターネット出願によらない場合のみ用いる。
(2) 選抜ごとに必要な書類	I 志願理由書（様式3の(1)）、ただし、5教科の学力検査を実施する三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）、及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式24）（当該三部制の定時制の課程において、志願者が出願時に申告する3教科の得点にかけられる倍率を1倍と定めた場合を除く。） II 海外在住状況説明書（様式6） III 外国人特別措置適用申請書（様式7の(2)）及び外国籍であることを証する書類 IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式8） V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式9） VI 誓約書（様式16又は17）ただし、三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）、及び誓約書（様式16又は17） VII 志願理由書（様式3の(1)）、ただし、「第2 第2次募集」に出願する場合は志願理由書（様式3の(1)）、及び誓約書（様式16又は17） IX 志願理由書（様式3の(1)） ※ I、VI、VII及びIXの「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を求める場合に提出する。
(3) 選抜結果通知用封筒	VII 第2次募集の「第8 追加募集」及びIXに出願する場合のみ提出する。110円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(5) 誓約書	入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）
(6) 中学校卒業程度認定証明書	文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書
(7) 調査書	文部科学省発行の調査書 成人の特別入学者選抜を志願する場合は、調査書の提出を必要としない。

学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者が
「X 通信制の課程の入学選抜」に出願する場合の提出書類

1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書 ※別紙を用いる場合は、受検票・入学願書等受理証を含む。	「第 1 一期入学選抜」及び「第 2 二期入学選抜」に出願する場合は、原則として、インターネット出願とする。やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせる。「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合は、千葉県教育委員会ウェブページから所定の用紙を印刷する。また、検査料の納付方法は、別に定める。
(2) 誓約書	「第 2 二期入学選抜」に出願する場合に提出する。 所定の様式（様式 1 6 又は 1 7）で作成すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合に提出する。 1 1 0 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	所定の様式（様式 3 の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(6) 誓約書	入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式 1 5）
(7) 修了証明書・成績証明書又はその写し	外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第 9 学年の修了証明書及び成績証明書。 原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載されたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わせること。 また、写しを提出する場合は、別記 7 の「1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合」の(2)の※2に準じる。

2 第 9 5 条第 4 号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書 ※別紙を用いる場合は、受検票・入学願書等受理証を含む。	「第 1 一期入学選抜」及び「第 2 二期入学選抜」に出願する場合は、原則として、インターネット出願とする。やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせる。「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合は、千葉県教育委員会ウェブページから所定の用紙を印刷する。また、検査料の納付方法は、別に定める。
(2) 誓約書	「第 2 二期入学選抜」に出願する場合に提出する。 所定の様式（様式 1 6 又は 1 7）で作成すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合に提出する。 1 1 0 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	所定の様式（様式 3 の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(6) 誓約書	入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式 1 5）
(7) 中学校卒業程度認定証明書	文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書
(8) 調査書	文部科学省発行の調査書

受検に係る特別配慮申請

障害又は病気、怪我等（以下「障害等」という。）のある志願者が各入学者選抜を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、障害等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

- 1 障害等があることにより、特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、在籍する中学校等を通じて、出願を検討している高等学校長に相談することができる。
- 2 受検に係る特別配慮申請書（様式 2 1）により、志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。なお、各選抜の本検査では、原則として志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の 1 週間前までに、その他第 2 次募集等の選抜では、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに行うこととする。
- 3 定形（長形 3 号）の封筒（110 円切手（料金改定があったときは改定後の料金の切手）を貼り、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記する。）を添えて提出する。
- 4 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ、実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができる。ただし、学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者については、原則として、協議を要さない。
なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。
- 5 特別の配慮を講ずる必要があると認めた当該高等学校の校長は、受検に係る特別配慮通知書（様式 2 2）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ原則として送付する。
- 6 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。
- 7 「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」において、各高等学校で校内放送施設を使って実施する全ての検査についての配慮申請（難聴のため、日常使用している補聴器を使用して受検を希望する場合も含む。）も、上記 1～5 と同様とする。

別記 10

日本語指導が必要な者で学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者の配慮申請

入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者が、「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅶ 第2次募集」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」、「Ⅸ 秋季入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」において、学力検査問題等にルビ振りを申請する場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、「入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内」とは、原則として、入国又は帰国した日から令和9年2月1日(月)までに3年が経過していない場合をいう。また、「日本語指導が必要な者」とは、外国籍の者、外国籍であったが養子縁組や帰化等により日本国籍を得た者、海外現地校等で日本語の指導を十分に受けることができなかった海外帰国生徒等をいう。

- 1 日本語指導が必要な者で検査問題(学校設定検査の作文等を含む。)にルビ振りを必要とする志願者は、学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書(様式23の(1)又は(2))及び外国籍であることを証する書類(在留カード、特別永住者証明書又はこれに代わる書類)により、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の1週間前まで、その他第2次募集等の選抜では、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、日本国籍の者については、外国籍であることを証する書類の提出は、必要としない。また、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。
- 2 定形(長形3号)の封筒(110円切手(料金改定があったときは改定後の料金の切手)を貼り、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記する。)を添えて提出する。
- 3 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍(出身)中学校等の校長と協議を行い、受検に係る特別配慮通知書(様式22)を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。

なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

- 4 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。

別記 11

調査書及び学力検査等の結果の情報提供

「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の9に基づき、令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜で高等学校の校長に提出された調査書及び令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜の学力検査等の結果の情報提供を次のとおり実施する。なお、市立高等学校にあつては、当該市教育委員会の定めるところによる。

- 1 提供場所
受検した高等学校
- 2 提供方法
 - (1) 調査書の閲覧及び写しの交付(複写機による。1枚10円)
電子データにより提出されている場合は、電子データを調査書の形式に出力したものとする。
 - (2) 学力検査の総合得点及び教科別得点の閲覧
 - (3) 学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点の閲覧
- 3 提供期間
各入学者選抜の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)

(1) 調査書

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」

令和9年3月3日（水）から4月2日（金）まで

イ 「Ⅶ 第2次募集」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」

令和9年3月12日（金）から4月12日（月）まで

ウ 「追加募集」

入学許可候補者発表日の翌日から1か月間

エ 「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」

令和9年4月14日（水）から5月13日（木）まで

オ 「Ⅸ 秋季入学者選抜」

令和9年8月30日（月）から9月29日（水）まで

カ 「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」

令和9年9月9日（木）から10月8日（金）まで

(2) 学力検査の総合得点及び教科別得点

「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の学力検査の総合得点及び教科別得点

令和9年3月3日（水）から4月2日（金）まで

(3) 学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

令和9年3月3日（水）から4月2日（金）まで

イ 「Ⅶ 第2次募集」

令和9年3月12日（金）から4月12日（月）まで

4 提供時間

(1) 全日制の課程、三部制の定時制の課程（午前部・午後部）及び通信制の課程

午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 定時制の課程（三部制の定時制の課程（午前部・午後部）を除く。）

午後2時から午後6時まで

（ただし、学年末休業日及び学年始め休業日は(1)と同じ提供時間とする。）

5 提供の申出の方法及び実施

(1) 口頭により提供を申し出る。また、調査書の写しの提供を申し出る場合は、「写し等の交付申請書」に必要事項を記入し、提出する。

(2) 申し出た者が受検した本人等であることの確認は、次のとおり行う。

ア 申し出た者が受検した本人である場合には、高等学校の校長は、受検票等により、申し出た者が受検した本人であることを確認した後、提供を行う。

なお、受検票がない場合には、個人番号カード（表面）、運転免許証又は旅券等、官公庁（特殊法人を含む。）が発行する写真のはり付けられた書類等の提示を求めるものとする。

また、健康保険の被保険者証、国民年金手帳等の写真のはり付けられていない書類等の場合には、複数の書類等の提示を求めるものとする。

イ 申し出た者が法定代理人である場合には、高等学校の校長は、申し出た者が受検した本人の承諾を得ているかを確かめた上で、受検票等を確認し、受検した本人であることを確認する場合と同様の書類等によって申し出た者が法定代理人本人であることを確認するほか、受検した本人が未成年者又は成年被後見人であること及び申し出た者が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを明らかにする書類（提供の申出をする30日以内に作成された戸籍謄本や後見登記事項証明書等）の提示を求めるものとする。

※ 詳細については「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の3の(2)のア及びイを参照すること。

入学者選抜における選抜・評価方法及び学習成績分布表の公表

千葉県情報公開条例第26条及び第27条並びに県政情報の公表に関する要綱第4条第10号に基づき、令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜における高等学校の選抜・評価方法及び令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜で県教育長に提出された県内の公立中学校の学習成績分布表の公表を次のとおり実施する。

1 選抜・評価方法の公表

(1) 公表場所及び公表方法

千葉県文書館行政資料室

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

(2) 公表期間

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」

「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」

「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」

「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」

「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」

「Ⅶ 第2次募集」「追加募集」

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」、「第2 第2次募集」

「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」

「第1 一期入学者選抜」、「第2 二期入学者選抜」、「第3 三期入学者選抜」

令和9年7月1日（木）から令和11年3月30日（金）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

イ 「Ⅸ 秋季入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」

令和9年11月1日（月）から令和11年3月30日（金）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

(3) 公表時間

午前9時から午後5時まで

2 学習成績分布表の公表

(1) 公表場所及び公表方法

ア 千葉県文書館行政資料室

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

PDF形式で掲載

(2) 公表期間

ア 千葉県文書館行政資料室

令和9年7月1日（木）から令和11年3月30日（金）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

令和9年11月1日（月）から令和11年3月30日（金）まで

(3) 公表時間

ア 千葉県文書館行政資料室

午前9時から午後5時まで

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

サーバー稼働中は常時

入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度

入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度に関する要綱

(令和5年12月20日制定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第90条第1項の規定により、高等学校の入学を、入学者選抜に基づいて校長が許可することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度は、千葉県公立高等学校入学者選抜において、募集人員に満たない県立高等学校の校長が、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、千葉県教育委員会が選定した外部の専門家(以下「専門家委員」という。)から意見聴取できるようにすることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 募集人員に満たない県立高等学校
入学者選抜において、志願者数が募集人員に満たない県立高等学校及び入学許可候補者数が募集人員に満たない可能性のある県立高等学校をいう。
- (2) 合否判定
学校教育法施行規則第90条第1項の規定により、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が入学を許可すること又は不許可とすることをいう。
- (3) 意見聴取制度(以下「本制度」という。)
入学者選抜の合否の判定過程において、調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果等の選抜の資料等について、専門家委員の意見を聴取する機会を設けることができることをいう。
- (4) 専門家委員
別に定めた者の中から、千葉県教育委員会が選定したものをいう。

(対象)

- 第3条 本制度の対象となる高等学校の校長が必要であると判断した受検者又は千葉県教育委員会が必要であると判断した受検者とする。ただし、本制度の実施対象となることについて同意しない者を除く。

(時期)

- 第4条 本制度により意見聴取を実施する時期は、次の各号とする。

- (1) 当該選抜の検査実施後から判定会議前日まで
(2) 当該選抜の入学許可候補者の発表から1週間

(聴取した意見の取扱い)

- 第5条 専門家委員から意見聴取した校長は、当該意見を参考とし、改めて判定に必要な資料の内容を検討することとする。

(公開)

- 第6条 本制度を実施した学校名、対象者氏名、専門家委員の氏名、学校から専門家委員に提示した資料、専門家委員から聴取した意見については、全て非公開とする。

(秘密の保持)

- 第7条 この要綱の実施に関する事務に従事する職員(専門家委員を含む。)又はその職にあった者は、本制度に関して職務上知ることのできた秘密を漏らしてならない。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、本制度について必要な事項は、教育振興部学習指導課長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

実施要領

(令和5. 12. 20千葉県教育庁教育振興部学習指導課制定)

第1 目的

入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度に関する要綱（以下「要綱」という。）で定める入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度（以下「本制度」という。）の実施については、要綱に定めるところによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。

第2 専門家委員及びその任期

専門家委員は、医師、大学教授、社会福祉士、青少年センター職員、国際交流センター職員等から、千葉県教育委員会が選定する。

任期は、1年とする。

第3 対象となる学校

- 1 志願者数が募集人員に満たない県立高等学校
- 2 志願者数は募集人員を満たしているが、入学許可候補者数が募集人員に満たなくなる可能性のある県立高等学校

第4 制度の同意

要綱第3条の同意しない者とは、入学願書の当該箇所において、本制度の実施対象となることについて不同意を表明した者をいう。

第5 実施時期

意見聴取できる時期は、以下に示す選抜の検査実施後から判定会議前日まで及び入学許可候補者の発表から1週間とする。

- 1 本検査（追検査）、第2次募集、追加募集
- 2 通信制の課程の三期入学者選抜、四期（秋季入学）入学者選抜
- 3 三部制の定時制の課程の秋季入学者選抜

第6 実施方法

- 1 校長が実施対象受検者を教育振興部学習指導課長（以下、「課長」という。）に電話で報告する。
- 2 報告内容により課長が専門家委員を選定する。
- 3 校長が資料を示し、専門家委員から意見聴取する。
なお、意見聴取は、原則対面とし、状況によりオンラインでの意見聴取も認める。
- 4 校長が専門家委員からの意見も参考に判定会議の内容を踏まえ合否判定する（入学許可候補者の発表後に意見聴取した場合は、合否について再判定する。）。)

第7 専門家委員への提示資料

提示できる資料は、次の1～5とし、いずれも受検者の受検番号、氏名、中学校名及び住所等の個人情報に黒塗りする。

- 1 調査書等の出願書類
- 2 受検者が志願する高等学校の校長に申請した書類
- 3 学力検査の成績
- 4 学校設定検査（面接、作文等）の結果
- 5 その他、当該高等学校の校長、県教育委員会及び専門家委員が必要と認めた書類等

第8 意見聴取する内容

- 1 資料に対する意見
- 2 学校生活における必要な支援に関する意見

第9 校長の責務

- 1 本制度の同意の有無を入学者選抜の合否判定に影響させてはならない。
- 2 専門家委員から意見聴取する際、専門家委員に受検者の受検番号、氏名、中学校名及び住所等の個人情報を伝えてはならない。
- 3 専門家委員から聴取した意見を当該受検者・保護者を含め他者に伝えてはならない。
ただし、当該校における選抜に関わる教職員等は除く。
- 4 入学許可候補者数が募集人員に満たなかった学校において、入学許可候補者とならなかった者及びその保護者から、その理由について説明を求められた際、専門家委員への意見聴取の実施の有無について伝えること。

ただし、意見聴取した相手、内容等については伝えてはならない。

附則

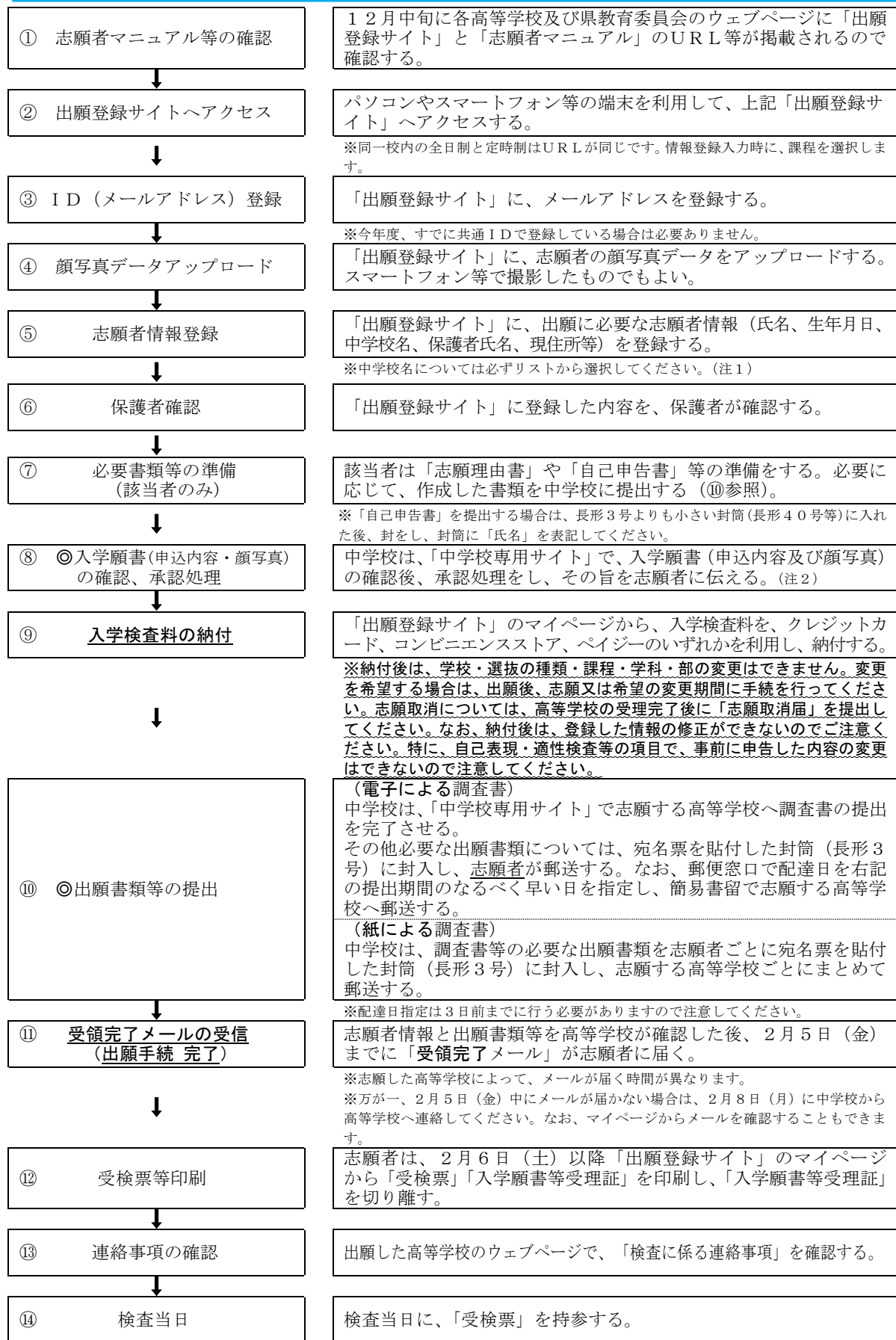
(施行期日)

- 1 この実施要領は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和6年9月11日から施行する。

本検査 インターネット出願の流れ（中学校に在籍している志願者） ◎ 中学校が行うこと



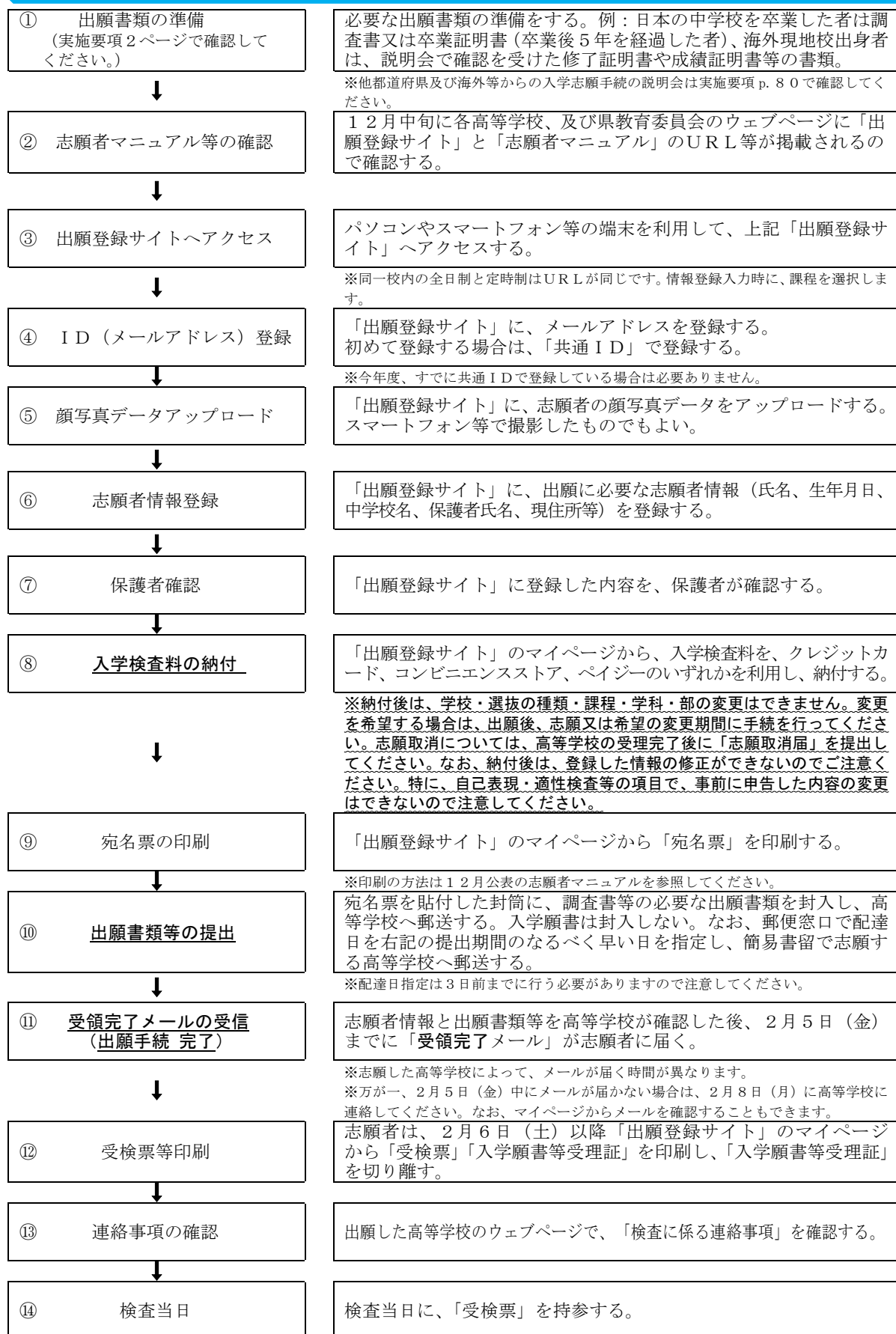
【志願者情報登録・入学検査料納付期間】
令和9年1月12日（火）～2月1日（月）

【出願書類等提出期間】
令和9年2月2日（火）～2月4日（木）正午

（注1）（注2）千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県との隣接県協定に基づく関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。

本検査 インターネット出願の流れ（中学校に在籍していない志願者）



【志願者情報登録・入学検査料納付期間】
令和9年1月12日（火）～2月1日（月）

【出願書類等提出期間】
令和9年2月2日（火）～2月4日（木） 正午

本検査 志願変更の流れ

◎ 中学校が行うこと



【志願者情報登録・入学検査料納付期間】
令和9年2月6日（土）～2月10日（水）午後4時
※期限が2月10日（水）午後4時までとなっていますが、下の出願書類等提出期間に、出願書類等を高等学校に提出しなければ、志願変更手続は完了しません。

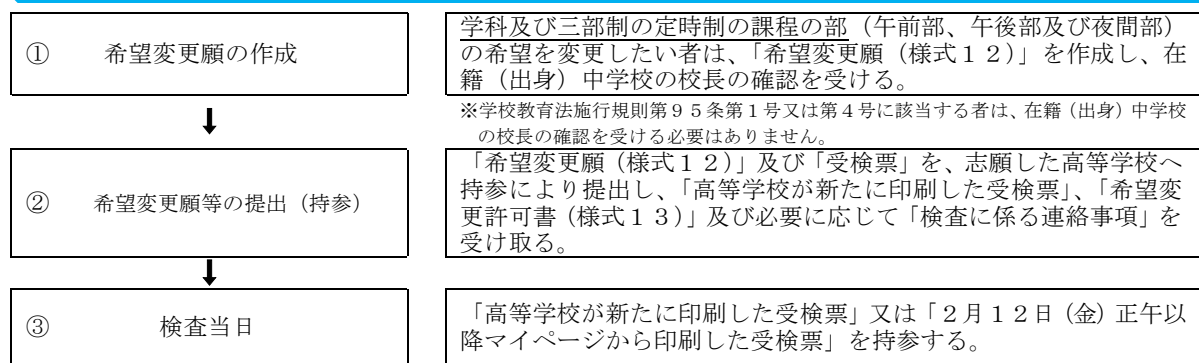
【出願書類等提出期間】
令和9年2月9日（火）及び2月10日（水）午後4時

（注1）（注2）千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県の隣接県協定に基づく関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。現在中学校に在籍していない場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるので手続を進めること。

（注3）実施要項5ページのウの表のとおり、必要がある場合は、入学検査料を納付する。

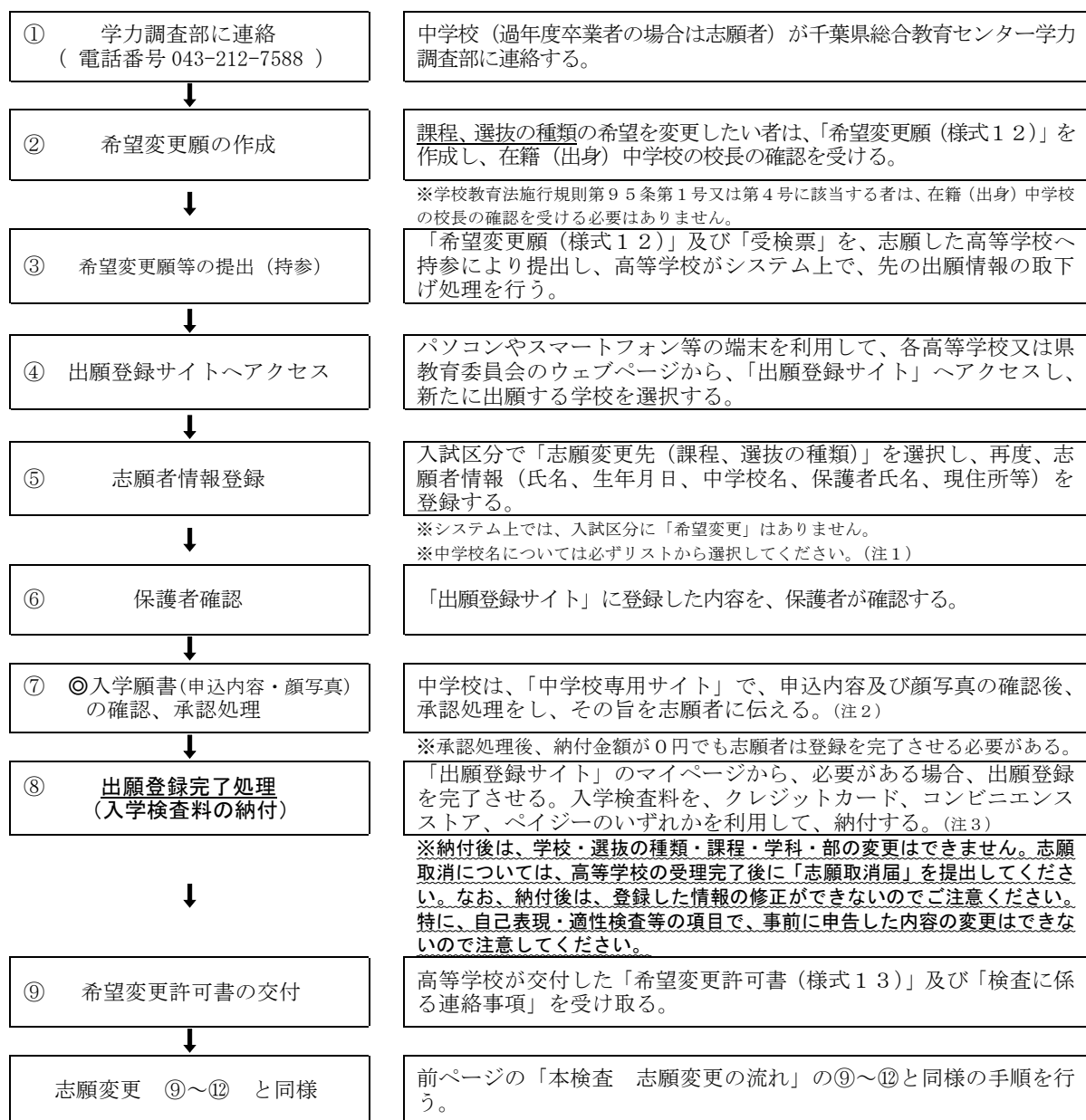
本検査 希望変更の流れ（学科、部の変更）※志願者はシステム上では手続をしない。



【出願書類提出期間】
令和9年2月9日（火）及び
2月10日（水）午後4時

本検査 希望変更の流れ（課程、選抜の種類の変更）

◎ 中学校が行うこと



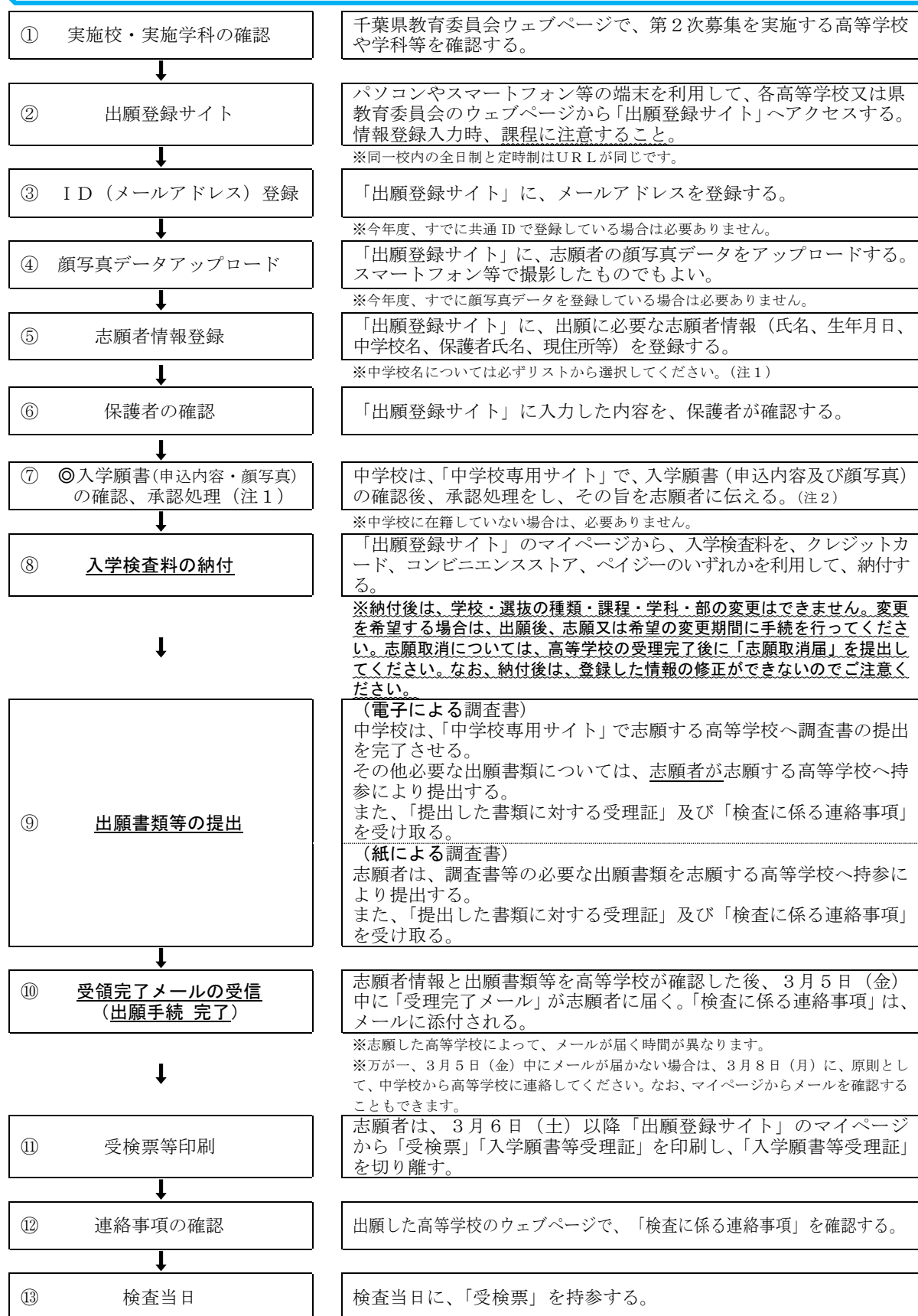
【出願書類等提出期間】
令和9年2月9日（火）及び
2月10日（水）午後4時

【志願者情報登録・入学検査料納付期間】
③で高等学校がシステム上で処理した後、2月10日（水）午後4時
※希望変更を提出したとしても、2月10日（水）午後4時までに志願者情報登録・入学検査料納付をしなければ希望変更手続（課程、選抜の種類）は完了しません。

（注1）（注2）千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県との隣接県協定に基づく関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。現在中学校に在籍していない場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるので手続を進めること。

（注3）実施要項5ページのウの表のとおり、必要がある場合は、入学検査料を納付する。



【志願者情報登録・入学検査料納付期間】
令和9年3月2日（火）午後4時～3月4日（木）

【出願書類等提出期間】
令和9年3月5日（金）

（注1）（注2）千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県との隣接県協定に基づく関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報入力後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。

第2次募集・通信制二期

志願変更の流れ ◎ 中学校が行うこと



【志願者情報登録・入学検査料納付期間】
令和9年3月5日（金）午後6時～3月8日（月）午後4時30分
※期限が3月8日（月）午後4時30分までとなりますが、下の出願書類を提出日に、出願書類等を高等学校に提出しなければ、志願変更手続は完了しません。

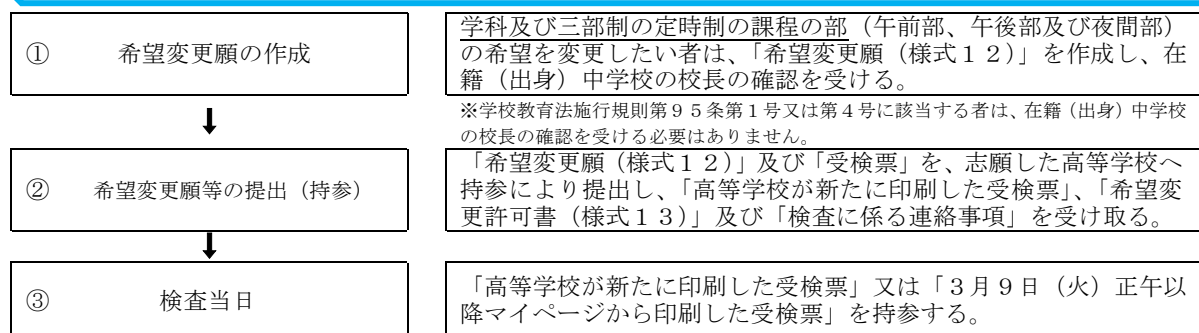
【出願書類等提出日】
令和9年3月8日（月）午前9時～午後4時30分

（注1）（注2）千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県との隣接県協定に基づく関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。現在中学校に在籍していない場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるので手続を進めること。

（注3）実施要項5ページのウの表のとおり、必要がある場合は、入学検査料を納付する。

第2次募集 希望変更の流れ（学科、部の変更）※志願者はシステム上では手続をしない。



【出願書類提出日】
令和9年3月8日（月）
午前9時～午後4時30分

第2次募集 希望変更の流れ（課程の変更）◎ 中学校が行うこと



【出願書類等提出・志願者情報登録・入学検査料納付日】
③で高等学校がシステム上で処理した後、令和9年3月8日（月）午後4時30分
※希望変更願を提出したとしても、3月8日（月）午後4時30分までに志願者情報登録・入学検査料納付をしなければ、希望変更手続（課程、選抜の種類）は完了しません。

（注1）（注2）千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県の隣接県協定に基づく関係中学校のみ。

（注2）承認処理のない中学校に在籍している場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるが、納付前に必ず中学校の先生に申込内容を確認してもらうこと。現在中学校に在籍していない場合は、志願者情報登録後、納付に進むことができるので手続を進めること。

（注3）実施要項5ページのウ、必要がある場合は、入学検査料を納付する。

調 査 書

受検番号	ふりがな				性別	学籍の記録	平成・令和 年 月 入学・転入学・編入学				
	氏 名						平成・令和 年 月 卒業見込み・卒業				
教科の学習の記録	教科 学年	必修教科の評定									
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	合計
	第1学年										
	第2学年										
	第3学年										
	全学年の計										
	備考										
特別活動の記録	学級活動										
	生徒会活動										
	学校行事										
部活動等の記録											
特記事項											
本書の記載事項に誤りがないこと及び貴校に応募する資格があることを証明する。 中学校長 印 令和 年 月 日 記載責任者 職 氏名											

注意 調査書をデータにより提出する場合は「本書」を「上記」とし、中学校長印を削る。

学 習 成 績 分 布 表

令和 年 月 日

中学校名

校 長 名

印

令和9年3月卒業見込み者の第3学年の評定

教 科		国	社	数	理	音	美	保	技	外
段階別の人数 及びその割合		語	会	学	科	楽	術	健 体 育	術 ・ 家 庭	国 語
5を与えた人数 とその百分率	人数									
	%									
4を与えた人数 とその百分率	人数									
	%									
3を与えた人数 とその百分率	人数									
	%									
2を与えた人数 とその百分率	人数									
	%									
1を与えた人数 とその百分率	人数									
	%									
合 計 人 数										

中学校評定合計平均値

記入上の注意

- 1 中学校評定合計平均値に加えた者の評定とする。
- 2 段階別の割合（百分率）は、小数第1位まで（小数第2位を四捨五入）の数値を記入する。
- 3 中学校評定合計平均値は、整数（小数第1位を四捨五入）で数値を記入する。

個人成績一覽表

中学校名

(枚中の)

[illegible]

志 願 理 由 書

年 月 日

高等学校長 様

(※受検番号)

中 学 校 名

志願者氏名

保護者氏名

私は、下記により、貴校 の課程 科 (部) への入学を志願します。

記

1 志願の理由 (当該高等学校・学科を志願する動機や理由等について書くこと。)

2 自己アピール (自分について伝えたいことがらを書くこと。)

注意

- 1 黒のボールペン又は万年筆による志願者の直筆とする。ただし、「1 志願の理由」及び「2 自己アピール」の欄については、鉛筆による志願者の直筆でもよい。
- 2 志願する課程名及び学科名を記入する。部については、三部制の定時制の課程を志願する場合に記入すること。それ以外の場合には、斜線 (/) を引く。
- 3 「2 自己アピール」の欄については、校内や校外での活動、趣味や特技、資格、受賞などについて書いてもよい。
- 4 ※印の欄は、記入しない。

志 願 理 由 証 明 書

年 月 日

千葉県立関宿高等学校長 様

(※受検番号)

中 学 校 名

志願者氏名

保護者氏名

私は、下記により、貴校全日制の課程普通科への入学を志願します。

(志願理由等)

志願理由等の内容が連携型高等学校を志願するに足るものであることを証明します。

令和 年 月 日

中学校長



注意

- 1 黒のボールペン又は万年筆による志願者の直筆とする。ただし、志願理由等の欄については、鉛筆による志願者の直筆でもよい。
- 2 志願理由等の欄には、連携型高等学校の当該学科を志願する動機や理由等について明確に記入する。また、連携する中学校での3年間の学習についても記入する。
- 3 ※印の欄は、記入しない。

2 志願理由等の欄には、連携型高等学校の当該学科を志願する動機や理由等について明確に記入する。
また、連携する中学校での3年間の学習についても記入する。

3 ※印の欄は、記入しない。

自 己 申 告 書

年 月 日

高等学校長 様

(※受検番号)

中 学 校 名

志願者氏名

私は、貴校の（ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ）の課程を志願するに
当たり、障害又は病気、怪我等の状況について申告します。

保護者氏名

注意

- 1 黒のボールペン又は万年筆による志願者の直筆とする。ただし、枠内については、鉛筆による志願者の直筆でもよい。なお、特別な事由で保護者が代筆、加筆した場合はその旨を記入する。記入後、志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をする。
- 2 本検査の出願においては、調査書を電子により提出する中学校に在籍している志願者及び中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。調査書を郵送により提出する中学校に在籍している志願者は、1 の封筒を在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。
- 3 障害又は病気、怪我等があるため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記 9（85 ページ参照）により「受検に係る特別配慮申請書（様式 21）」を提出する。
- 4 ※印の欄は、記入しない。

志 願 取 消 届

年 月 日

高等学校長 様

受 検 番 号

志願者氏名

㊞

保護者氏名

㊞

私は都合により、志願を取り消しますので、お届けします。

上記のことを了承しています。

中学校長

㊞

注意

- 1 志願変更の場合は様式 10 を使用する。
- 2 志願者が未成年の場合、志願者氏名の欄の㊞を削ることができる。
- 3 志願者が成人の場合、保護者氏名㊞を削る。
- 4 中学校から調査書の発行を受けていない志願者は、「上記のことを了承しています。」及び中学校長㊞を削る。

入 学 辞 退 届

年 月 日

高等学校長 様

受 検 番 号

志 願 者 氏 名

㊞

保 護 者 氏 名

㊞

私は都合により、入学を辞退しますので、お届けします。

上記のことを了承しています。

中学校長

㊞

注 意

- 1 志願者が未成年の場合、志願者氏名の欄の㊞を削ることができる。
- 2 志願者が成人の場合、保護者氏名㊞を削る。
- 3 中学校から調査書の発行を受けていない志願者は、「上記のことを了承しています。」及び中学校長㊞を削る。

海外在住状況説明書

年 月 日

高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

印

下記の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 海外在住地名

2 出国年月日 年 月 日

3 帰国年月日 年 月 日

4 在外期間 年 月

5 出国前・海外在住中・帰国後の教育歴

学 校 名	所在地（国名・都市名等）	期 間
		年 月～ 年 月 (学年～ 学年)
		年 月～ 年 月 (学年～ 学年)
		年 月～ 年 月 (学年～ 学年)
		年 月～ 年 月 (学年～ 学年)
		年 月～ 年 月 (学年～ 学年)
備 考		

注意 備考の欄には、特に参考となることがあれば記入する。

外国人特別措置適用申請書

高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

下記 1、2 及び 3 に基づき、外国人の特別入学者選抜に係る特別措置の適用を申請します。併せて、下記 4 により作文検査に使用する言語を申請します。

記

- 1 入国年月日
- 年 月 日
- 2 入国後の編入学校名(編入学年)
- (第 学年)
- 3 入国前・入国後の教育歴

学 校 名	所在地(国名・都市名等)	期 間
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月

- 4 作文検査の使用言語
- (1) 日本語
- (2) 英語

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

中学校長



注意

- 1 日本の中学校在籍(出身)の者は、この様式で作成する。
- 2 上記 4 の(1)又は(2)については、該当する番号を○で囲む。

外国人特別措置適用申請書

高等学校長 様

志願者氏名

下記 1 及び 2 に基づき、外国人の特別入学者選抜に係る特別措置の適用を申請します。併せて、下記 3 により作文検査に使用する言語を申請します。

記

- 1 入国年月日 年 月 日
- 2 入国前の教育歴

学 校 名	所在地（国名・都市名等）	期 間
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月

- 3 作文検査の使用言語 (1) 日本語 (2) 英語

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

注意

- 1 海外現地校等在籍（出身）の者は、この様式で作成する。
- 2 上記 3 の(1)又は(2)については、該当する番号を○で囲む。

中国等帰国生徒特別措置適用申請書

高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

下記事項に基づき、中国等帰国生徒の特別入学者選抜に係る特別措置の適用を申請します。

記

- 1 帰国年月日
- 年 月 日
- 2 帰国後の編入学校名（編入学年）
- （第 学年）
- 3 帰国前・帰国後の教育歴

学 校 名	所 在 地（都市名等）	期 間
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月

上記のとおり相違なく、かつ、中国等帰国生徒の特別入学者選抜の応募資格を有することを証明します。

令和 年 月 日

中学校長



成人の特別入学者選抜志願申請書

年 月 日

高等学校長 様

現 住 所

志願者氏名

私は、下記の理由により貴校の成人の特別入学者選抜の志願をしたいので、申請します。

志願の理由

注意

- 1 志願者が記入する。
- 2 現在の勤務等の状況も記入する。

志 願 変 更 願

年 月 日

高等学校長 様

受 検 番 号

志願者氏名

保護者氏名

下記のとおり志願変更をしたいので、貴校への志願の取消しをお願いします。

記

現在の志願先	高等学校	の課程	科
--------	------	-----	---

変更後の志願先	高等学校	の課程	科
---------	------	-----	---

上記のことを了承していますので、お願いします。

中学校長



注意 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、「上記のことを了承していますので、お願いします。」及び中学校長印を削る。

No. _____

志 願 取 消 証 明 書

中 学 校 名

志願者氏名

上記の者は、志願変更により、本校の _____ の課程 _____ 科への志願を取り消したことを証明します。

なお、入学検査料 (_____ 円) は納付済みです。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

高等学校長



希 望 変 更 願

年 月 日

高等学校長 様

受 検 番 号

志 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

下記のとおり希望変更をしたいので、許可してくださるようお願いいたします。

記

	現在の希望	変更後の希望
第 1 希望	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 3 地域連携 ^ア ティブ ^ブ スクールの入学者選抜 の課程 科 部	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 3 地域連携 ^ア ティブ ^ブ スクールの入学者選抜 の課程 科 部
第 2 希望	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 3 地域連携 ^ア ティブ ^ブ スクールの入学者選抜 の課程 科 部	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 3 地域連携 ^ア ティブ ^ブ スクールの入学者選抜 の課程 科 部
第 3 希望	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 の課程 科 部	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 の課程 科 部

上記のことを了承していますので、お願いします。

中学校長



注意

- 第 1 希望～第 3 希望の欄における選抜の種類については、該当する番号を○で囲む。
 なお、特別入学者選抜の場合には、2 の () 内に「海外帰国生徒」、「外国人」、「中国等帰国生徒」、「成人」又は「連携型高等学校」のいずれかを記入する。
 ただし、第 2 次募集の場合には、選抜の種類については何も記入しない。
- 記入の必要のない箇所には、斜線 (/) を引く。
- 学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者については、「上記のことを了承していますので、お願いします。」及び中学校長印を削る。

No. _____

希 望 変 更 許 可 書

中 学 校 名

志願者氏名

上記の者の希望を下記のとおり変更することを許可します。

記

	現在の希望	変更後の希望
第 1 希望	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 3 地域連携 ^ア ティブ ^ブ スクールの入学者選抜 の課程 科 部	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 3 地域連携 ^ア ティブ ^ブ スクールの入学者選抜 の課程 科 部
第 2 希望	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 3 地域連携 ^ア ティブ ^ブ スクールの入学者選抜 の課程 科 部	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 3 地域連携 ^ア ティブ ^ブ スクールの入学者選抜 の課程 科 部
第 3 希望	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 の課程 科 部	1 一般入学者選抜 2 ()の特別入学者選抜 の課程 科 部

令和 年 月 日

高等学校長

印

注意

- 1 第 1 希望～第 3 希望の欄における選抜の種類については、該当する番号を○で囲む。
なお、特別入学者選抜の場合には、2 の () 内に「海外帰国生徒」、「外国人」、「中国等帰国生徒」、「成人」又は「連携型高等学校」のいずれかを記入する。
ただし、第 2 次募集の場合には、選抜の種類については何も記入しない。
- 2 記入の必要のない箇所には、斜線 (／) を引く。

千葉県県立高等学校入学志願証明書

年 月 日

高等学校長 様

中学校名

年 月 卒業見込み ・ 卒業
(いずれかを○で囲む)

志願者氏名

上記の者について、次のことを証明します。

- 1 下記の理由により、貴校入学志願は正当なものであること。
- 2 貴校以外の公立高等学校に出願していないこと。

記

理 由

中学校長



注意 市立高等学校を志願する場合は、当該市教育委員会が定めた様式による。

誓 約 書

年 月 日

高等学校長 様

中学校名

年 月 卒業見込み ・ 卒業
(いずれかを○で囲む)

志願者氏名

このたび、上記の者が貴校を志願するにあたり、次のことを誓約します。

- 1 入学後は、県立高等学校通学区域に関する規則に従い、下記の住所から通学させること。
- 2 貴校以外の公立高等学校に出願していないこと。

記

- 1 入学後の住所
- 2 理 由

現 住 所

保護者氏名

⑩

注意

- 1 通信制の課程の入学者選抜の志願者については、「県立高等学校通学区域に関する規則に従い、」を削る。
- 2 市立高等学校を志願する場合は、当該市教育委員会が定めた様式による。

第 2 次募集等に係る誓約書

年 月 日

高等学校長 様

志願者氏名 ⑩

保護者氏名 ⑩

令和 9 年度公立高等学校入学許可候補者となっていないこと及び下記の事項は事実と相違ないことを誓約します。

なお、事実に相違するときは入学志願、入学許可を取り消されても異存ありません。

記

- 1 千葉県内に所在する私立高等学校令和 9 年度入学許可候補者となっていないこと。
- 2 千葉県内に所在する私立高等学校令和 9 年度入学許可候補者となっているが、当該私立高等学校長から、公立高等学校第 2 次募集、地域連携アクティブスクールの入学者選抜の第 2 次募集又は通信制の課程の入学者選抜の二期入学者選抜に志願することが承認され、承認書の交付を受けていること。

上記のことを証明します。

中学校長

印

注意

- 1 この書類の提出については、実施要項 3 2、4 4、5 8 ページの「出願書類等」を参照する。
- 2 上記 1 及び 2 については、該当する番号を○で囲む。
- 3 志願者が未成年の場合、志願者氏名の欄の⑩を削ることができる。
- 4 学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者については、「上記のことを証明します。」及び中学校長印を削る。
- 5 インターネット出願システム上で、中学校長から承認を受けている場合、提出は不要。

誓 約 書

年 月 日

高等学校長 様

志願者氏名 ㊞

保護者氏名 ㊞

下記の事項は事実と相違ないことを誓約します。

なお、事実と相違するときは入学志願、入学許可を取り消されても異存ありません。

記

令和 9 年度公立高等学校及び私立高等学校入学許可候補者となっていないこと。

上記のことを証明します。

中学校長 ㊞

注意

- 1 この書類の提出については、実施要項 3 2、4 4、5 8 ページの「出願書類等」を参照する。
- 2 志願者が未成年の場合、志願者氏名の欄の㊞を削ることができる。
- 3 学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者については、「上記のことを証明します。」及び中学校長㊞を削る。

追 検 査 受 検 願

年 月 日

高等学校長 様

受 検 番 号

志願者氏名

保護者氏名

下記により、追検査を受検したいので、承認して下さるようお願いいたします。

記

1 追検査の対象となる検査

国語 数学 英語 理科 社会 学校設定検査等 ()

2 本検査を受検することができなかったやむを得ない理由

3 本検査を受検することができなかった理由を証明する書類

- (1) 医師の診断書（加療期間が明記されたもの）
- (2) 本検査不受検理由証明書（様式 19 の(1)又は(2)）

上記のことを了承していますので、お願いします。

中学校長



注意

- 1 追検査を志願する者は、追検査の「受検資格」（8ページ参照）のいずれかに該当する事由が発生した場合、速やかに、原則として在籍する中学校の校長等を通じて、志願した高等学校の校長に電話により連絡しなければならない。
なお、過年度卒業者若しくは学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、志願者本人（又は保護者等）が、直接、志願する高等学校の校長に連絡する。また、「上記のことを了承していますので、お願いします。」及び中学校長印を削る。
- 2 上記1については、該当する検査を○で囲むこと。また、学校設定検査等は該当する検査内容を記載する。
- 3 上記2については、罹患した疾患名・症状・発症期間等、本検査を受検することができなかったやむを得ない理由を具体的に記入する。
- 4 上記3の(1)及び(2)については、該当する番号を○で囲み、この書類に添えて志願した高等学校の校長に提出する。なお、原則として、医師の診断書を提出するものとする。

本検査不受検理由証明書

年 月 日

高等学校長 様

中学校長

印

下記のとおり、当該志願者が本検査を受検することができなかった理由を証明します。

記

1 受検番号

2 志願者氏名

3 本検査を受検することができなかったやむを得ない理由

注意

- 1 医師の診断書が提出できる場合には、医師の診断書(加療期間が明記されたもの)を提出する。その場合は、本証明書の提出は不要。
- 2 上記の理由の欄については、罹患した疾患名、症状、発症期間等、本検査を受検することができなかったやむを得ない理由を具体的に記入することに加え、医師の診断書を提出できない理由を記入する。
- 3 過年度卒業者若しくは学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者は、様式19の(2)で作成する。

本検査不受検理由証明書

年 月 日

高等学校長 様

受 検 番 号

志願者氏名

保護者氏名

印

下記のとおり、本検査を受検することができなかった理由を証明します。
また、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

本検査を受検することができなかったやむを得ない理由

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

注意

- 1 医師の診断書が提出できる場合には、医師の診断書（加療期間が明記されたもの）を提出する。その場合は、本証明書の提出は不要。
- 2 中学校等に在籍する者については、様式 19 の(1)で作成する。
- 3 罹患した疾患名、症状、発症期間等、本検査を受検することができなかったやむを得ない理由を具体的に記入することに加え、医師の診断書を提出できない理由を記入する。

追 検 査 受 検 承 認 書

中 学 校 名

受 検 番 号

志願者氏名

上記の者の追検査の受検を下記のとおり承認します。

記

1 選抜の種類

2 対象となる検査

国語 数学 英語 理科 社会 学校設定検査等 ()

3 課程・学科・部

の課程 科 部

令和 年 月 日

高等学校長



注意

- 1 上記 2 については、該当する検査を○で囲むこと。また、学校設定検査は該当する検査内容を記載する。
- 2 三部制の定時制の課程以外は、上記 3 の「・部」及び「部」を削る。

受検に係る特別配慮申請書

年 月 日

高等学校長 様

中学校名
志願者氏名
保護者氏名

貴校の (全日制 ・ 定時制 ・ 通信制) の課程を受検するに当たり、下記の配慮を申請します。

記

1 選抜の種類 (該当する選抜の□を☑してください。)

☐ 一般入学者選抜 ☐ 海外帰国生徒の特別入学者選抜 ☐ 外国人の特別入学者選抜 ☐ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 ☐ 成人の特別入学者選抜 ☐ 連携型高等学校の特別入学者選抜 ☐ 第 2 次募集 ☐ 追加募集	☐ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜 ☐ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜 (第 2 次募集) ☐ 秋季入学者選抜 ☐ 通信制の課程の入学者選抜 (一期) ☐ 通信制の課程の入学者選抜 (二期) ☐ 通信制の課程の入学者選抜 (三期) ☐ 通信制の課程の入学者選抜 (四期)
---	---

2 希望する配慮事項
(該当する項目の□を☑してください。また、() 内に必要事項を記入してください。)

【検査室について】 ☐ 別室受検 ☐ スピーカー近くの席 ☐ 出入り口近くの席 ☐ その他 ()
【検査室への持ち込みについて】 ☐ 補聴器 ☐ イヤーマフ ☐ エビペン ☐ 帽子 ☐ その他 ()
【問題用紙及び解答用紙について】 ☐ 拡大問題用紙 (A3) ☐ 拡大解答用紙 (A3) ☐ 拡大解答用紙 (A2) ☐ ルビ振り問題用紙 (A4) ☐ ルビ振り拡大問題用紙 (A3) ☐ その他 ()
【解答方法等について】 ※介助者を希望する場合は、別紙に介助者の所属・職名・氏名・介助の内容を記入すること。 ただし、別紙の様式は任意とする。 ☐ 介助者による代筆 ☐ 介助者による代読 ☐ マーク部分のチェック解答 ☐ 介助者による介助 ☐ 英語リスニングテストの放送以外での実施 ☐ 検査時間の延長 ((教科名) を () 倍)
【その他】 ☐ 車椅子の利用 ☐ 車ででの送迎 ☐ 多目的トイレの使用 ☐ その他 ()

3 配慮が必要な状況 (該当する状況の□を☑してください。)

☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 知的障害 ☐ 肢体不自由 ☐ 病弱・身体虚弱 ☐ 言語障害 ☐ 情緒障害 ☐ 自閉症 (高機能自閉症、アスペルガー症候群含む) ☐ 学習障害 ☐ ADHD ☐ 病気 ☐ 怪我 ☐ その他 ()
--

4 申請理由 (症状及び学校等の授業・定期考査での状況等を具体的に記入してください。)

(症状)
(学校等の授業・定期考査での状況等)

- 注意 1 申請書は、入学者選抜ごとに提出する。(成人の特別入学者選抜の志願者は、保護者氏名を削る。)
- 2 定形 (長形 3 号) の封筒 (1 1 0 円切手 (料金改定があったときは改定後の料金の切手) を貼り、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記する。) を添えて提出する。
- 3 追加の記載が必要な場合は、別紙を添付すること。ただし、別紙の様式は任意とする。

受検に係る特別配慮通知書

志願者氏名

保護者氏名

受検に係る特別な配慮について、下記のとおり認めましたので、通知します。
なお、このことを在籍（出身）中学校等の校長に連絡してください。

記

1 選抜の種類

2 配慮事項

3 その他

令和 年 月 日

高等学校長



注意

- 1 通知書は、入学者選抜ごとに通知する。
- 2 成人の特別入学者選抜の志願者については、保護者氏名及び「なお、このことを在籍（出身）中学校等の校長に連絡してください。」を削る。
- 3 学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者については、「なお、このことを在籍（出身）中学校等の校長に連絡してください。」を削る。

がくりよくけん さ もんだいとう ふ かか とくべつはいりよしんせいしょ
学 力 検 査 問 題 等 の ル ビ 振 り に 係 る 特 別 配 慮 申 請 書

こうとうがっこうちょう さま
高等学校 長 様
し がんしゃ し めい
志 願 者 氏 名
ほ ご しゃ し めい
保 護 者 氏 名

か き じ こう もと すべ けん さ もんだい がっこうせっていけん さ さくぶんとく ふく
下 記 事 項 に 基 づ き 、 全 て の 検 査 問 題 (学 校 設 定 検 査 の 作 文 等 を 含 む 。) に ル
ビ を 振 る 特 別 な 配 慮 を 申 請 し ま す 。

き
記

- 1 にゆうこくねんがっ び ねん がつ にち
入 国 年 月 日
2 にゆうこく ご へんにゆうがっこうめい へんにゆうがくねん (だい がくねん)
入 国 後 の 編 入 学 校 名 (編 入 学 年) (第 学 年)
3 にゆうこくまえ きょういくれき
入 国 前 の 教 育 歴

がっ こう めい 学 校 名	しょざい ち こくめい と し めいとう 所 在 地 (国 名 ・ 都 市 名 等)	き かん 期 間
		ねん がつ ねん がつ 年 月 年 月
		ねん がつ ねん がつ 年 月 年 月
		ねん がつ ねん がつ 年 月 年 月
		ねん がつ ねん がつ 年 月 年 月
		ねん がつ ねん がつ 年 月 年 月
		ねん がつ ねん がつ 年 月 年 月

じょう き そう い しょうめい
上 記 の と お り 相 違 不 同 を 証 明 し ま す 。

れい わ ねん がつ にち
令 和 年 月 日

ちゅうがっこうちょう
中 学 校 長



ちゅう い
注 意

- 1 しんせいしょ にゆうがくしやせんぱつ ていしゆつ
申 請 書 は 、 入 学 者 選 抜 告 白 に 提 出 す る 。
2 ていけい なががた ごう ふとう えんきつて りょうきんかいてい
定 形 (長 形 3 号) の 封 筒 (1 1 0 円 切 手 (料 金 改 定 が あ っ た と き は 改 定 後 の 料 金 の
切 手) を 貼 り 、 志 願 者 の 住 所 、 氏 名 及 び 郵 便 番 号 を 表 記 す る 。) を 添 え て 提 出 す る 。
3 きつて は し がんしゃ じゅうしよ し めいおよ ゆうびんばんごう ひよう き そ ていしゆつ
志 願 す る 入 学 者 選 抜 の 願 書 等 の 受 付 開 始 日 の 一 週 間 前 ま で 、 (そ の 他 第 2 次 募 集 等
の 選 抜 で は 、 前 日 ま で) に 志 願 す る 高 等 学 校 の 校 長 に 提 出 す る 。 た だ し 、 土 曜 日 、 日
曜 日 、 祝 日 、 年 末 年 始 及 び 学 校 閉 庁 日 を 除 く 。

がくりよくけん さ もんだいとう ふ かか とくべつはいりよしんせいしょ
学 力 検 査 問 題 等 の ル ビ 振 り に 係 る 特 別 配 慮 申 請 書

こうとうがっこうちょう さま
高 等 学 校 長 様
し がんしや し めい
志 願 者 氏 名

か き じ こう もと すべ けん さ もんだい がっこうせっていけん さ さくぶんとく ふく
下 記 事 項 に 基 づ き 、 全 て の 検 査 問 題 (学 校 設 定 検 査 の 作 文 等 を 含 む 。) に ル
ビ を 振 る 特 別 な 配 慮 を 申 請 し ま す 。

き
記

- 1 にゆうこくねんがっ び ねん がつ にち
入 国 年 月 日
- 2 にゆうこくまえ きやういくれき
入 国 前 の 教 育 歴

がっ こう めい 学 校 名	しよざい ち こくめい と し めいとう 所 在 地 (国 名 ・ 都 市 名 等)	き 期	かん 間
		ねん 年	がつ 月 ～ ねん 年 月
		ねん 年	がつ 月 ～ ねん 年 月
		ねん 年	がつ 月 ～ ねん 年 月
		ねん 年	がつ 月 ～ ねん 年 月
		ねん 年	がつ 月 ～ ねん 年 月
		ねん 年	がつ 月 ～ ねん 年 月
		ねん 年	がつ 月 ～ ねん 年 月

じよう き
上 記 の と お り 相 違 い な い こ と を 誓 約 し ま す 。

ねん 年 がつ 月 にち 日

ほ ご し や し めい
保 護 者 氏 名

いん
印

ちゆう い
注 意

- 1 申請書は、入学者選抜ごとに提出する。
- 2 定形（長形 3 号）の封筒（110 円切手（料金改定があったときは改定後の料金の切手）を貼り、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記する。）を添えて提出する。
- 3 志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の一週間前まで（その他第 2 次募集等の選抜では、前日まで）に志願する高等学校の校長に提出する。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。

得点に倍率をかける教科の申告書

年 月 日

高等学校長 様

(※受検番号)

中 学 校 名

志願者氏名

保護者氏名

私は、貴校定時制の課程普通科 部への入学を志願するにあたり、
学力検査の 5 教科のうち、得点に倍率をかける教科について、下記のとおり申告
します。

記

得点に倍率をかける教科

国 語	社 会	数 学	理 科	英 語

注意

- 1 一般入学者選抜で、5 教科の学力検査を実施する三部制の定時制の課程に出願する場合に提出する。ただし、当該三部制の定時制の課程において、志願者が出願時に申告する 3 教科の得点にかけける倍率を 1 倍と定めた場合は提出を必要としない。
- 2 黒のボールペン又は万年筆による志願者の直筆とする。
- 3 得点に倍率をかける 3 つの教科のそれぞれの下の欄には○を記入し、○を記入しない欄には×を記入する。
- 4 ※印の欄は、記入しない。

「令和 9 年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」 発行願

年 月 日

高等学校長 様

中 学 校 名

受 検 番 号

志 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

連 絡 先 住 所 〒

電 話 番 号

下記の使用目的のため、公印を押印した「令和 9 年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」を（ ）通、発行願います。

記

使用目的 (提出先等)	
備 考	

※受付期間：3 月 2 日（火）午前 9 時から 3 月 2 4 日（水）午後 4 時まで。

受検票を確認しますので、志願者本人が事務室窓口へ持参してください。

（保護者等が持参する場合は、本人確認等の確認書類が必要となりますので、事前に各校までお問い合わせください。）

※受付欄

千 葉 県 県 立 高 等 学 校 一 覧

- 1 この学校一覧の募集学科は、令和9年度のものである。
- 2 各高等学校の学科ごとの募集定員は、別に定めて告示する。
- 3 全日制の課程の千葉県立千葉女子高等学校普通科、千葉県立木更津東高等学校普通科、専門教育を主とする学科（専攻科を含む。）、総合学科、定時制の課程及び通信制の課程の学区は、県内全域とする。

県立高等学校（全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。））

学区	番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
1	1	千 葉	〒260-0853 千葉市中央区葛城1-5-2	043-227-7434	普 通 科
	2	千 葉 女 子	〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-1	043-254-1188	普 通 科
					家 政 科
	3	千 葉 東	〒263-0021 千葉市稲毛区轟町1-18-52	043-251-9221	普 通 科
	4	千 葉 商 業	〒260-0044 千葉市中央区松波2-22-48	043-251-6335	商 業 科
					情 報 処 理 科
	5	京 葉 工 業	〒263-0024 千葉市稲毛区穴川4-11-32	043-251-4197	機 械 科
					電 子 工 業 科
					設 備 システム科
					建 設 科
	6	千 葉 工 業	〒260-0815 千葉市中央区今井町1478	043-264-6251	電 子 機 械 科
					電 気 科
					情 報 技 術 科
					工 業 化 学 科
					理 数 工 学 科
	7	千 葉 南	〒260-0803 千葉市中央区花輪町45-3	043-264-1362	普 通 科
	8	検 見 川	〒261-0011 千葉市美浜区真砂4-17-1	043-278-1218	普 通 科
	9	千 葉 北	〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町153	043-257-2753	普 通 科
	10	若 松	〒264-0021 千葉市若葉区若松町429	043-232-5171	普 通 科
	11	千 城 台	〒264-0004 千葉市若葉区千城台西2-1-1	043-236-0161	普 通 科
	12	生 浜	〒260-0823 千葉市中央区塩田町372	043-266-4591	普 通 科
	13	磯 辺	〒261-0012 千葉市美浜区磯辺2-7-1	043-277-2211	普 通 科

学区	番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
1	15	幕 張 総 合	〒261-0014 千葉市美浜区若葉3-1-6	043-211-6311	総 合 学 科
					看 護 科
	16	柏 井	〒262-0041 千葉市花見川区柏井町1452	047-484-5526	普 通 科
	18	土 気	〒267-0067 千葉市緑区あすみが丘東2-24-1	043-294-0014	普 通 科
	19	千 葉 西	〒261-0012 千葉市美浜区磯辺3-30-3	043-277-0115	普 通 科
	20	犢 橋	〒262-0012 千葉市花見川区千種町381-1	043-257-8511	普 通 科
2	21	八 千 代	〒276-0025 八千代市勝田台南1-1-1	047-484-2551	普 通 科
					家 政 科
					体 育 科
	22	八 千 代 東	〒276-0028 八千代市村上881-1	047-482-1751	普 通 科
	23	八 千 代 西	〒276-0047 八千代市吉橋2405-1	047-450-2451	普 通 科
	24	津 田 沼	〒275-0025 習志野市秋津5-9-1	047-451-1177	普 通 科
	25	実 籾	〒275-0003 習志野市実籾本郷22-1	047-479-1144	普 通 科
	26	船 橋	〒273-0002 船橋市東船橋6-1-1	047-422-2188	普 通 科
					理 数 科
	27	薬 園 台	〒274-0077 船橋市薬円台5-34-1	047-464-0011	普 通 科
					園 芸 科
	28	船 橋 東	〒274-0816 船橋市芝山2-13-1	047-464-1212	普 通 科
	29	船 橋 啓 明	〒273-0041 船橋市旭町333	047-438-8428	普 通 科
	30	船 橋 芝 山	〒274-0816 船橋市芝山7-39-1	047-463-5331	普 通 科
	31	船 橋 二 和	〒274-0806 船橋市二和西1-3-1	047-447-4377	普 通 科
	33	船 橋 法 典	〒273-0047 船橋市藤原4-1-1	047-438-0721	普 通 科
	34	船 橋 豊 富	〒274-0053 船橋市豊富町656-8	047-457-5200	普 通 科
	35	船 橋 北	〒274-0056 船橋市神保町133-1	047-457-3115	普 通 科
	36	市 川 工 業	〒272-0031 市川市平田3-10-10	047-378-4186	機 械 科
					電 気 科
					建 築 科
					インテリア科
	37	国 府 台	〒272-0827 市川市国府台2-4-1	047-373-2141	普 通 科
	38	国 分	〒272-0831 市川市稲越2-2-1	047-371-6100	普 通 科

学区	番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
2	40	市 川 東	〒272-0811 市川市北方町4-2191	047-338-6810	普 通 科
	41	市 川 昂	〒272-0833 市川市東国分1-1-1	047-371-2841	普 通 科
	42	市 川 南	〒272-0013 市川市高谷1509	047-328-6001	普 通 科
	43	浦 安	〒279-0003 浦安市海楽2-36-2	047-351-2135	普 通 科
	44	浦 安 南	〒279-0023 浦安市高洲9-4-1	047-352-7621	普 通 科
3	45	鎌 ケ 谷	〒273-0115 鎌ケ谷市東道野辺1-4-1	047-444-2171	普 通 科
	46	鎌 ケ 谷 西	〒273-0121 鎌ケ谷市初富284-7	047-446-0051	普 通 科
2	47	松 戸	〒270-0025 松戸市中和倉590-1	047-341-1288	普 通 科 芸 術 科
	48	小 金	〒270-0032 松戸市新松戸北2-14-1	047-341-4155	総 合 学 科
	49	松 戸 国 際	〒270-2218 松戸市五香西5-6-1	047-386-0563	普 通 科 国 際 教 養 科
	51	松 戸 六 実	〒270-2203 松戸市六高台5-150-1	047-385-5791	普 通 科
	52	松 戸 向 陽	〒270-2223 松戸市秋山682	047-391-4361	普 通 科 福 祉 教 養 科
	53	松 戸 馬 橋	〒271-0043 松戸市旭町1-7-1	047-345-3002	普 通 科
	54	東 葛 飾	〒277-8570 柏市旭町3-2-1	04-7143-4271	普 通 科
3	55	柏	〒277-0825 柏市布施254	04-7131-0013	普 通 科 理 数 科
	56	柏 南	〒277-0033 柏市増尾1705	04-7173-2101	普 通 科
	57	柏 陵	〒277-0042 柏市逆井444-1	04-7174-8551	普 通 科
	58	柏 の 葉	〒277-0882 柏市柏の葉6-1	04-7132-7521	普 通 科 情 報 理 数 科
	59	柏 中 央	〒277-0835 柏市松ヶ崎884-1	04-7133-3141	普 通 科
	60	沼 南	〒270-1445 柏市岩井678-3	04-7191-8121	普 通 科
	61	沼 南 高 柳	〒277-0941 柏市高柳995	04-7191-5281	普 通 科
	62	流 山	〒270-0114 流山市東初石2-98	04-7153-3161	園 芸 科 商 業 科 情 報 処 理 科
	63	流山おおたかの森	〒270-0122 流山市大畔275-5	04-7154-3551	普 通 科 国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科

学区	番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
3	64	流 山 南	〒270-0164 流山市流山9-800-1	04-7159-1231	普 通 科
	66	野 田 中 央	〒278-0046 野田市谷津713	04-7125-4108	普 通 科
	67	清 水	〒278-0043 野田市清水482	04-7122-4581	食 品 学 科
					機 械 科
					電 気 科
					環 境 化 学 科
	68	関 宿	〒270-0222 野田市木間ヶ瀬 4376	04-7198-5006	普 通 科
	69	我 孫 子	〒270-1147 我孫子市若松 18-4	04-7182-5181	普 通 科
	70	我 孫 子 東	〒270-1104 我孫子市新々田 172	04-7189-4051	普 通 科
4	71	白 井	〒270-1425 白井市池の上1-8-1	047-491-1511	普 通 科
	72	印 旛 明 誠	〒270-1337 印西市草深1420-9	0476-47-7001	普 通 科
	73	成 田 西 陵	〒286-0846 成田市松崎20	0476-26-8111	園 芸 科
					土 木 造 園 科
					食 品 学 科
					情 報 処 理 科
	74	成 田 国 際	〒286-0036 成田市加良部3-16	0476-27-2610	普 通 科
					国 際 科
	75	成 田 北	〒286-0011 成田市玉造5-1	0476-27-3411	普 通 科
	76	下 総	〒289-0116 成田市名古屋247	0476-96-1161	園 芸 科
					自 動 車 科
					情 報 処 理 科
	77	富 里	〒286-0221 富里市七栄181-1	0476-92-1441	普 通 科
	78	佐 倉	〒285-0033 佐倉市鍋山町18	043-484-1021	普 通 科
					理 数 科
	79	佐 倉 東	〒285-0017 佐倉市城内町278	043-484-1024	普 通 科
					調 理 国 際 科
					服 飾 デ ザ イ ン 科
	80	佐 倉 西	〒285-0841 佐倉市下志津263	043-489-5881	普 通 科
	82	八 街	〒289-1144 八街市八街ろ145-3	043-444-1523	総 合 学 科
	83	四 街 道	〒284-0003 四街道市鹿渡809-2	043-422-6215	普 通 科
	84	四 街 道 北	〒284-0027 四街道市栗山1055-4	043-422-1788	普 通 科

学区	番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
5	85	佐 原	〒287-0003 香取市佐原イ2685	0478-52-5131	普 通 科
					理 数 科
	86	佐 原 白 楊	〒287-0003 香取市佐原イ861	0478-52-5137	普 通 科
	87	小 見 川	〒289-0313 香取市小見川4735-1	0478-82-2146	普 通 科
	88	多 古	〒289-2241 香取郡多古町多古3236	0479-76-2557	普 通 科
					園 芸 科
	89	銚 子	〒288-0033 銚子市南小川町943	0479-22-6906	普 通 科
	90	銚 子 商 業	〒288-0813 銚子市台町1781	0479-22-5678	商 業 科
					情 報 処 理 科
					海 洋 科
	91	旭 農 業	〒289-2516 旭市口1	0479-62-0129	畜 産 科
					園 芸 科
					食 品 科 学 科
	92	東 総 工 業	〒289-2505 旭市鎌数字川西5146	0479-62-2522	機 械 科
					電 気 情 報 科
					建 設 科
	93	匝 瑳	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ1630	0479-72-1541	総 合 学 科
6	94	松 尾	〒289-1594 山武市松尾町大堤546	0479-86-4311	普 通 科
	95	成 東	〒289-1326 山武市成東3596	0475-82-3171	普 通 科
					理 数 科
	96	東 金	〒283-0802 東金市東金1410	0475-54-1581	普 通 科
					国 際 教 養 科
	97	東 金 商 業	〒283-0805 東金市松之郷字久我台1641-1	0475-52-2265	商 業 科
					情 報 処 理 科
	98	大 網	〒299-3251 大網白里市大網435-1	0475-72-0003	普 通 科
					農 業 科
					食 品 科 学 科
					生 物 工 学 科
	99	九 十 九 里	〒283-0104 山武郡九十九里町片貝1910	0475-76-2256	普 通 科

学区	番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
7	100	長 生	〒297-0029 茂原市高師286	0475-22-3378	普 通 科
					理 数 科
	101	茂 原	〒297-0029 茂原市高師1300	0475-22-4505	普 通 科
	102	茂原樟陽	〒297-0019 茂原市上林283	0475-22-3315	農 業 科
					食 品 科 学 科
					土 木 造 園 科
					機械テクノロジー科
					電気テクノロジー科
	103	一 宮 商 業	〒299-4301 長生郡一宮町一宮3287	0475-42-4520	商 業 科
					情 報 処 理 科
	104	大 多 喜	〒298-0216 夷隅郡大多喜町大多喜481	0470-82-2621	普 通 科
	105	大 原	〒298-0004 いすみ市大原7985	0470-62-1171	総 合 学 科
8	106	長 狭	〒296-0001 鴨川市横渚100	04-7092-1225	普 通 科
	107	安 房 拓 心	〒299-2795 南房総市和田町海発1604	0470-47-2551	総 合 学 科
	108	安 房	〒294-0047 館山市八幡385	0470-22-0130	普 通 科
	109	館 山 総 合	〒294-8505 館山市北条106	0470-22-2242	工 業 科
					商 業 科
					海 洋 科
					家 政 科
9	111	君 津 商 業	〒293-0043 富津市岩瀬1172	0439-65-1131	商 業 科
					情 報 処 理 科
	112	木 更 津	〒292-0804 木更津市文京4-1-1	0438-22-6131	普 通 科
					理 数 科
	113	木 更 津 東	〒292-0056 木更津市木更津2-2-45	0438-23-0538	普 通 科
					家 政 科
	114	君 津	〒299-1142 君津市坂田454	0439-52-4583	普 通 科
					園 芸 科
	115	君 津 青 葉	〒292-0454 君津市青柳48	0439-27-2351	総 合 学 科
	116	袖 ケ 浦	〒299-0257 袖ヶ浦市神納530	0438-62-7531	普 通 科
					情報コミュニケーション科

学区	番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
9	118	京 葉	〒290-0034 市原市島野222	0436-22-2196	普 通 科
	119	市 原 緑	〒290-0011 市原市能満1531	0436-75-0600	普 通 科
	120	姉 崎	〒299-0111 市原市姉崎2632	0436-62-0601	普 通 科
	121	市 原 八 幡	〒290-0062 市原市八幡1877-1	0436-43-7811	普 通 科

県立高等学校（定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。））

番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
201	千 葉 商 業	〒260-0044 千葉市中央区松波2-22-48	043-251-6335	商 業 科
202	千 葉 工 業	〒260-0815 千葉市中央区今井町1478	043-264-6251	工 業 科
204	船 橋	〒273-0002 船橋市東船橋6-1-1	047-422-2188	総 合 学 科
205	市 川 工 業	〒272-0031 市川市平田3-10-10	047-378-4186	工 業 科
207	東 葛 飾	〒277-8570 柏市旭町3-2-1	04-7143-4271	普 通 科
209	佐 原	〒287-0003 香取市佐原イ2685	0478-52-5131	普 通 科
210	銚 子 商 業	〒288-0813 銚子市台町1781	0479-22-5678	商 業 科
211	匝 瑳	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ1630	0479-72-1541	普 通 科
212	東 金	〒283-0802 東金市東金1410	0475-54-1581	普 通 科
213	長 生	〒297-0029 茂原市高師286	0475-22-3373	普 通 科
214	長 狭	〒296-0001 鴨川市横渚100	04-7092-1225	普 通 科
215	館 山 総 合	〒294-8505 館山市北条106	0470-22-2242	普 通 科
216	木 更 津 東	〒292-0056 木更津市木更津2-2-45	0438-23-0538	普 通 科

県立高等学校（三部制の定時制の課程）

番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
203	生 浜	〒260-0823 千葉市中央区塩田町372	043-266-4591	普 通 科
206	松 戸 南	〒270-2221 松戸市紙敷1199	047-391-2849	普 通 科
208	佐 倉 南	〒285-0808 佐倉市太田1956	043-486-1711	普 通 科

県立高等学校（地域連携アクティブスクール）

番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
14	泉	〒265-0061 千葉市若葉区高根町875-1	043-228-2551	普 通 科
32	船橋古和釜	〒274-0061 船橋市古和釜町586	047-466-1141	普 通 科

番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
39	行 徳	〒272-0127 市川市塩浜4-1-1	047-395-1040	普 通 科
65	流 山 北	〒270-0116 流山市中野久木7-1	04-7154-2100	普 通 科
110	天 羽	〒299-1606 富津市数馬229	0439-67-0571	普 通 科
117	市 原	〒290-0225 市原市牛久655	0436-92-1541	普 通 科
				園 芸 科

県立高等学校（通信制の課程）

番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
417	千 葉 大 宮	〒264-8505 千葉市若葉区大宮町2699-1	043-264-1981	普 通 科

県立高等学校（専攻科）

	館 山 総 合	〒294-0037 館山市長須賀155	0470-22-0180	専 攻 科
--	---------	---------------------	--------------	-------

市 立 高 等 学 校 一 覧

- 1 この学校一覧の募集学科は、令和9年度のものである。
- 2 各高等学校の学科ごとの募集定員は、別に定めて告示する。
- 3 ※印については、各市立高等学校の通学区域に関する規則等（74ページ以降）を参照のこと。

市立高等学校（全日制の課程）

学区	番号	学 校 名	所 在 地	電 話	募 集 学 科
※	301	市 立 千 葉	〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台9-46-1	043-251-6245	普 通 科
					理 数 科
※	303	市立習志野	〒275-0001 習志野市東習志野1-2-1	047-472-2148	普 通 科
					商 業 科
※	304	市 立 船 橋	〒273-0001 船橋市市場4-5-1	047-422-5516	普 通 科
					商 業 科
					体 育 科
※	305	市 立 松 戸	〒270-2221 松戸市紙敷2-7-5	047-385-3201	普 通 科
					国際人文科
※	306	市 立 柏	〒277-0801 柏市船戸山高野325-1	04-7132-3460	普 通 科
					スポーツ科学科
※	307	市 立 銚 子	〒288-0814 銚子市春日町2689	0479-25-0311	普 通 科
					理 数 科

「一般入学者選抜」における検査の内容等

※ 各検査の内容等についての詳細は、志願者が各高等学校にお問い合わせください。
 期待する生徒像は、当該校が求める生徒像を示したものであって、これにより、受検者の志願を制約するものではありません。
 志願理由書の「有」は出願時に提出を求める学科、「／」は出願時に提出を求めない学科です。

県立高等学校 全日制の課程

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
1	千葉県立 千葉高等学校	普 通 科	次の全てを満たす人 ア 本校の教育理念を理解し、本校を特に強く希望すること。 イ 基礎・基本を身に付け、思考力・応用力に優れていること。 ウ 知的好奇心と向学心を持ち、自主的精神に富んでいること。	0.5	作文	／
2	千葉県立 千葉女子高等学校	普 通 科	次のすべてを満たす者 ア 集団の中で他者と協働し、主体性をもって学びに向かう意志のある生徒 イ 根気よく努力を継続することができる生徒 ウ 他者を尊重することができ、礼節を大切にする生徒	1	面接	／
		家 政 科	次のすべてを満たす者 ア 集団の中で他者と協働し、主体性をもって学びに向かう意志のある生徒 イ 根気よく努力を継続することができる生徒 ウ 他者を尊重することができ、礼節を大切にする生徒 エ 家政科を希望する動機が適切で、家庭科の授業に興味や関心がある生徒	1	適性検査	／
3	千葉県立 千葉東高等学校	普 通 科	次のすべてを満たす生徒 ア 本校の教育方針を理解し、高校生活に対する強い意欲を有する生徒 イ 学習に対する能力・意欲が高く、部活動・生徒会活動・学校行事等に積極的に取り組むことができる生徒	0.5	小論文	／
4	千葉県立 千葉商業高等学校	商 業 科 情 報 処 理 科	人物に優れ、本校を志願する動機が明確であり、入学後、普通科目に加えて商業分野の学習、資格取得に熱意を持って取り組む意志があること。かつ次のいずれかに該当する生徒。 ア 中学校生活において、学習活動、生徒会活動、学校行事等に意欲的に取り組み、入学後も継続して取り組む意志があること。 イ スポーツ活動、文化活動において顕著な実績又は能力を有し、入学後も継続してその活動に取り組む意志があること。	1	自己表現	／
5	千葉県立 京葉工業高等学校	機 械 科	次のア～エの要件にあてはまる生徒 ア ものづくりに興味関心があり当該学科を志願する理由が適切で、将来の目標が明確な生徒。 イ 規則正しく時間やルールを守り、身だしなみに気を配れる生徒。 ウ 工業高校生として安全を意識し、意欲的に生活や学習に取り組む意志のある生徒。 エ 特別活動・部活動等において中学校での活動を活かし、何事にも積極的に粘り強く取り組むことのできる生徒。	1	面接	／
		電 子 工 業 科	同上	1	面接	／
		設備システム科	同上	1	面接	／
		建 設 科	同上	1	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
6	千葉県立 千葉工業高等学校	電 子 機 械 科	本校の教育方針を理解し、将来工業技術者として活躍する意欲と能力のある生徒で、本校の電子機械科を志望する動機及び目的が適切な者。かつ、スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・生徒会活動等について、本校入学後も意欲的に活動する意志のある者。	1	面接	／
		電 気 科	本校の教育方針を理解し、将来工業技術者として活躍する意欲と能力のある生徒で、本校の電気科を志望する動機及び目的が適切な者。かつ、スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・生徒会活動等について、本校入学後も意欲的に活動する意志のある者。	1	面接	／
		情 報 技 術 科	本校の教育方針を理解し、将来工業技術者として活躍する意欲と能力のある生徒で、本校の情報技術科を志望する動機及び目的が適切な者。かつ、スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・生徒会活動等について、本校入学後も意欲的に活動する意志のある者。	1	面接	／
		工 業 化 学 科	本校の教育方針を理解し、将来工業技術者として活躍する意欲と能力のある生徒で、本校の工業化学科を志望する動機及び目的が適切な者。かつ、スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・生徒会活動等について、本校入学後も意欲的に活動する意志のある者。	1	面接	／
		理 数 工 学 科	本校の教育方針を理解し、将来工業技術者として活躍する意欲と能力のある生徒で、本校入学後、理工系大学等への進学を目指し、工学の基礎とそれを支える科学技術を学び、意欲的に学習に取り組む意志のある者。かつ、スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・生徒会活動等について、本校入学後も意欲的に活動する意志のある者。	1	面接	／
7	千葉県立 千葉南高等学校	普 通 科	本校への志望理由が明確で、人物に優れ、入学後も高い目標と旺盛な向上心を持って主体的に学校生活に取り組み、かつ、次のア又はイのいずれかを備える生徒 ア 学習成績が特に優れている生徒 イ 学習成績に優れ、部活動、生徒会活動、学校行事等に積極的に取り組む生徒	1	面接	／
8	千葉県立 検見川高等学校	普 通 科	基本的な生活習慣が身に付いており、入学後も積極的に学校生活に取り組む意志があり、次のいずれかに当てはまる生徒 ア 学習成績が特に優れている。 イ 部活動、生徒会活動、地域等のスポーツ、文化活動、その他長期にわたる継続的な活動等で優れた実績を有し、学習成績が優れている。	1	面接	／
9	千葉県立 千葉北高等学校	普 通 科	本校のスクールポリシーを十分に理解し、次の全てを満たす生徒 ア 主体的かつ意欲的に学習に取り組み、将来の目標に向かい努力ができる イ 他者を尊重し、学校や社会のルールやマナーを守りながら学校生活に取り組む意志がある	1	面接	／
10	千葉県立 若松高等学校	普 通 科	次のすべてを満たす生徒 ア 中学校の学習に積極的に取り組んでおり、入学後も主体的かつ意欲的に学びを深めようとする生徒 イ 中学校在籍時の諸活動において優れた実績を持ち、入学後も積極的に諸活動に取り組もうとする生徒	1	自己表現	／
11	千葉県立 千城台高等学校	普 通 科	本校への入学の意志と高校生活への意欲が明確で、人物が優れており、次のアまたはイのいずれかに該当する生徒 ア 学習成績が特に優れていること。 イ 学習成績が優れ、特別活動・部活動等に顕著な実績を持ち、本校入学後もそれを生かした活動を行う意志のあること。	1	面接	／
12	千葉県立 生浜高等学校	普 通 科	基本的生活習慣が身につについており、目標をもって充実した高校生活を送る強い意志があり、次のア又はイのいずれかに該当する生徒。 ア 中学校時代の学習態度が良好で、特別活動等に熱心に励み、入学後も学校生活全般にわたり意欲的に取り組む意志があること。 イ 中学校時代の学習態度が良好で、部活動において熱心に活動し、入学後も意欲的に部活動を行う意志があること。	1	自己表現	／
13	千葉県立 磯辺高等学校	普 通 科	次の二つを兼ね備えた生徒 ア 共に学び、共に高め合う精神に共感できる生徒 イ 自らの目標に向かって主体的に努力することのできる生徒	1	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
15	千葉県立 幕張総合高等学校	総 合 学 科	次の全てを満たす生徒 ア 本校を志願する理由が明確であり、学習や部活動等に積極的に取り組んだ実績を有し、本校においても継続して取り組むことのできる生徒。 イ 現代社会に目を向け、自己成長に努め、的確な進路目標を定めて、主体的、かつ継続的に学ぶ熱意のある生徒。 ウ 自分の考えを発表できる能力を持ち、本校生徒として自信と誇りを持って、学校生活を続けることができる生徒。	1	自己表現	／
		看 護 科	次の全てを満たす生徒 ア 看護職への志望が明確かつ強固であり、相手の気持ちを理解することができ、想像力のある生徒。 イ 基本的生活習慣が確立し、学習や部活動等に積極的に取り組んだ実績を有し、引き続き目標に向かって努力することができる生徒。 ウ 自分の考えや知識・技能を発表できる能力を持ち、本校生徒として自信と誇りを持って、学校生活を続けることができる生徒。	1	面接	／
16	千葉県立 柏井高等学校	普 通 科	本校での高校生活を強く希望しており、次のアからウのいずれかに該当する生徒。 ア 学習成績が優れており、入学後も積極的に学習に取り組む意志を持っている。 イ 部活動・特別活動等に優れた実績又は能力・適性を持ち、入学後もそのことを高校生活に生かし、継続して活動する意志を持っている。 ウ 英語圏のみならず、グローバルな視野を持ち、将来、世界で活躍しようとする意志を持っている。	1	自己表現	／
18	千葉県立 土気高等学校	普 通 科	本校を特に強く志望し、次の全てを満たす生徒 ア 学習に意欲的に取り組む姿勢を持ち、向上心を持って努力を重ねることができる。 イ 他者と協力し、部活動・生徒会活動・学校行事等に積極的に取り組む意志がある。 ウ ルールやマナーを守り、他者を思いやりながら学校生活に取り組むことができる。	1	自己表現	／
19	千葉県立 千葉西高等学校	普 通 科	次のアからウのすべてを満たす生徒。 ア 基本的生活習慣及び学習における基礎・基本が確実に身につけている生徒。 イ 学習活動・学校行事及び部活動等に主体的に取り組む生徒。 ウ 思いやりがあり、積極性・向上心に優れ、将来社会に貢献できる生徒。	1	面接	／
20	千葉県立 犢橋高等学校	普 通 科	基本的な生活習慣や思いやりの姿勢が身に付いており、本校を志願する理由が明確で、次のいずれかに当てはまる生徒。 ア 中学校生活で身に付けた生活習慣や学力を、入学後もさらに伸ばそうとする意欲がある。 イ 中学校での部活動等で優れた資質や実績を得ており、入学後も3年間当該部活動を継続しその力を伸ばそうとする意欲がある。 ウ 中学校での生徒会活動やボランティア活動等の経験を生かし、入学後も特別活動や福祉の学びなどに積極的に取り組もうとする意欲がある。	2	面接、自己表現	／
21	千葉県立 八千代高等学校	普 通 科	知・徳・体を鍛える学習に取り組むと同時に、特別活動（部活動・生徒会活動・地域貢献活動）にも意欲的に取り組み、社会のリーダーとなる意欲にあふれる者	1	集団討論	／
		家 政 科	被服製作や調理実習などの専門的な学習に取り組み、質の高い技術を習得しようとすると同時に、学校家庭クラブ活動をはじめ地域への貢献活動に意欲的に取り組む者	1	面接、適性検査	／
		体 育 科	基礎運動能力及び得意とする競技の技能に優れ、スポーツに関する技能・知識の習得に意欲的に取り組むとともに特別活動（部活動等）にも積極的に参加する意欲にあふれる者	1	面接、適性検査	／
22	千葉県立 八千代東高等学校	普 通 科	志願する明確な理由と自らの将来への展望をもって真面目に学校生活に取り組む意志があり、次のアまたはイの要件に該当する基本的な生活習慣を身につけている生徒 ア 学業において、旺盛な知的的好奇心と探究心を持つ生徒 イ 中学校生活において、部活動、生徒会活動、ボランティア活動等に熱心に取り組む、入学後も継続することで自己の成長を図る向上心を持つ生徒	2	自己表現	／
23	千葉県立 八千代西高等学校	普 通 科	以下の全てを満たす生徒 ア 基本的な生活習慣を身につけていること。 イ 学習及び学校の諸活動を3年間継続して意欲的に取り組む意思があること。	1	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
24	千葉県立 津田沼高等学校	普 通 科	人物・学業に優れ、入学後も目的意識をもって積極的に 学業に取り組む意志のある者で、かつ、次のアまたはイ のいずれかの要件に当てはまる者 ア 音楽の優れた能力・適性があり、入学後もこれを伸 長させようとする強い意志があること。 イ 文化活動、スポーツ活動、生徒会活動、その他の課 外活動に積極的に取り組む意欲があること。	1	自己表現	/
25	千葉県立 実籾高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 中学校で学ぶ基礎的な学力が身につけており、学習 活動に熱心に取り組む生徒。 イ 学習や部活動・生徒会活動等に積極的に取り組み、 お互いの人格を尊重しようとする生徒。	1	面接	/
26	千葉県立 船橋高等学校	普 通 科	次のア及びイの要件をともに満たす者 ア 本校への志望動機及び理由が明確であること。 イ 本校の教育目標に向かって努力し、その成果が期待 できる資質を有すること。	0.5	作文	/
		理 数 科	次のア～ウの要件を全て満たす者 ア 本校への志望動機及び理由が明確であること。 イ 本校の教育目標に向かって努力し、その成果が期待 できる資質を有すること。 ウ 理数系分野への高い興味・関心を有すること。	0.5	作文	/
27	千葉県立 菜園台高等学校	普 通 科	次のア及びイの要件を具備する者 ア 人物が優秀で、高校において勉学及び学校の諸活動 に意欲的に取り組む意志があること。 イ 次の a～c のうち一つ以上に該当すること。 a 学習成績が優秀である者 b 学習成績が優秀で、特別活動や学校外の諸活動に おいて優れた活動をした者又は実績を残した者 c 学習成績が優秀で、特筆すべき技能や能力を持つ 者	1	面接	/
		園 芸 科	次のア及びイの要件を具備する者 ア 人物が優秀で、高校において勉学及び学校の諸活動 に意欲的に取り組む意志があること。 イ 次の a～c のうち一つ以上に該当すること。 a 将来農業又は農業関係産業への進路希望がある者 b 農業を取り巻く環境に興味がある者 c 学習成績が優れている者、又は特別活動において 優れた活動をした者、実績を残した者	1	面接	有
28	千葉県立 船橋東高等学校	普 通 科	学業成績・人物共に優れ、本校を志願する動機及び理由 が明確であり、かつ、スポーツ活動・文化活動・生徒会 活動等において優れた実績を有し、入学後もその活動を 継続する強い意志がある者。	1	面接	/
29	千葉県立 船橋啓明高等学校	普 通 科	本校への志望の動機及び理由が明確であり、次の全てを 満たす生徒 ア 学習成績が優秀である者 イ 中学校で生徒会活動や部活動等で優れた実績を持ち、 高校でも引き続き活動する意思がある者 ウ 人物が優れており、基本的な生活習慣が確立している 者	2	面接	/
30	千葉県立 船橋芝山高等学校	普 通 科	人物が優れ、本校を志願する動機・理由が明確であり、 能力及び適性を持ち、かつ、次のア及びイの要件を十分 に備える生徒 ア 主体的に学習に取り組むことができ、学業成績が優 秀であること。 イ 生徒会活動・部活動（校外でのクラブ活動も含む） 等において積極的に取り組んできており、さらにその 力を伸ばす意志があること。	1	面接	/
31	千葉県立 船橋二和高等学校	普 通 科	本校への入学を強く希望し、基本的な生活習慣が身に付 いている者で、次のいずれかに該当する生徒 ア 学習成績が優れており、本校入学後も積極的に学習 活動に取り組む強い意志を持っていること。 イ 運動系及び文化系部活動に意欲的に取り組んだ者で、 本校入学後もその活動を積極的に継続していく強い意 志を持っていること。 ウ 生徒会活動や福祉活動等に熱心に取り組んだ者で、 本校入学後もその活動を積極的に継続していく強い意 志を持っていること。 エ 本校入学後も継続して自己の夢の実現に励む強い意 志を持っていること。	2	面接、自己表現	/

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
33	千葉県立 船橋法典高等学校	普 通 科	次のアに加え、イ又はウのいずれか1つ以上に該当する生徒 ア 中学校で欠席、遅刻、早退が少なく、規則正しい生活習慣が身に付いており、かつ、本校入学後も学習活動に積極的に取り組む生徒 イ 中学校で生徒会活動や学校行事及び部活動に積極的に取り組み、本校入学後もその分野に積極的に取り組む生徒 ウ 中学校で部活動（クラブチーム等を含む）に熱心に取り組む生徒、本校入学後も引き続きその部活動に積極的に取り組む生徒	2	自己表現	／
34	千葉県立 船橋豊富高等学校	普 通 科	本校への志望の動機が明確で、かつ学校生活に真面目に取り組む意志があり、次のア～オのうち1つ以上の要件を満たす生徒 ア 本校の3つのコース（福祉・情報・文理）に興味・関心があること。 イ 積極的に学習する意欲があること。 ウ 中学時代に部活動に励み、今後も本校で活動する意志があること。 エ 生徒会、学級等の役員として活躍した経験があること。 オ ボランティア活動に積極的に参加した経験があること。	1	面接	／
35	千葉県立 船橋北高等学校	普 通 科	本校普通科で学習する能力及び適性に加え、次のいずれかの資質を有し、入学後も引き続き、更にその資質を伸ばすために学業及び特別活動に熱心に取り組む意志がある者 ア 積極的に学習活動に取り組んだ者、又は、学習活動で成果（各種検定取得や研究発表など）をあげた者 イ 運動系又は文化系部活動（校外クラブ活動も可）を3年間継続し、入学後も更に3年間積極的に活動を継続する強い意欲のある者 ウ 生徒会本部役員として熱心に活動した者 エ ボランティアや体験活動などに熱心に取り組んだ者	2	自己表現	／
36	千葉県立 市川工業高等学校	機 械 科	基本的な生活習慣が身につけており、志願する動機及び目的が適切で、次のアとイを満たす生徒。 ア 当該学科及び「ものづくり」に興味・関心があり、創造する力と意欲があること。 イ 次のいずれかに該当すること。 a 専門の学習を生かした資格取得や技術・技能の習得などに意欲を持っていること。 b 特別活動又は部活動で優れた実績又は資質を有し、入学後も熱心に活動する意志があること。	1	面接	／
		電 気 科	同上	1	面接	／
		建 築 科	同上	1	面接	／
		インテリア科	同上	1	面接	／
37	千葉県立 国府台高等学校	普 通 科	本校への入学の意志が明確であり、基本的な生活習慣が身に付き、次の全てを満たす生徒 ア 学習成績が優秀で、特別活動等において設定した目標に対し積極的に取り組んだ経験をもつこと。 イ 知的好奇心にあふれ、入学後も様々な場面で主体的・協働的に活動する意志をもつこと。	1	面接	／
38	千葉県立 国分高等学校	普 通 科	次のアまたはイのいずれかに該当する生徒 ア 学習成績が特に優れており、入学後も引き続き学習活動に意欲的に取り組む強い意志を持っている。 イ 学習成績が優れ、部活動や特別活動等において顕著な実績を有し、入学後も引き続き活動し最後までやりとげる意思を持っている。	1	面接	／
40	千葉県立 市川東高等学校	普 通 科	本校のアドミッション・ポリシーにあるように、本校を志望する理由が明白で、基本的な生活習慣が身に付いており、他の生徒によい影響を与える活力ある生徒で、次の全てを満たす生徒。 ア 学業成績が優秀で、毎日の学習習慣が確立されており、意欲的に学習に取り組むことができること。 イ 高校卒業後の進路について真剣に考え、自らの方向性が定まっていること。 ウ 学習活動・特別活動・部活動等、中学校生活全般にわたり積極的に取り組んでいること。	1	面接	／
41	千葉県立 市川昂高等学校	普 通 科	本校を志願する動機及び理由が明確であり、基本的な生活習慣が身に付き、次のア、イ又はウのいずれかに該当する生徒。 ア 特に学習成績が優れていること。 イ 学習成績が良好で、特別活動（生徒会活動、委員会活動）において中心的な役割を果たしていること。 ウ 学習成績が良好で、部活動等において実績があり、入学後も活動を継続する意志があること。	1	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
42	千葉県立 市川南高等学校	普 通 科	本校を志願する理由が明確で、基本的な生活習慣や規範意識が身に付いており、かつ、次のいずれかに該当する生徒 ア 意欲的に学習活動・生徒会活動・部活動等に取り組む生徒 イ 自ら課題を見つけ、課題解決に向けて努力する生徒 ウ 積極的にリーダーとして活躍する生徒 エ 協調性・思いやりのある心の豊かな生徒	1	自己表現	／
43	千葉県立 浦安高等学校	普 通 科	高校生活全般において自己の進路実現に積極的に取り組む意思があり、人物が優れ、次のア、イ、ウ、エのいずれかに該当する生徒 ア 進学に向け学習活動に積極的に取り組める生徒 イ 部活動に積極的に取り組める生徒 ウ 生徒会活動に積極的に取り組める生徒 エ ボランティア活動に積極的に取り組める生徒	1	自己表現	／
44	千葉県立 浦安南高等学校	普 通 科	次の項目の全てを満たす生徒 ア 本校の学びについて、興味・関心を持ち、積極的に取り組む意欲のある生徒 イ 中学校生活全般にわたり、自ら考え、意欲的に取り組み、入学後も、さらに努力し、考えることを楽しもうとする生徒 ウ 健康で安全な生活を希求し、社会や地域の一員としての自覚を持ち、自らの成長のために挑戦しようとする生徒	2	面接	／
45	千葉県立 鎌ヶ谷高等学校	普 通 科	学習成績が優秀で、部活動・特別活動等、中学校生活全般にわたり特に積極的な取組を行い、これらの活動に入学後も自主的・主体的に取り組める生徒	1	自己表現	／
46	千葉県立 鎌ヶ谷西高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 学力の向上を目指し、目標に向かって、意欲的かつ継続的に学習に取り組むことができる。 イ マナーやルールを守り、周囲と協調して学校生活を送ることができる。 ウ 部活動や生徒会役員などの特別活動等に積極的に参加し、充実した高校生活を送ることができる。 エ 卒業後に自立し、社会人としての自覚を持ち、社会に貢献する意志がある。	2	面接	／
47	千葉県立 松戸高等学校	普 通 科	次のすべてを満たす生徒 ア 基本的な生活習慣が身についており、高校生活に意欲的に取り組むことができる。 イ 学習成績が優れ、生徒会活動・部活動等において優れた活動・実績がある。	1	面接	／
		芸 術 科	次のすべてを満たす生徒 ア 基本的な生活習慣が身についており、高校生活に意欲的に取り組むことができる。 イ 学習成績が優れ、美術・工芸に興味・関心が高く、適性および優れた能力を持つ。	1	面接、適性検査	／
48	千葉県立 小金高等学校	総 合 学 科	次の全てを満たす生徒 ア 中学校までの学力の成果が優れており、旺盛な研究心で広い社会的視野とともに創造的かつ論理的な思考力、判断力、表現力により、自己の進路希望を実現しようとする強い意志をもっている。 イ お互いを認め合い、協力して物事に取り組むことができる。 ウ 自由な校風の中で自らをみつめ、自主的・自律的に学校生活を送ろうとする意欲を持っている。	0.5	作文	／
49	千葉県立 松戸国際高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 本校普通科の学習活動に主体的に参加し、学習者としての意欲をもち、自らを律することのできる生徒。 イ 本校の特別活動等に積極的に参加し、協働して問題解決に当たり、国際社会の発展に寄与する人材となる意志のある生徒。	1	面接	／
		国際教養科	次の全てを満たす生徒 ア 本校国際教養科の学習活動に主体的に参加し、学習者としての意欲をもち、自らを律することのできる生徒。 イ 本校の特別活動等に積極的に参加し、協働して問題解決に当たり、国際社会の発展に寄与する人材となる意志のある生徒。	1	面接	／
51	千葉県立 松戸六実高等学校	普 通 科	本校の教育方針を理解し、志望する動機及び理由が明確であり、本校に適応する学力及び適性を有し、次のア、イのいずれかの項目に該当する者 ア 学習意欲に溢れ、入学後も積極的に学習や特別活動に取り組む意志を持っていること。 イ 部活動で優れた実績または素質を有し、入学後も継続して活動する強い意志があること。	1	自己表現	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
52	千葉県立 松戸向陽高等学校	普 通 科	中学校生活全般にわたり真面目な取組をし、基本的な生活習慣が身に付いている者で次のア及びイを満たす者 ア 向学心をもち、積極的に学習活動を行うこと。 イ 次のいずれかに該当すること。 a 入学後の部活動、委員会活動、ボランティア活動等に意欲的に取り組む強い意志があること。 b ボランティア活動や福祉に対する興味・関心があり、資格取得等に関心が高いこと。	1	面接	／
		福祉教養科	中学校生活全般にわたり真面目な取組をし、基本的な生活習慣が身に付いている者で次のすべてを満たす者 ア 向学心をもち、積極的に学習活動を行うこと。 イ 福祉に対する興味・関心が高いこと。 ウ ボランティア活動等に意欲的に取り組む強い意志があること。 エ 福祉関連分野への進路希望が強く、介護福祉士の国家資格取得への意欲が高いこと。	1	面接	／
53	千葉県立 松戸馬橋高等学校	普 通 科	本校において、高校生活に積極的に取り組む意志があり、人物に優れ、かつ次のア、イ又はウのいずれかに該当する生徒。 ア 学習成績が優れていること、又は秀でた教科があること。 イ 特別活動において実績を有し、入学後も引き続き取り組む意志があること。 ウ 部活動で優れた実績又は資質を有し、入学後も引き続き取り組む意志があること。	1	面接、自己表現	／
54	千葉県立 東葛飾高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 中学校までの幅広い学習経験で培った、思考力、判断力、表現力を含む総合的な高い学力を持っていること。 イ 本校の教育方針を理解し、高校生活に強い意欲を持って臨もうとしていること。	0.5	学校独自問題 (国語・数学)	／
55	千葉県立 柏高等学校	普 通 科	人物、学力に優れ、中学校生活全般にわたり、特に積極的な取組を行った者	1	作文	／
		理 数 科	人物、学力に優れ、特に理科・数学に興味・関心を有し、将来理数系への進路を希望する者	1	作文	／
56	千葉県立 柏南高等学校	普 通 科	次のアとイの両方を満たす生徒 ア 柏南高等学校を志願する動機及び理由が適切であり、能力及び適性を有すること。 イ 人物が優れている者で、次の a 又は b のいずれかに該当すること。 a 中学校3年間の学習成績が特に優れていること。 b 特別活動等において優れた実績を有し、かつ学習成績が優れていること。	1	作文	／
57	千葉県立 柏陵高等学校	普 通 科	人物、学習成績に優れ、本校を強く志望し、その志望理由が適切であり、本校の教育方針に適する資質及び能力を有し、次のいずれかに該当する生徒 ア スポーツ活動・文化活動・課外活動・ボランティア等の各種活動で優れた素質又は優秀な実績を持ち、入学後も引き続き積極的に取り組む強い意志があること イ 学習や特別活動を入学後も引き続き積極的に取り組む強い意志があること	1	自己表現	／
58	千葉県立 柏の葉高等学校	普 通 科	中学校の成績が優れていて、本校入学後も自己実現に向けて学習活動・部活動・特別活動に継続的に努力をすることのできる生徒。	1	面接	／
		情報理数科	情報系又は理工系関連分野に興味・関心があり、論理的な思考力を有する生徒。 及び、中学校の成績が優れていて、本校入学後も自己実現に向けて学習活動・部活動・特別活動に継続的に努力をすることのできる生徒。	1	面接	／
59	千葉県立 柏中央高等学校	普 通 科	人物に優れ、本校の教育方針を理解し、本校を志望する理由が明確な、次のアからウのすべてを満たす生徒 ア 学習成績に優れ、意欲的に学習に取り組む生徒 イ 自分の将来を真剣に考え、進路実現に向けて努力できる生徒 ウ 部活動、生徒会活動、学級活動、学校行事等に熱心に取り組む意志のある生徒	1	面接	／
60	千葉県立 沼南高等学校	普 通 科	地域を愛し、高校生活全般において一生懸命取り組み、部活動や体験活動に意欲的に参加する意思がある生徒。 本校の4つのコースのいずれかに強い関心があり、高度な学力を身に付け、入学後も積極的に取り組む意思のある生徒。	2	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
61	千葉県立 沼南高柳高等学校	普 通 科	学校生活に真面目に取り組んでおり、積極的に学ぶ態度を有している。また、次のいずれか一つ以上に該当し、入学後もその意志がある。 ア 生徒会活動・学級活動・学校行事に積極的に取り組んでいる。 イ 芸術科目（音楽・美術・工芸・書道）のいずれかに興味・関心が高く、得意である。 ウ 部活動に熱心に取り組む、豊かな学校生活のために努力している。	2	面接	／
62	千葉県立 流山高等学校	園 芸 科	志望する学科に対する興味・関心を有し、人物・成績に優れ次の全てを満たす生徒 ア 志願理由が適切で、本校で学ぶ目的意識が明確な生徒。 イ 中学校で学習活動や特別活動等において積極的に取り組み、入学後も意欲的に活動する意志を持つ生徒。	1	面接	／
		商 業 科 情 報 処 理 科	志望する学科に対する興味・関心を有し、人物・成績に優れ次の全てを満たす生徒 ア 志願理由が適切で、本校で学ぶ目的意識が明確な生徒。 イ 中学校で学習活動や特別活動等において積極的に取り組み、入学後も意欲的に活動する意志を持つ生徒。	1	面接	／
63	千葉県立 流山おおたかの森高等学校	普 通 科	積極的に自己表現と自己評価を行い、自分の意志で何事にも挑戦し、次のア及びイに該当する者。 ア 学習成績に優れている者。 イ 特別活動等（生徒会活動・部活動）において優れた成績、実績を持ち、本校でもそれを生かそうとする者。	1	面接	／
		国 際 コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン 科	国際社会や海外で暮らす人々に興味があり、積極的に自己表現と自己評価を行い、自分の意志で何事にも挑戦し、次のア及びイに該当する者。 ア 学習成績に優れ、外国語、とくに英語の学習に強い関心を持ち、意欲的にコミュニケーション能力を向上させる意志を持つ者。 イ 特別活動等（生徒会活動・部活動）において優れた成績、実績を持ち、本校でもそれを生かそうとする者。	1	面接、適性検査	／
64	千葉県立 流山南高等学校	普 通 科	本校の教育方針を理解し、志望動機が明確で、基本的な生活習慣が身に付いており、さらに次のいずれかに該当する生徒 ア 学習活動、特別活動等において優れた取組を行い、かつ、入学後も継続して活動する意欲があること イ 部活動等において優れた取組を行い、かつ、入学後も継続して活動する高い意欲があること	1	自己表現	／
66	千葉県立 野田中央高等学校	普 通 科	基本的生活習慣を身に付け、本校を強く志願し、目的を持って高校生活に取り組もうとする意志があり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当する者。 ア 人物・学習成績が特に優れ、意欲的に高校生活に取り組む意志のあること。 イ 人物・学習成績が優れ、部活動の顕著な成績を有し、入学後も継続して部活動に加入し、三年間取り組む意志のあること。	2	面接、自己表現	／
67	千葉県立 清水高等学校	食 品 科 学 科	人物に優れ、本校で学習する能力があり、次のアまたはイに該当する生徒 ア 食品の「生産」や「食品に関わる実験・実習」に興味・関心が高く、その適性がある生徒。 イ 「部活動」や「特別活動」を含む学校活動全般において優れた実績や技能があり、高校入学後もその分野において継続して取り組む意志のある生徒。	1	面接、適性検査	／
		機 械 科 電 気 科 環 境 化 学 科	人物に優れ、本校で学習する能力があり、次のアまたはイに該当する生徒 ア 「科学技術」や「ものづくり」に興味・関心が高く、その適性がある生徒。 イ 「部活動」や「特別活動」を含む学校活動全般において優れた実績や技能があり、高校入学後もその分野において継続して取り組む意志のある生徒。	1	面接、適性検査	／
68	千葉県立 関宿高等学校	普 通 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 学業や学校行事、生徒会活動に積極的に参加する意欲を持っている。 イ 入学後も部活動に積極的に参加する意欲を持っている。	2	面接	／
69	千葉県立 我孫子高等学校	普 通 科	基本的生活習慣が身につけており、次のいずれかに該当する生徒 ア 学習成績が特に優れており、入学後も引き続き学習活動に意欲的・主体的に取り組む意志を持つ者 イ 学習成績が優れ、部活動や特別活動等において顕著な実績を残し、入学後も引き続き活動し主体的に最後までやりとげる意志を持つ者	1	自己表現	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
70	千葉県立 我孫子東高等学校	普 通 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 本校の「育てたい生徒像」の趣旨に沿って、充実した学校生活に取り組む生徒 イ 本校のスクール・ポリシー「入学者の受け入れに関する方針」に沿って学びや学校生活に意欲的に取り組む生徒	2	面接	/
71	千葉県立 白井高等学校	普 通 科	基本的生活習慣が身につけており、次のアまたはイの条件を備えていること。 ア 学習成績が優れ、入学後も学習活動に意欲的に取り組む生徒。 イ 学業に励み、部活動、生徒会活動等で積極的に活動し、入学後も継続してその活動に取り組む生徒。	1	面接	/
72	千葉県立 印旛明誠高等学校	普 通 科	次のア及びイをとともに満たす生徒 ア 学習成績が優れ、入学後も学習活動に意欲的に取り組む生徒 イ 中学校在籍時の諸活動（生徒会、スポーツ・文化活動、地域貢献活動）に積極的に取り組み、入学後も学校及び地域社会において継続して活動する意欲のある生徒	1	面接	/
73	千葉県立 成田西陵高等学校	園 芸 科	中学校生活全般にわたり、まじめに取り組む、次のア及びイの要件に該当する生徒 ア 本校の園芸科を志願する理由が明確であり、入学後も本校の教育活動に積極的に取り組む意思があること。 イ 本校入学後も特別活動等において意欲的に取り組む意思があること。	1	面接	/
		土 木 造 園 科	中学校生活全般にわたり、まじめに取り組む、次のア及びイの要件に該当する生徒 ア 本校の土木造園科を志願する理由が明確であり、入学後も本校の教育活動に積極的に取り組む意思があること。 イ 本校入学後も特別活動等において意欲的に取り組む意思があること。	1	面接	/
		食 品 科 学 科	中学校生活全般にわたり、まじめに取り組む、次のア及びイの要件に該当する生徒 ア 本校の食品科学科を志願する理由が明確であり、入学後も本校の教育活動に積極的に取り組む意思があること。 イ 本校入学後も特別活動等において意欲的に取り組む意思があること。	1	面接	/
		情 報 処 理 科	中学校生活全般にわたり、まじめに取り組む、次のア及びイの要件に該当する生徒 ア 本校の情報処理科を志願する理由が明確であり、入学後も本校の教育活動に積極的に取り組む意思があること。 イ 本校入学後も特別活動等において意欲的に取り組む意思があること。	1	面接	/
74	千葉県立 成田国際高等学校	普 通 科	本校を志願する動機及び理由が明確であり、入学後も本校の教育活動に積極的に取り組む意志を有し、次のア又はイのいずれかの要件を有する者 ア 学業成績が特に優秀で、かつ人物においても優れていること。 イ 学業成績が優秀で、かつ中学校生活全般にわたり、スポーツ活動、文化活動等において優れた実績や資質をもち、入学後もその活動を継続する強い意志があること。	1	自己表現	/
		国 際 科	国際社会に興味・関心を持つとともに、本校を志願する動機及び理由が明確であり、入学後も本校の教育活動に積極的に取り組む意志を有し、次のア又はイのいずれかの要件を有する者 ア 学業成績が特に優秀で、かつ人物においても優れていること。 イ 学業成績が優秀で、かつ中学校生活全般にわたり、スポーツ活動、文化活動等において優れた実績や資質をもち、入学後もその活動を継続する強い意志があること。	1	自己表現	/
75	千葉県立 成田北高等学校	普 通 科	次のア又はイに当てはまり、ウに該当する生徒。 ア 学習意欲が高く、入学後も引き続き自らの進路実現に向け、積極的に学習活動に取り組む強い意志がある生徒。 イ 部活動、その他スポーツ・文化的活動に積極的に取り組み、入学後もその活動を継続する強い意志がある生徒。 ウ 様々な場面において、周囲と協働し、最後までやり遂げようと努めることができる生徒。	1	自己表現	/

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
76	千葉県立 下総高等学校	園 芸 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 高校生活に意欲的に取り組む意志がある生徒 イ 中学校3年間における諸活動において顕著な活躍をした生徒 ウ 農業経営や農業関連事業に興味・関心を持つ生徒 エ 植物・食品・環境に興味・関心を持つ生徒	1	面接	／
		自 動 車 科	実習において、安全作業に対する注意・説明を理解し、必要な行動を実行できる能力を備えており、次のいずれかに該当する生徒 ア 高校生活に意欲的に取り組む意志がある生徒 イ 中学校3年間における諸活動において顕著な活躍をした生徒 ウ 「ものづくり」に興味・関心を持つ生徒 エ 機械・電気・コンピュータ制御に興味・関心を持つ生徒	1	適性検査	／
		情 報 処 理 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 高校生活に意欲的に取り組む意志がある生徒 イ 中学校3年間における諸活動において顕著な活躍をした生徒 ウ 商業に関する資格取得を目標にしている生徒 エ コンピュータと会計に興味・関心を持つ生徒	1	面接	／
77	千葉県立 富里高等学校	普 通 科	人物に優れ、意欲的に学校生活を送っている生徒で、特に次のいずれかの項目に該当する生徒。 ア 学習成績において優れるか、生徒会活動やボランティア活動に積極的に取り組んだ生徒で、入学後も本校での学校生活に意欲的に取り組む意志がある。 イ 部活動等において、特に積極的に取り組んだ生徒で、入学後もその部活動及び学業に熱心に取り組む意志がある。	1	自己表現	／
78	千葉県立 佐倉高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 学習活動に主体的・積極的に取り組む生徒 イ 自ら課題を見出し、探究的な学びを深く進めていくことができる生徒 ウ 進路希望の実現を目指し、自己を向上させようとする生徒 エ 部活動・生徒会活動・学校行事等に意欲的に取り組み、学校生活を自ら充実させようとする生徒	0.5	面接	／
		理 数 科	次の全てを満たす生徒 ア 理数系分野に対する強い興味・関心があり、学習活動に主体的・積極的に取り組む生徒 イ 自ら課題を見出し、探究的な学びを深く進めていくことができる生徒 ウ 進路希望の実現を目指し、自己を向上させようとする生徒 エ 部活動・生徒会活動・学校行事等に意欲的に取り組み、学校生活を自ら充実させようとする生徒	0.5	面接	／
79	千葉県立 佐倉東高等学校	普 通 科	本校を志願する理由が適切で、基礎学力を有し、中学校時代に学習活動、部活動、生徒会活動、学校行事、社会活動等に意欲的に取り組んでおり、入学後も活動する意欲を持っている者。	2	面接	／
		調 理 国 際 科	本校を志願する理由が適切で、基礎学力を有し、次の全てを満たす生徒。 ア 調理分野への興味・関心を持っている者。 イ 入学後も学校生活および社会活動に向上心を抱いて取り組み、活動する意欲を持っている者。	2	面接	／
		服 飾 デ ザ イ ン 科	本校を志願する理由が適切で、基礎学力を有し、次の全てを満たす生徒。 ア 服飾分野への興味・関心を持ち、ものづくり（被服製作）に関連する技術を身につけようとする者。 イ 入学後も学校生活および社会活動に向上心を抱いて取り組み、活動する意欲を持っている者。	2	面接	／
80	千葉県立 佐倉西高等学校	普 通 科	基本的な生活習慣が身につけており、高校生活全般について積極的に取り組む意志を持ち、かつ次のア又はイの要件を満たす者。 ア 本校入学後も学習に積極的に取り組み、自己の進路実現に向けひたむきに努力できる。 イ 中学校において部活動・生徒会活動・福祉を含むボランティア活動等に真剣かつ継続的に取り組み、本校入学後もそれを継続する強い意志がある。	1	自己表現	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
82	千葉県立 八街高等学校	総 合 学 科	基本的生活習慣が確立しており、まじめで規律正しく、自主性を持った人物であることに加えて、次のア、イ又はウのいずれかの要件を具備する者 ア 学習への取り組みが良好で、入学後も資格取得等への意欲があること。 イ 文化活動、生徒会活動、継続的なボランティア活動などで活躍した実績があり、入学後も積極的に活動する意欲があること。 ウ 中学校生活を通して、部活動に一生懸命取り組み、入学後も継続して活動する意志・意欲があること。	1	面接	／
83	千葉県立 四街道高等学校	普 通 科	本校を志願する理由が明確であるとともに、自己実現を目指して積極的に学習活動に取り組む意思があり、次のアまたはイのいずれかに該当する生徒 ア 生徒会活動、学校行事、部・同好会活動、ボランティア活動を通じた地域貢献等に積極的に取り組み、自らの成長に努める意思を強く持つ生徒 イ 高校生活を通じ、入学者選抜において選択した種目の部活動に、意欲的に取り組むことで自らの成長に努める意思を強く持つ生徒	1	面接、自己表現	／
84	千葉県立 四街道北高等学校	普 通 科	基本的生活習慣が身に付いており、本校を志望する動機が明確で、高校生活に夢と意欲を有し、次のいずれかに該当する生徒。 ア 学習に意欲的に取り組む姿勢があり、入学後も自己の進路実現に向けひたむきに努力できる。 イ 中学校において、生徒会活動や部活動等に継続的に取り組み、本校入学後も積極的に活動できる。	2	面接	／
85	千葉県立 佐原高等学校	普 通 科 理 数 科	次の全てを満たす生徒 ア 学習成績が優秀である イ 学校生活全般に意欲的に取り組む	1	作文	／
86	千葉県立 佐原白楊高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 中学校生活全般にわたり積極的に取り組んだ者 イ 人物・学習成績ともに優れている者 ウ 本校の単位制を理解して、主体的に学ぶ意欲に富んだ者 エ 入学後も学習活動や部活動、特別活動に積極的に取り組む意志のある者	1	作文	／
87	千葉県立 小見川高等学校	普 通 科	本校を志願する動機が明確であり、仲間とともに互いを高め合いながら高校生活全般に主体的に取り組む意志があり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する生徒 ア 進路目標を明確に持ち、向上心を持って学習しようとする生徒 イ 特別活動や部活動に積極的に取り組む生徒 ウ 本校の福祉コース・医療コースに興味を持ち、将来、地域に貢献しようとする生徒	1	面接	／
88	千葉県立 多古高等学校	普 通 科	次の項目に該当する生徒 ア 人物に優れ、本校の教育活動を理解するとともに、志願する動機が明確である生徒。 イ 3年間、学習活動にまじめに取り組む意志がある生徒。 ウ 部活動や生徒会活動、地域協働活動に積極的に取り組む意志がある生徒。	2	面接	／
		園 芸 科	次の項目に該当する生徒 ア 人物に優れ、本校の教育活動を理解するとともに、志願する動機が明確である生徒。 イ 3年間、学習活動にまじめに取り組む意志がある生徒。 ウ 部活動や生徒会活動、地域協働活動に積極的に取り組む意志がある生徒。 エ 農業に興味・関心があり、自営又は関連産業に就く意欲がある生徒。	2	面接	／
89	千葉県立 銚子高等学校	普 通 科	規律ある生活ができ、自己の進路に向け、主体的に学校生活を送る意欲のある者で、次のア、イのいずれかを満たす者 ア 学習成績が優れており、今後も自己の学力向上に意欲のある者 イ 部活動に積極的に取り組んできており、入学後も続けていく意欲のある者	2	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
90	千葉県立 銚子商業高等学校	商 業 科 情 報 処 理 科	本校へ志願する理由が明確で、基本的な生活習慣と学習の基礎・基本が身に付いており、中学校生活全般に意欲的に取り組んだ生徒で、次のア又はイのいずれかを満たす者。 ア 商業の教科・科目に強い関心と意欲を持ち、本校で学ぶことにより自己の将来を明確にすることができる生徒。 イ 部活動に励み、優れた能力又は実績を有し、本校入学後もその活動を継続し、成果が期待できる生徒。	2	自己表現	／
		海 洋 科	本校へ志願する理由が明確で、基本的な生活習慣と学習の基礎・基本が身に付いており、中学校生活全般に意欲的に取り組んだ生徒で、次のア又はイのいずれかを満たす者。 ア 水産の教科・科目に強い関心と意欲を持ち、本校で学ぶことにより自己の将来を明確にすることができる生徒。 イ 部活動に励み、優れた能力又は実績を有し、本校入学後もその活動を継続し、成果が期待できる生徒。	2	自己表現	／
91	千葉県立 旭農業高等学校	畜 産 科	次のア、イ又はウのいずれかに該当する生徒 ア 畜産科を志願する理由が明確であり、将来、農業後継者として従事することを目標としている者 イ 学習活動を第一に考え、進路目標を明確に持ち、入学後も主体的に学習しようとする意欲のある者 ウ 中学校生活において基本的な生活習慣が身についているとともに、部活動や生徒会活動等に積極的に取り組み、入学後も継続する強い意志のある者	1	面接	／
		園 芸 科	次のア、イ又はウのいずれかに該当する生徒 ア 園芸科を志願する理由が明確であり、将来、農業後継者として従事することを目標としている者 イ 学習活動を第一に考え、進路目標を明確に持ち、入学後も主体的に学習しようとする意欲のある者 ウ 中学校生活において基本的な生活習慣が身についているとともに、部活動や生徒会活動等に積極的に取り組み、入学後も継続する強い意志のある者	1	面接	／
		食 品 科 学 科	次のア、イ又はウのいずれかに該当する生徒 ア 食品科学科を志願する理由が明確であり、将来、食品流通（食品の加工・販売、情報処理等）に関する分野で活躍したいと希望している者 イ 学習活動を第一に考え、進路目標を明確に持ち、入学後も主体的に学習しようとする意欲のある者 ウ 中学校生活において基本的な生活習慣が身についているとともに、部活動や生徒会活動等に積極的に取り組み、入学後も継続する強い意志のある者	1	面接	／
92	千葉県立 東総工業高等学校	機 械 科	人物に優れ、学習意欲があり、本校を志望する動機及び目的が適切であること。かつ、次のア又はイのいずれかの条件に該当する生徒。 ア 志望する学科の学習活動に興味関心がある。 イ スポーツ活動・文化活動等において優れた実績を持ち、入学後も活動に取り組む。	1	自己表現	／
		電 気 情 報 科	人物に優れ、学習意欲があり、本校を志望する動機及び目的が適切であること。かつ、次のア又はイのいずれかの条件に該当する生徒。 ア 志望する学科の学習活動に興味関心がある。 イ スポーツ活動・文化活動等において優れた実績を持ち、入学後も活動に取り組む。	1	自己表現	／
		建 設 科	人物に優れ、学習意欲があり、本校を志望する動機及び目的が適切であること。かつ、次のア又はイのいずれかの条件に該当する生徒。 ア 志望する学科の学習活動に興味関心がある。 イ スポーツ活動・文化活動等において優れた実績を持ち、入学後も活動に取り組む。	1	自己表現	／
93	千葉県立 匝瑳高等学校	総 合 学 科	次の全てを満たす生徒 ア 学力が優れていること。 イ 中学校生活全般にわたり、積極的に取り組んでいること。 ウ 目的意識をもって積極的に学校生活を送ろうとする意欲があること。	1	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
94	千葉県立 松尾高等学校	普 通 科	本校へ志願する理由が明確で、基本的な生活習慣が身に付いており、次のア及びイの要件とともに満たす生徒 ア 中学校生活において学習活動や特別活動、部活動等に積極的に取り組んだ経験や実績を持つ生徒 イ 本校入学後も、これらの活動に目標を持って積極的に取り組む意欲のある生徒	1	面接	／
95	千葉県立 成東高等学校	普 通 科 理 数 科	次の全てを満たす生徒 ア 本校の教育方針を理解し、学業、部活動及び生徒会活動等に努力する意欲を強く持つ生徒。 イ 自己の進路希望の実現を目指し、探究心及び向上心を持って学校生活を送ることができる生徒。	1	面接	／
96	千葉県立 東金高等学校	普 通 科	本校普通科を志願する動機及び理由が適切で、基本的な生活習慣の確立と基礎学力の定着が認められ、次のア又はイのいずれかに該当する生徒 ア 学習成績が優れており、入学後も学習活動に努力する意欲がある。 イ 部活動、地域クラブ活動及び生徒会活動等の特別活動において積極的に取り組み、優れた実績を持ち、入学後もその活動を継続する意志がある。	1	面接	／
		国 際 教 養 科	異文化や国際交流に対する興味、関心を持ち、英語の能力に優れ、基本的な生活習慣の確立と基礎学力の定着が認められ、次のア又はイのいずれかに該当する生徒 ア 学習成績が優れており、入学後も学習活動に努力する意欲がある。 イ 部活動、地域クラブ活動及び生徒会活動等の特別活動において積極的に取り組み、優れた実績を持ち、入学後もその活動を継続する意志がある。	1	面接	／
97	千葉県立 東金商業高等学校	商 業 科 情 報 処 理 科	商業に関する学科に興味・関心を有する者で、次のいずれかに該当する生徒 ア 中学校生活全般にわたり、意欲的に取り組み、入学後も学業・資格取得・特別活動等に熱心に取り組む意思があること イ スポーツ活動や文化活動において、優れた実績又は素質を有し、学習面との両立をはかりながら、入学後も部活動を継続し、意欲的に取り組む強い意思があること	1	自己表現	／
98	千葉県立 大網高等学校	普 通 科	社会生活における基本的なマナーを身に付け、学校生活の中で多くのことに興味・関心をもち、主体的に活動することのできる生徒で、特に次の全てを満たす生徒 ア 学習活動に意欲的に取り組む姿勢を、強くもっている生徒 イ 大学進学など、将来への確かな目的意識をもち、その実現に向かって努力を継続することのできる生徒 ウ 部活動、生徒会活動、委員会活動等に熱心に参加し、入学後も継続して活動する意欲のある生徒	1	面接	／
		農 業 科	社会生活における基本的なマナーを身に付け、学校生活の中で多くのことに興味・関心をもち、主体的に活動することのできる生徒で、特に次の全てを満たす生徒 ア 学習活動に意欲的に取り組む姿勢を、強くもっている生徒 イ 農業に関する各分野に興味・関心が高く、将来の進路または農業経営に生かそうとする意欲のある生徒 ウ 部活動、生徒会活動、委員会活動等に熱心に参加し、入学後も継続して活動する意欲のある生徒	1	面接	／
		食 品 科 学 科	社会生活における基本的なマナーを身に付け、学校生活の中で多くのことに興味・関心をもち、主体的に活動することのできる生徒で、特に次の全てを満たす生徒 ア 学習活動に意欲的に取り組む姿勢を、強くもっている生徒 イ 食品に関する各分野に興味・関心が高く、将来の進路に生かそうとする意欲のある生徒 ウ 部活動、生徒会活動、委員会活動等に熱心に参加し、入学後も継続して活動する意欲のある生徒	1	面接	／
		生 物 工 学 科	社会生活における基本的なマナーを身に付け、学校生活の中で多くのことに興味・関心をもち、主体的に活動することのできる生徒で、特に次の全てを満たす生徒 ア 学習活動に意欲的に取り組む姿勢を、強くもっている生徒 イ 生物工学に関する各分野に興味・関心が高く、将来の進路に生かそうとする意欲のある生徒 ウ 部活動、生徒会活動、委員会活動等に熱心に参加し、入学後も継続して活動する意欲のある生徒	1	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
99	千葉県立 九十九里高等学校	普 通 科	本校を志願する動機及び理由が適切であり、社会で必要な生活習慣等の確立に向けて努力することができ、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者 ア 自己の将来に向けて、基礎学力を身に付け、継続して学習活動に取り組む意欲のある者 イ 部活動、委員会活動等に積極的に参加し、継続して活動する意欲のある者 ウ ボランティア活動に積極的に参加し、継続して地域に貢献する意欲のある者	1	面接	／
100	千葉県立 長生高等学校	普 通 科 理 数 科	次の全てを満たす生徒 ア 自ら学び、考え、直面する課題の解決に挑戦する生徒 イ 高い志を持ち、粘り強く努力を続けることができる生徒 ウ 大学や研究所、海外などで、体験的な学習に取り組む意欲のある生徒	1	作文	／
101	千葉県立 茂原高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 向上心を持ち、希望する進路の実現に向けて主体的に取り組むことができる生徒 イ 入学後も学習活動や特別活動、部活動等に積極的に参加し、意欲的に活動することができる生徒	1	面接	／
102	千葉県立 茂原樟陽高等学校	農 業 科	本校を志願する動機が適切で、人物に優れ、学科に対する適性を有し、次のア、イ又はウのいずれかに該当する生徒 ア 農業科を志願する理由が明確で、学習全般、特に実験や実習など体験的な学習活動に意欲的に取り組む姿勢を持ち、将来の進路に生かそうとする意志を持った生徒 イ 中学校において、部活動、特別活動、又はボランティア活動等に積極的に取り組み、入学後も継続して活動する意志を持った生徒 ウ 将来、農業の担い手として従事することを目標としている生徒	1	面接	／
		食 品 科 学 科	本校を志願する動機が適切で、人物に優れ、学科に対する適性を有し、次のア、イのいずれかに該当する生徒 ア 食品科学科を志願する理由が明確で、学習全般、特に実験や実習など体験的な学習活動に意欲的に取り組む姿勢を持ち、将来の進路に生かそうとする意志を持った生徒 イ 中学校において、部活動、特別活動、又はボランティア活動等に積極的に取り組み、入学後も継続して活動する意志を持った生徒	1	面接	／
		土 木 造 園 科	本校を志願する動機が適切で、人物に優れ、学科に対する適性を有し、次のア、イ又はウのいずれかに該当する生徒 ア 土木造園科を志願する理由が明確で、学習全般、特に実験や実習など体験的な学習活動に意欲的に取り組む姿勢を持ち、将来の進路に生かそうとする意志を持った生徒 イ 中学校において、部活動、特別活動、又はボランティア活動等に積極的に取り組み、入学後も継続して活動する意志を持った生徒 ウ 将来、土木造園業の担い手として従事することを目標としている生徒	1	面接	／
		機 械 テ ク ノ ロ ジ ー 科	本校を志願する動機が適切で、人物に優れ、学科に対する適性を有し、次のア、イのいずれかに該当する生徒 ア 機械テクノロジー科を志願する理由が明確で、学習全般、特に実験や実習など体験的な学習活動に意欲的に取り組む姿勢を持ち、将来の進路に生かそうとする意志を持った生徒 イ 中学校において、部活動、特別活動、又はボランティア活動等に積極的に取り組み、入学後も継続して活動する意志を持った生徒	1	面接	／
		電 気 テ ク ノ ロ ジ ー 科	本校を志願する動機が適切で、人物に優れ、学科に対する適性を有し、次のア、イのいずれかに該当する生徒 ア 電気テクノロジー科を志願する理由が明確で、学習全般、特に実験や実習など体験的な学習活動に意欲的に取り組む姿勢を持ち、将来の進路に生かそうとする意志を持った生徒 イ 中学校において、部活動、特別活動、又はボランティア活動等に積極的に取り組み、入学後も継続して活動する意志を持った生徒	1	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
103	千葉県立 一宮商業高等学校	商 業 科 情 報 処 理 科	人物に優れ、本校を志望する動機及び理由が明確で、学業に熱心に取り組む意思があり、次のア、イのいずれかの要件を十分に満たす者 ア 学校生活全般にわたり、真面目に取り組む、上位の資格取得等にチャレンジする意欲があること。 イ 部活動等において積極的に取り組み、優れた実績又は素質を有し、入学後もその活動を継続する意欲があること。	1	自己表現	／
104	千葉県立 大多喜高等学校	普 通 科	次の全てを満たしていること。 ア 中学校で学習・部活動・生徒会活動及び総合的な学習の時間に積極的に取り組み、本校への入学後は、学習・部活動・特別活動や地域と連携した様々な活動に積極的に取り組もうとする生徒。 イ 多様な進路実現に対応した本校の学習活動や学校生活、各種検定の資格取得等に励み、自己実現を目指して常に向上心を持ち、何事にも真摯に取り組もうとする生徒。 ウ 他に対する思いやりを大切にする精神を培おうとする生徒。 エ 地域づくりに意欲的に参画しようとする生徒。	1	面接	／
105	千葉県立 大原高等学校	総 合 学 科	本校の教育方針を理解し、総合学科で学習するための適性を有する生徒で、次のいずれかに該当する生徒 ア 本校の総合学科で習得する知識や技能を生かし、将来地域社会に貢献しようとする意志のある生徒。 イ 基本的生活習慣、学習成績ともに良好であり、進路実現に向けて授業に積極的に取り組むことができる生徒。 ウ 中学校において特別活動や部活動に積極的に取り組み、入学後もそれらの活動に参加する意志のある生徒。	1	面接	／
106	千葉県立 長狭高等学校	普 通 科	意欲的に学校生活に取り組む意志があり、かつ次のア、イ、ウのいずれかに該当する生徒 ア 学業成績に優れ、入学後も意欲的・継続的に学習に取り組むことで学力向上を図ろうとする生徒 イ 部活動や生徒会活動等に熱心に取り組む、入学後も引き続き活動を続け、成果を上げることが期待できる生徒 ウ 本校の医療・福祉コースに興味・関心を持ち、将来は医療・福祉等に関する仕事に就き、地域に貢献したいと強く希望する生徒	1	面接	／
107	千葉県立 安房拓心高等学校	総 合 学 科	中学校の学習成果をもとに、本校の総合学科（文理・園芸・畜産・土木・調理系列）において、次のア・イ・ウに示すとおり、目的を持って学校生活を意欲的に過ごす意志のある生徒 ア 本校の学習内容に興味・関心を持ち、授業に主体的に取り組む イ 本校で学ぶ専門的な知識・技術を将来に生かそうとする ウ 中学校において特別活動・部活動等に一生懸命に取り組む、入学後も継続して活動しようとする	1	面接	有
108	千葉県立 安房高等学校	普 通 科	人物に優れ、仲間と共に互いを高め合いながら高校生活全般に主体的に取り組む意志を持つ、次のいずれかに該当する生徒 ア 学習成績が特に優秀で、将来の進路希望の実現を目指し、明確な目標を持って入学後も学習活動に積極的に取り組む意欲があること。 イ 学習成績が良好で、部活動において優れた資質と実績を持ち、入学後も継続して活動する意欲があること。	1	面接	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
109	千葉県立 館山総合高等学校	工 業 科	本校において、規律を守り、一般的な教養を高めるとともに専門的な知識・技術を身につけるための適性を有する生徒で、次のいずれかを満たす者 ア 工業科に興味関心を持ち、その専門教育を学ぶための学力が身についている者 イ 基本的な生活習慣が身についており、中学校において積極的に学校生活を過ごした者 ウ 生徒会活動や部活動においてよく努力し、その活動を入学後も継続しようとする者 エ 将来に対する具体的な進路目標を持ち、その実現のために本校で学習して社会的自立を達成しようとする者	1	面接	／
		商 業 科	本校において、規律を守り、一般的な教養を高めるとともに専門的な知識・技術を身につけるための適性を有する生徒で、次のいずれかを満たす者 ア 商業科に興味関心を持ち、その専門教育を学ぶための学力が身についている者 イ 基本的な生活習慣が身についており、中学校において積極的に学校生活を過ごした者 ウ 生徒会活動や部活動においてよく努力し、その活動を入学後も継続しようとする者 エ 将来に対する具体的な進路目標を持ち、その実現のために本校で学習して社会的自立を達成しようとする者	1	面接	／
		海 洋 科	本校において、規律を守り、一般的な教養を高めるとともに専門的な知識・技術を身につけるための適性を有する生徒で、次のいずれかを満たす者 ア 海洋科に興味関心を持ち、その専門教育を学ぶための学力が身についている者 イ 基本的な生活習慣が身についており、中学校において積極的に学校生活を過ごした者 ウ 生徒会活動や部活動においてよく努力し、その活動を入学後も継続しようとする者 エ 将来に対する具体的な進路目標を持ち、その実現のために本校で学習して社会的自立を達成しようとする者	1	面接	／
		家 政 科	本校において、規律を守り、一般的な教養を高めるとともに専門的な知識・技術を身につけるための適性を有する生徒で、次のいずれかを満たす者 ア 家政科に興味関心を持ち、その専門教育を学ぶための学力が身についている者 イ 基本的な生活習慣が身についており、中学校において積極的に学校生活を過ごした者 ウ 生徒会活動や部活動においてよく努力し、その活動を入学後も継続しようとする者 エ 将来に対する具体的な進路目標を持ち、その実現のために本校で学習して社会的自立を達成しようとする者	1	面接	／
111	千葉県立 君津商業高等学校	商 業 科 情 報 処 理 科	人物に優れ、本校を志願する動機及び理由が明確で、学業や資格取得に積極的に取り組む意志があり、かつ、次のア又はイの要件を満たす生徒。 ア 学校生活に意欲的に取り組み、学習成績が優秀な生徒。 イ 部活動・特別活動等に優れた実績又は能力・適性を持ち、入学後もそのことを高校生活に生かし、継続して活動する意志のある生徒。	1	自己表現	／
112	千葉県立 木更津高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 学習成績が優秀で、自ら課題を見だし主体的に学習に取り組み、その成果が期待できる資質のある者 イ 高校生活全般にわたって積極的に取り組み、自らを高めようとする意欲のある者	1	作文	／
		理 数 科	次の全てを満たす生徒 ア 学習成績が優秀で、自ら課題を見だし主体的に学習に取り組み、その成果が期待できる資質のある者 イ 高校生活全般にわたって積極的に取り組み、自らを高めようとする意欲のある者 ウ 理数系分野への高い興味・関心のある者	1	作文	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
113	千葉県立 木更津東高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 学習成績が優れ、本校入学後も、高校生活全般に向 上心をもって意欲的かつ真面目に取り組む生徒 イ 人物が優れ、スポーツや文化活動、ボランティア活 動、資格取得などに興味があり、本校の諸活動に積極 的かつ継続的に取り組む生徒	1	自己表現	／
		家 政 科	次の全てを満たす生徒 ア 本校家政科の活動や学習の特色を理解し、学ぶため の適性を有している生徒 イ 学習成績が優れ、本校入学後も、高校生活全般に向 上心をもって意欲的かつ真面目に取り組む生徒 ウ 人物が優れ、スポーツや文化活動、ボランティア活 動、資格取得などに興味があり、本校の諸活動に積極 的かつ継続的に取り組む生徒	1	自己表現	／
114	千葉県立 君津高等学校	普 通 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 学力優秀かつ向学心があり、高校生活に意欲的に取 り組む強い意志があること。 イ 学力優良かつ向学心があり、中学校生活全般に対し て誠実かつ積極的に取り組み、入学後もこうした取り 組みを継続する強い意志があること。	1	自己表現	／
		園 芸 科	基本的な生活習慣が確立されており、次のいずれかに該 当する生徒 ア 園芸に関して興味があり、将来、農業またはそれに 関連する進路を希望していること。 イ 学習意欲が旺盛で、明確な目標を持って学校生活を 送る意志があること。 ウ 生徒会活動、ボランティア活動や地域の活動等で優 れた取り組みを行い、入学後も引き続き活動する意志 があること。 エ 部活動に積極的に参加し、入学後も引き続き活動す る意志があること。	1	面接	有
115	千葉県立 君津青葉高等学校	総 合 学 科	基本的生活習慣が確立しており、総合学科の学習をと おして、将来の進路を主体的に考えようとしている以下の いずれかに該当する者。 ア 本校の学習に興味・関心があり、授業に意欲的に取 り組む生徒。 イ 特別活動・部活動等に一生懸命に取り組む、入学後 も継続的に活動できる生徒。 ウ 食品系列（食品製造）、農業系列（野菜・草花・果 樹）、環境系列（森林・造園）、土木系列（測量・土 木）、家庭・福祉系列（保育・食物・福祉）、普通系 列（普通科目）などの学習に主体的に取り組む明確な 意志がある生徒。	1	面接	／
116	千葉県立 袖ヶ浦高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 集団の一員としての自覚を持ち、自らの体験やアイ デアを自らのことばで表現しようとする生徒 イ 社会に貢献する姿勢やたくましく社会を生き抜く知 力・体力・精神力を持つ生徒 ウ 自ら課題を発見し、主体的にその課題を解決しよう として自己の未来を創造できる生徒 エ 他者と協働しながら、授業・部活動・学校行事等に 意欲的に取り組む生徒	1	自己表現	／
		情報コミュニ ケーション科	次の全てを満たす生徒 ア 集団の一員としての自覚を持ち、自らの体験やアイ デアを自らのことばで表現しようとする生徒 イ 社会に貢献する姿勢やたくましく社会を生き抜く知 力・体力・精神力を持つ生徒 ウ 自ら課題を発見し、主体的にその課題を解決しよう として自己の未来を創造できる生徒 エ 他者と協働しながら、授業・部活動・学校行事等に 意欲的に取り組む生徒 オ 情報化社会に対応し、自らが主体となって情報を適 切に取り扱うことができる生徒	1	自己表現	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
118	千葉県立 京葉高等学校	普 通 科	本校への入学を強く希望しており、活力ある高校生活を送りたいと考えている者で、次のアまたはイのいずれかに該当する生徒 ア 中学校において学習活動に積極的に参加し、高校入学後も継続して学習活動に熱心に取り組む意欲があること。 イ 中学校において部活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動に積極的に参加し、高校入学後も特別活動に主体的に取り組む意欲があること。	1	自己表現	/
119	千葉県立 市原緑高等学校	普 通 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 基本的な生活習慣が確立しており、目標に向けて努力することができる生徒 イ コミュニケーションをはかる力を身に付けようとする生徒 ウ 特別活動及び部活動において、顕著な実績又は優れた能力を持ち、入学後も活動を継続でき、高校生活に意欲的に取り組める生徒	2	面接	/
120	千葉県立 姉崎高等学校	普 通 科	人物に優れ、意欲的に高校生活を送り、学業に熱心に取り組む意志があり、次のア又はイのいずれかに該当する生徒 ア 中学時代に生徒会活動、学校行事、学習活動等に意欲的に取り組み、入学後も継続してその活動に取り組む意志があること。 イ 中学時代にスポーツ活動、文化活動に意欲的に取り組み、入学後も継続してその活動に取り組む意志があること。	1	面接、自己表現	/
121	千葉県立 市原八幡高等学校	普 通 科	次のアおよびイの要件に該当する生徒 ア 中学校での学習活動や特別活動・部活動に熱心に取り組む、優れた実績や貴重な体験を持ち、それを活かすことができる生徒 イ 向学心が旺盛で、本校入学後も授業を大切に、特別活動や部活動に積極的に参加し、活動することができる生徒	1	自己表現	/

県立高等学校 定時制の課程

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	学力検査の 教科数	K	学校設定検 査の 内容	志 願 理由書
201	千葉県立 千葉商業高等学校	商 業 科	次のすべてを満たす生徒 ア 学習と勤労の両立を目指し、自ら積極的に学ぼうとする生徒 イ 商業科目に興味・関心を持ち、資格取得に意欲のある生徒	3	1	面接	／
202	千葉県立 千葉工業高等学校	工 業 科	次の全てを満たす生徒 ア 本校の教育目標や校訓を理解し、志願する動機及び理由が明確であること。 イ 工業科（機械コース・電気コース）の学習に興味や関心を持ち、学習活動・特別活動などの高校生活に、意欲的に取り組み、学習に適応できること。 ウ 勤労意欲を持ち、在学中の就労と学校生活を両立できること。	5	1	面接	有
204	千葉県立 船橋高等学校	総 合 学 科	高校生活全般について積極的に取り組む気持ちがあり、次のいずれかに該当する者。 ア 定時制の課程を志願する理由が明らかであり、働きながら学ぶことに強い意欲があること。 イ 基礎から学ぶ気持ちがあり、自らの力を伸ばす意欲があること。 ウ 思いやりの心を身に付け、自他を尊敬して共生する意欲があること。	5	1	面接	有
205	千葉県立 市川工業高等学校	工 業 科	次の全てを満たす生徒 ア 工業分野に興味・関心を持ち、工業技術の習得及び課題達成のために、意欲的に取り組むことができる者。 イ 昼間の時間を有効に活用するために、勤労と多様な学びを実践しようとする者。	3	1	面接、作文	有
207	千葉県立 東葛飾高等学校	普 通 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 定時制課程を志願する動機が明確で、学業と勤労の両立を目指す者。 イ 自ら学ぼうとする意欲があり、卒業後の進路を見据えて学校生活を真面目に送ることができる者。	3	1	面接	／
209	千葉県立 佐原高等学校	普 通 科	高校生活全般に対して積極的に取り組む意志があり、次のア又はイのいずれかに該当する生徒 ア 本校を志願する理由が明確で、働きながら学ぶ意欲があること。 イ 卒業後の進路を見据え、自分の力を伸ばそうとする意欲があること。	3	1	面接	／
210	千葉県立 銚子商業高等学校	商 業 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 働きながら学ぶことに対して強い意欲を持っていること イ 単位制の利点を生かし、将来を見据えて学ぼうとする意思のあること ウ 専門（商業）の学習を活かした資格取得に意欲を持っていること	3	1	面接	／
211	千葉県立 匝瑳高等学校	普 通 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 働きながら学ぶ意欲があること。 イ 卒業後の進路を見すえ、自分の力を伸ばそうとする意欲があること。	5	1	面接	／
212	千葉県立 東金高等学校	普 通 科	次の全てを満たす生徒 ア 本校の定時制の課程を志願する動機及び理由が適切であり、学ぶことに対して強い意欲を有する生徒。 イ 本校で学ぶ能力及び適性を有する生徒。	5	1	面接	有
213	千葉県立 長生高等学校	普 通 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 生徒会活動、部活動、ボランティア活動等において実績のあること。 イ 学習活動・特別活動等に積極的に取り組み、充実した高校生活を送る意欲があること。	3	2	面接	有
214	千葉県立 長狭高等学校	普 通 科	次のいずれかに該当する生徒 ア 本校定時制の課程への入学を特に強く希望し、働きながら学ぶ意欲にあふれた者。 イ 単位制の利点を生かし、継続的に学習する意志が明確である者。	5	1	面接	／
215	千葉県立 館山総合高等学校	普 通 科	本校定時制の課程において、明確な目的意識を持って学ぶことができる者	5	1	面接	有
216	千葉県立 木更津東高等学校	普 通 科	次のアまたはイのいずれかの要件を満たす者。 ア 本校で学ぶ意欲が明確で、地道に努力する姿勢があること。 イ 働きながら学ぶ意志が明確であること。	3	1	面接	／

県立高等学校 三部制（午前部、午後部、夜間部）の定時制の課程

学校 番号	学 校 名	学 科 名	検査の内容等						
			「一般入学者選抜」、「秋季入学者選抜」における期待する生徒像等	一般入学者選抜				秋季入学者選抜	
			期 待 す る 生 徒 像	学力検査 の教科数	K	学校設定 検査の 内容	志 願 理由書	学校設定 検査の 内容	志 願 理由書
203	千葉県立 生浜高等学校	普 通 科	三部制の定時制の特色を理解し、学校生活や学習に意欲的に取り組もうとする強い意志があり、次のア～ウの要件の全てに該当する生徒。 ア 目標を持ち、時間を有効に活用して、進路実現のために努力する姿勢があること。 イ 特別活動や部活動等に熱心に取り組み、高校生活をより良く創造する意欲があること。 ウ 自らを律して、学校生活や社会のルール、マナーを理解し遵守する態度があること。	5	1	面接	/	面接、作文	有
206	千葉県立 松戸南高等学校	普 通 科	本校を志願する動機及び理由が適切であり、自分の将来に向けて目的意識を持って学習及び学校生活に意欲的に取り組む者で、本校で主体的に学ぶ能力及び適性を有し、次のア及びイの要件を満たす者。 ア 三部制の定時制の特性を踏まえ、自己実現に向けて有効に時間を活用する意欲があること。 イ 二学期制及び単位制の利点を生かし、主体性を持ち、学習に取り組む意志があること。	3	1	面接	/	面接、作文	有
208	千葉県立 佐倉南高等学校	普 通 科	学校生活や学業に主体的に取り組む、次のア及びイの要件を満たす生徒 ア 自分の将来に向けて目標を持ち、計画的に、粘り強く学習する姿勢があること。 イ 社会や学校のルールを守り、他人に対するおもしろいや優しさがあること。	3	1	面接	/	面接、作文	有

市立高等学校 全日制の課程

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
301	千葉市立 千葉高等学校	普 通 科	幅広い分野について興味・関心を有し、次のア～ウのすべてを満たす生徒 ア 学習成績が特に優れており、かつ、入学後も学習に高い向上心をもって取り組むことができること。 イ 他者の考えを的確に理解し、かつ、自分の考えを明確に発信できる力をもつこと。 ウ スポーツ活動・文化活動・生徒会活動・ボランティア活動等に積極的に取り組む意志があること。	1	作文	／
		理 数 科	理数分野に強く興味・関心を有し、次のア～ウのすべてを満たす生徒 ア 学習成績が特に優れており、かつ、入学後も学習に高い向上心をもって取り組むことができること。 イ 他者の考えを的確に理解し、かつ、自分の考えを明確に発信できる力をもつこと。 ウ スポーツ活動・文化活動・生徒会活動・ボランティア活動等に積極的に取り組む意志があること。	1	作文	／
303	習志野市立 習志野高等学校	普 通 科	基本的な生活習慣が身につけており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。 ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができること。 イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。 ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。	1	自己表現	／
		商 業 科	基本的な生活習慣が身につけており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。 ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習や資格取得に積極的な姿勢で取り組むことができること。 イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。 ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。	1	自己表現	／
304	船橋市立 船橋高等学校	普 通 科	人物に優れ、積極的な学習意欲を持ち、入学後も本校で以下のいずれかの特色を発揮できる者。 ア 学習成績が特に優れ、本校の進学類型等に興味・関心があり、授業に積極的に取り組む意欲があること。 イ 英語において高い能力を有し、本校の国際交流活動や国際教養コースに興味・関心があり、その資質をさらに発展させる意欲があること。 ウ スポーツ活動で優れた資質を有し、体育・スポーツ活動での特色を引き続き発揮できること。 エ 文化活動・音楽活動・生徒会活動等で優れた資質を有し、自己の資質をさらに発展させる意欲があること。	1	自己表現	／
		商 業 科	人物に優れ、商業に関する興味・関心と積極的な学習意欲を持ち、卒業後の進路についても意欲的に取り組む意志があり、入学後も本校で以下のいずれかの特色を発揮できる者。 ア 学習成績に優れ、授業に積極的に取り組む意欲があること。 イ 商業的実技の資格又は資質を有し、自己の進路実現に向けて高度資格の取得や本学科の学習活動に積極的に取り組む意欲があること。 ウ スポーツ活動で優れた資質を有し、体育・スポーツ活動での特色を引き続き発揮できること。 エ 文化活動・音楽活動・生徒会活動等で優れた資質を有し、自己の資質をさらに発展させる意欲があること。	1	面接、自己表現	／
		体 育 科	人物に優れ、スポーツ活動に関する興味・関心と積極的な学習意欲を持ち、入学後も本校で体育・スポーツ活動での特色を発揮できる者。	1	適性検査	／

学校 番号	学 校 名	学 科 名	期 待 す る 生 徒 像	K	学校設定検査の 内容	志 願 理由書
305	松戸市立 松戸高等学校	普 通 科	人物、学業ともに優れており、次のア又はイのいずれかに該当する生徒 ア 特別活動等や資格取得に実績を有し、目標や志を持って、意欲的に高校生活を送れること。 イ スポーツ、芸術活動等に意欲的に取り組み、本校入学後も積極的に活動を継続し、学習との両立を図りながらさらに技能を向上させる意志があること。	1	自己表現	／
		国 際 人 文 科	人物、学業ともに優れており、次のア又はイのいずれかに該当する生徒 ア 学業においては特に英語・国語・社会に優れるとともに、特別活動等や資格取得に実績を有し、目標や志を持って、意欲的に高校生活を送れること。 イ 国際人文科の各科目に興味を持ち、グローバルな視野で社会や人間について考えるとともに、意欲的にコミュニケーション能力を向上させる意志があること。	1	面接	／
306	柏市立 柏高等学校	普 通 科	基本的な生活習慣が確立されており、次のいずれかに該当する生徒 ア 卒業後の進学に高い意欲を持っており、総合進学クラス等で積極的に学習活動に取り組む意志がある。 イ 運動・文化部活動への取組が積極的で、入学後も部活動を継続し、学習活動に取り組む意志がある。 ウ 外国語学習に意欲があり、異文化理解に興味・関心が高く、国際教養クラスで学習活動に取り組む意志がある。 エ やさしく、思いやりがあり、学校行事・ボランティア等の活動に積極的に参加し、学習活動に取り組む意志がある。	1	自己表現	／
		スポーツ科学科	次の全てを満たす生徒 ア 本校を志願する動機及び理由が明確で、主体的に学習に取り組むことができる。 イ 体育やスポーツ活動に優れ、生涯にわたってスポーツ活動等に貢献できる。	1	適性検査	／
307	銚子市立 銚子高等学校	普 通 科 理 数 科	本校のスクール・ミッション（「和」の校訓のもと、学ぶ意欲と知的探究心を育み、さまざまな教育活動の中で、生きる力と豊かな心を養うことを通して、次代を担うリーダーとして活躍できる人材を育成する学校）を理解し、3年間の高校生活を通じて文武両道を体現し、グローバル社会をより良く生き抜こうとする意欲と能力を持つ者で、次のいずれかに該当する生徒。 ア 学習成績が優れ、理数系分野に強い興味・関心を有し、探究心を持って取り組む意志がある者 イ 学習成績が優れ、人文系分野（特に英語）に強い興味・関心を有し、意欲的にコミュニケーション能力を向上させる意志がある者 ウ 学習成績が優れ、スポーツ、芸術活動に優れた実績や能力を有し、継続して技能を向上させる意志がある者 エ 学習成績が優れ、生徒会活動やボランティア活動等に優れた実績や取り組み等を有し、積極的に活動する意志がある者	1	自己表現	／

付 表 3

海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する学校、課程、学科
及び学校設定検査の内容

学校 番号	学 校 名	課 程	学科名	学校設定検査の内容
11	千葉県立千城台高等学校	全日制	普 通 科	面接
15	千葉県立幕張総合高等学校	全日制	総 合 学 科	面接
16	千葉県立柏井高等学校	全日制	普 通 科	面接
18	千葉県立土気高等学校	全日制	普 通 科	面接
26	千葉県立船橋高等学校	全日制	普 通 科	面接
37	千葉県立国府台高等学校	全日制	普 通 科	面接
49	千葉県立松戸国際高等学校	全日制	普 通 科	面接
			国 際 教 養 科	面接
53	千葉県立松戸馬橋高等学校	全日制	普 通 科	面接、作文
59	千葉県立柏中央高等学校	全日制	普 通 科	面接
63	千葉県立 流山おおたかの森高等学校	全日制	普 通 科	面接、作文
			国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科	面接、作文
74	千葉県立成田国際高等学校	全日制	普 通 科	面接
			国 際 科	面接
93	千葉県立匝瑳高等学校	全日制	総 合 学 科	面接
96	千葉県立東金高等学校	全日制	普 通 科	面接
			国 際 教 養 科	面接
104	千葉県立大多喜高等学校	全日制	普 通 科	面接
108	千葉県立安房高等学校	全日制	普 通 科	面接
114	千葉県立君津高等学校	全日制	普 通 科	面接
304	船橋市立船橋高等学校	全日制	普 通 科	自己表現
305	松戸市立松戸高等学校	全日制	普 通 科	面接
			国 際 人 文 科	面接
306	柏市立柏高等学校	全日制	普 通 科	面接、作文

付 表 4

理数及び国際関係に関する学科で特定教科の得点にかける倍率（一般入学者選抜）

学校 番号	学 校 名	課 程	学科名	倍 率	
				数学及び理科	英語
26	千葉県立船橋高等学校	全日制	理 数 科	1.5	
49	千葉県立松戸国際高等学校	全日制	国 際 教 養 科		1.5
55	千葉県立柏高等学校	全日制	理 数 科	1.5	
63	千葉県立 流山おおたかの森高等学校	全日制	国際コミュニケーション科		1.5
74	千葉県立成田国際高等学校	全日制	国 際 科		1.5
78	千葉県立佐倉高等学校	全日制	理 数 科	1.5	
96	千葉県立東金高等学校	全日制	国 際 教 養 科		1.5
112	千葉県立木更津高等学校	全日制	理 数 科		
301	千葉市立千葉高等学校	全日制	理 数 科		
305	松戸市立松戸高等学校	全日制	国 際 人 文 科		1.5

注 千葉県立成東高等学校、千葉県立長生高等学校及び千葉県立佐原高等学校については、くくり募集のため
数学及び理科の得点に、各高等学校が定めた倍率を用いて算出することはない。

付 表 5

三部制の定時制の課程で特定教科の得点にかける倍率（一般入学者選抜）

学校 番号	学 校 名	課 程	学科名	倍 率
				志願者が申告した3教科
203	千葉県立生浜高等学校	定時制	普 通 科	1
206	千葉県立松戸南高等学校	定時制	普 通 科	1
208	千葉県立佐倉南高等学校	定時制	普 通 科	1

付 表 6

地域連携アクティブスクールの入学者選抜における検査の内容等

※ 各検査の内容等についての詳細は、志願者が各高等学校にお問い合わせください。
期待する生徒像は、当該校が求める生徒像を示したものであって、これにより、受検者の志願を制約するものではありません。
志願理由書の「有」は出願時に提出を求める学科、「／」は出願時に提出を求めない学科です。

学校番号	学 校 名	学科名	期待する生徒像	第 1 日の検査の内容	第 2 日の検査の内容	志 願 理 由 書
14	千葉県立泉高等学校	普 通 科	自立した社会人になるために高校で頑張ろうとする強い意志を持ち、入学後に基本的な生活習慣を確立させ、学校に誇りを持ってどんなことにもあきらめずに挑戦する。また、社会のルールを守り、社会貢献を目指すとともに、学校の指導に素直に従い、かつ、次のいずれかに該当する生徒 ア 基礎学力を身につけるために意欲的に学習し、粘り強く地道な努力ができる。 イ 中学校在籍時に部活動・特別活動等に積極的に取り組んだ実績があり、入学後も3年間継続して行う強い意志がある。 ウ 進路の実現に向けて、キャリア教育や体験学習に積極的に取り組む。	学力検査（国語・数学・英語）、作文	面接	／
32	千葉県立船橋古和釜高等学校	普 通 科	自立した社会人になるために高校進学を強く望み、入学後はルールを守り、学校の指導に素直に従い、かつ、次のいずれかを満たす生徒 ア 学習活動・特別活動等に意欲的に取り組み、地道な努力ができる者 イ 中学校在学時に部活動等に積極的に参加し、本校の部活動を3年間継続して行う強い意志がある者	学力検査（国語・数学・英語）、作文	面接	有
39	千葉県立行徳高等学校	普 通 科	自立した社会人になるために、本校の教育方針を理解し、人物に優れ、基本的な学力を有し、校則やルール・マナー等を遵守して意欲的に学校生活を送る強い意志があり、次のア～ウのいずれかの要件をそなえる生徒 ア 自らの進路実現に対する意識が高く、自ら学び、考え、行動する意欲が高いこと イ 部活動において優れた資質を有し、入学後も継続して当該部活動に熱心に取り組む強い意志があること ウ 生徒会活動、学校行事、学級活動、ボランティア活動等に継続的に参画した経験を有し、入学後も積極的に参加する強い意志があること	学力検査（国語・数学・英語）	面接、作文	／
65	千葉県立流山北高等学校	普 通 科	自立した社会人になるために、ルールを守り、学ぶ意欲を持ち、自己の進路実現に意欲的に取り組む者で、次のいずれかに該当する生徒 ア 学習活動や特別活動等に積極的に取り組み、自己の能力を向上させようとする強い意志がある者 イ 部活動を3年間継続して行い、心身の鍛錬に励む意志がある者	学力検査（国語・数学・英語）	面接、作文	／
110	千葉県立天羽高等学校	普 通 科	自立した社会人をめざし、いつも誠実な態度で人に接し、ルールを守り、学習に対する意欲をもっており、次のアまたはイのいずれかに該当する生徒。 ア 入学後、学習活動や特別活動などに一生懸命に取り組む強い意志がある。 イ 中学校で部活動等に積極的に取り組んだ実績があり、入学後、本校の部活動を3年間継続して行う強い意志がある。	学力検査（国語・数学・英語）	面接、自己表現（作文・スピーチ・実技から一つ選択）	／
117	千葉県立市原高等学校	普 通 科	自立した社会人となるために、基本的な生活習慣の確立・基礎学力の定着に努力する。また、社会や学校のルールを守り、他者への思いやりを持って行動できる。加えて次のすべてを満たす生徒。 ア 生徒会活動、部活動、ボランティア活動等に主体性を持ち積極的に取り組む。 イ 将来地域に貢献する意欲がある。	学力検査（国語・数学・英語）、作文	面接	／
		園 芸 科	自立した社会人となるために、基本的な生活習慣の確立・基礎学力の定着に努力する。また、社会や学校のルールを守り、他者への思いやりを持って行動できる。加えて次のすべてを満たす生徒。 ア 生徒会活動、部活動、ボランティア活動等に主体性を持ち積極的に取り組む。 イ 農業・自然環境に興味・関心が高く、将来地域に貢献する意欲がある。	学力検査（国語・数学・英語）、作文	面接	／

付 表 7

通信制の課程の入学者選抜における検査の内容等

※ 各検査の内容等についての詳細は、志願者が高等学校にお問い合わせください。
期待する生徒像は、当該校が求める生徒像を示したものであって、これにより、受検者の志願を制約するものではありません。
志願理由書の「有」は出願時に提出を求めることを示しています。

学校番号	学 校 名	学科名	検査の内容等		
417	千葉県立千葉大宮高等学校	普 通 科	「一期入学者選抜」、「二期入学者選抜」、「三期入学者選抜」、「四期（秋季入学）入学者選抜」における期待する生徒像等		
			次の全てを満たす生徒 ア 学習意欲が旺盛である生徒 イ 高校生活を確実に送る姿勢を有する生徒 ウ 自学自習の精神を持ち、通信制の課程の特徴を生かして学習を進める意志がある生徒		
				検査の内容	志 願 理 由 書
			一期入学者選抜	面接、作文	有
			二期入学者選抜	面接、作文	有
			三期入学者選抜	面接、作文	有
			四期（秋季入学）入学者選抜	面接、作文	有

第2次募集を行う場合の検査の内容等

※ 各高等学校において、「面接検査」は必ず行います。

県立高等学校 全日制の課程

学 校 名	学科名	検査の内容
千葉県立千葉高等学校	普 通 科	作文
千葉県立千葉女子高等学校	普 通 科	作文
	家 政 科	作文
千葉県立千葉東高等学校	普 通 科	作文
千葉県立千葉商業高等学校	商 業 科	作文
	情報処理科	
千葉県立京葉工業高等学校	機 械 科	自己表現
	電子工業科	自己表現
	設備システム科	自己表現
	建 設 科	自己表現
千葉県立千葉工業高等学校	電子機械科	作文
	電 気 科	作文
	情報技術科	作文
	工業化学科	作文
	理数工学科	作文
千葉県立千葉南高等学校	普 通 科	作文
千葉県立検見川高等学校	普 通 科	作文
千葉県立千葉北高等学校	普 通 科	作文
千葉県立若松高等学校	普 通 科	作文
千葉県立千城台高等学校	普 通 科	作文
千葉県立生涯高等学校	普 通 科	作文
千葉県立磯辺高等学校	普 通 科	作文
千葉県立幕張総合高等学校	総合学科	作文
	看 護 科	作文
千葉県立柏井高等学校	普 通 科	作文
千葉県立土気高等学校	普 通 科	作文
千葉県立千葉西高等学校	普 通 科	小論文
千葉県立横橋高等学校	普 通 科	作文
千葉県立八千代高等学校	普 通 科	小論文
	家 政 科	作文
	体 育 科	適性検査
千葉県立八千代東高等学校	普 通 科	作文
千葉県立八千代西高等学校	普 通 科	作文
千葉県立津田沼高等学校	普 通 科	作文
千葉県立実籾高等学校	普 通 科	作文
千葉県立船橋高等学校	普 通 科	作文
	理 数 科	作文
千葉県立薬園台高等学校	普 通 科	作文
	園 芸 科	作文
千葉県立船橋東高等学校	普 通 科	作文
千葉県立船橋啓明高等学校	普 通 科	作文
千葉県立船橋芝山高等学校	普 通 科	作文
千葉県立船橋二和高等学校	普 通 科	作文
千葉県立船橋法典高等学校	普 通 科	作文
千葉県立船橋豊富高等学校	普 通 科	作文
千葉県立船橋北高等学校	普 通 科	作文
千葉県立市川工業高等学校	機 械 科	適性検査
	電 気 科	適性検査
	建 築 科	適性検査
	インテリア科	適性検査
千葉県立国府台高等学校	普 通 科	作文
千葉県立国分高等学校	普 通 科	作文
千葉県立市川東高等学校	普 通 科	作文
千葉県立市川昂高等学校	普 通 科	作文
千葉県立市川南高等学校	普 通 科	小論文
千葉県立浦安高等学校	普 通 科	学校独自問題
千葉県立浦安南高等学校	普 通 科	学校独自問題
千葉県立鎌ヶ谷高等学校	普 通 科	小論文
千葉県立鎌ヶ谷西高等学校	普 通 科	作文
千葉県立松戸高等学校	普 通 科	作文
	芸 術 科	適性検査

学 校 名	学科名	検査の内容
千葉県立小金高等学校	総 合 学 科	作文
千葉県立松戸国際高等学校	普 通 科	作文
	国際教養科	作文
千葉県立松戸六実高等学校	普 通 科	作文
千葉県立松戸向陽高等学校	普 通 科	作文
	福祉教養科	作文
千葉県立松戸馬橋高等学校	普 通 科	作文
千葉県立東葛飾高等学校	普 通 科	作文
千葉県立柏高等学校	普 通 科	作文
	理 数 科	作文
千葉県立柏南高等学校	普 通 科	作文
千葉県立柏陵高等学校	普 通 科	作文
千葉県立柏の葉高等学校	普 通 科	作文
	情報理数科	作文
千葉県立柏中央高等学校	普 通 科	作文
千葉県立沼南高等学校	普 通 科	作文
千葉県立沼南高柳高等学校	普 通 科	作文
千葉県立流山高等学校	園 芸 科	作文
	商 業 科	作文
千葉県立流山おおたかの森高等学校	情報処理科	
	普 通 科	作文
千葉県立流山おおたかの森高等学校	国際コミュニケーション科	作文
	普 通 科	作文
千葉県立流山南高等学校	普 通 科	作文
千葉県立野田中央高等学校	普 通 科	作文
千葉県立清水高等学校	食品科学科	適性検査
	機 械 科	適性検査
	電 気 科	
	環境化学科	
千葉県立関宿高等学校	普 通 科	作文
千葉県立我孫子高等学校	普 通 科	作文
千葉県立我孫子東高等学校	普 通 科	作文
千葉県立白井高等学校	普 通 科	作文
千葉県立印旛明誠高等学校	普 通 科	作文
千葉県立成田西陵高等学校	園 芸 科	作文
	土木造園科	作文
	食品科学科	作文
	情報処理科	作文
千葉県立成田国際高等学校	普 通 科	小論文
	国 際 科	小論文
千葉県立成田北高等学校	普 通 科	作文
千葉県立下総高等学校	園 芸 科	作文
	自 動 車 科	作文
	情報処理科	作文
千葉県立富里高等学校	普 通 科	作文
千葉県立佐倉高等学校	普 通 科	小論文
	理 数 科	小論文
千葉県立佐倉東高等学校	普 通 科	作文
	調理国際科	作文
	服飾デザイン科	作文
千葉県立佐倉西高等学校	普 通 科	学校独自問題(国語・数学・英語)
千葉県立八街高等学校	総 合 学 科	作文
千葉県立四街道高等学校	普 通 科	作文
千葉県立四街道北高等学校	普 通 科	作文
千葉県立佐原高等学校	普 通 科	作文
	理 数 科	
千葉県立佐原白楊高等学校	普 通 科	作文
千葉県立小見川高等学校	普 通 科	作文
千葉県立多古高等学校	普 通 科	作文
	園 芸 科	作文

※ 各高等学校において、「面接検査」は必ず行います。

学 校 名	学科名	検査の内容
千葉県立銚子高等学校	普 通 科	作文
千葉県立銚子商業高等学校	商 業 科	作文
	情報処理科	作文
	海 洋 科	作文
千葉県立旭農業高等学校	畜 産 科	作文
	園 芸 科	作文
	食品科学科	作文
	機 械 科	適性検査
千葉県立東総工業高等学校	電気情報科	適性検査
	建 設 科	適性検査
	総 合 学 科	作文
千葉県立松尾高等学校	普 通 科	作文
千葉県立成東高等学校	普 通 科	作文
	理 数 科	作文
千葉県立東金高等学校	普 通 科	作文
	国際教養科	作文
千葉県立東金商業高等学校	商 業 科	作文
	情報処理科	作文
千葉県立大網高等学校	普 通 科	作文
	農 業 科	作文
	食品科学科	作文
	生物工学科	作文
	普 通 科	作文
千葉県立九十九里高等学校	普 通 科	作文
千葉県立長生高等学校	普 通 科	作文
	理 数 科	作文
千葉県立茂原高等学校	普 通 科	作文
千葉県立茂原樟陽高等学校	農 業 科	作文
	食品科学科	作文
	土木造園科	作文
	機械テクノロジー科	作文
	電気テクノロジー科	作文
	普 通 科	作文
千葉県立一宮商業高等学校	商 業 科	作文
	情報処理科	作文
千葉県立大多喜高等学校	普 通 科	作文
千葉県立大原高等学校	総 合 学 科	作文
千葉県立長狭高等学校	普 通 科	作文
千葉県立安房拓心高等学校	総 合 学 科	作文
千葉県立安房高等学校	普 通 科	作文
千葉県立館山総合高等学校	工 業 科	作文
	商 業 科	作文
	海 洋 科	作文
	家 政 科	作文
千葉県立君津商業高等学校	商 業 科	作文
	情報処理科	作文
千葉県立木更津高等学校	普 通 科	作文
	理 数 科	作文
千葉県立木更津東高等学校	普 通 科	作文
	家 政 科	作文
千葉県立君津高等学校	普 通 科	作文
	園 芸 科	作文
千葉県立君津青葉高等学校	総 合 学 科	作文
千葉県立袖ヶ浦高等学校	普 通 科	作文
	情報コミュニケーション科	作文
千葉県立京葉高等学校	普 通 科	自己表現
千葉県立市原緑高等学校	普 通 科	作文
千葉県立姉崎高等学校	普 通 科	自己表現
千葉県立市原八幡高等学校	普 通 科	作文

県立高等学校 定時制の課程

学 校 名	学科名	検査の内容
千葉県立千葉商業高等学校	商 業 科	作文
千葉県立千葉工業高等学校	工 業 科	作文
千葉県立船橋高等学校	総 合 学 科	作文
千葉県立市川工業高等学校	工 業 科	作文
千葉県立東葛飾高等学校	普 通 科	小論文
千葉県立佐原高等学校	普 通 科	作文
千葉県立銚子商業高等学校	商 業 科	作文
千葉県立匝瑳高等学校	普 通 科	作文
千葉県立東金高等学校	普 通 科	作文
千葉県立長生高等学校	普 通 科	作文
千葉県立長狭高等学校	普 通 科	作文
千葉県立館山総合高等学校	普 通 科	作文
千葉県立木更津東高等学校	普 通 科	作文

県立高等学校 三部制の定時制の課程

※ 志願理由書の「有」は出願時に提出を求める学科、「／」は出願時に提出を求めない学科です。

学 校 名	学科名	検査の内容	志願理由書
千葉県立生涯高等学校	普 通 科	作文	有
千葉県立松戸南高等学校	普 通 科	作文	有
千葉県立佐倉南高等学校	普 通 科	作文	／

市立高等学校 全日制の課程

学 校 名	学科名	検査の内容
千葉市立千葉高等学校	普 通 科	作文
	理 数 科	作文
習志野市立習志野高等学校	普 通 科	作文
	商 業 科	作文
船橋市立船橋高等学校	普 通 科	作文
	商 業 科	作文
	体 育 科	適性検査
松戸市立松戸高等学校	普 通 科	作文
	国際人文科	作文
柏市立柏高等学校	普 通 科	作文
	スポーツ科学科	作文
銚子市立銚子高等学校	普 通 科	作文
	理 数 科	作文

地域連携アクティブスクール

※ 志願理由書の「有」は出願時に提出を求める学科、「／」は出願時に提出を求めない学科です。

学 校 名	学科名	検査の内容	志願理由書
千葉県立泉高等学校	普 通 科	作文	／
千葉県立船橋古和釜高等学校	普 通 科	作文	有
千葉県立行徳高等学校	普 通 科	作文	／
千葉県立流山北高等学校	普 通 科	作文	／
千葉県立天羽高等学校	普 通 科	作文	／
千葉県立市原高等学校	普 通 科	作文	／
	園 芸 科	作文	／

令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜に関する日程表

Ⅰ 一般入学者選抜

期 日	事 項
1月12日(火)～2月1日(月)	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
2月 2日(火) 午後4時30分まで 2月 3日(水) 午後4時30分まで 2月 4日(木) 正午まで	出願書類等受付(調査書等提出)
2月 9日(火) 午後4時30分まで 2月10日(水) 午後4時まで	志願又は希望の変更の受付
2月 9日(火) 午後4時30分まで 2月10日(水) 午後4時まで	特例による出願の受付
2月16日(火)及び2月17日(水)	本検査実施 ※定時制の課程において学力検査を3教科(国語・数学・英語)と 定めた高等学校にあっては、本検査を2月16日(火)の1日 のみとすることができる。
2月19日(金) 午後4時30分まで 2月22日(月) 正午まで	追検査受検願等受付及び追検査受検承認書交付
2月25日(木)	追検査実施
3月 2日(火) 午前9時	入学許可候補者発表

Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜

期 日	事 項
1月12日(火)～2月1日(月)	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
2月 2日(火) 午後4時30分まで 2月 3日(水) 午後4時30分まで 2月 4日(木) 正午まで	出願書類等受付(海外在住状況説明書及び調査書等提出)
2月 9日(火) 午後4時30分まで 2月10日(水) 午後4時まで	志願又は希望の変更の受付
2月 9日(火) 午後4時30分まで 2月10日(水) 午後4時まで	特例による出願の受付
2月16日(火)	本検査実施
2月19日(金) 午後4時30分まで 2月22日(月) 正午まで	追検査受検願等受付及び追検査受検承認書交付
2月25日(木)	追検査実施
3月 2日(火) 午前9時	入学許可候補者発表

Ⅲ 外国人の特別入学者選抜

期 日	事 項
1月12日(火)～2月1日(月)	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
2月 2日(火) 午後4時30分まで 2月 3日(水) 午後4時30分まで 2月 4日(木) 正午まで	出願書類等受付(外国人特別措置適用申請書及び調査書等提出)
2月 9日(火) 午後4時30分まで 2月10日(水) 午後4時まで	志願又は希望の変更の受付
2月 9日(火) 午後4時30分まで 2月10日(水) 午後4時まで	特例による出願の受付
2月16日(火)	本検査実施
2月19日(金) 午後4時30分まで 2月22日(月) 正午まで	追検査受検願等受付及び追検査受検承認書交付
2月25日(木)	追検査実施
3月 2日(火) 午前9時	入学許可候補者発表

Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

期 日	事 項
1月12日（火）～2月1日（月）	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
2月 2日（火）午後4時30分まで 2月 3日（水）午後4時30分まで 2月 4日（木）正午まで	出願書類等受付（中国等帰国生徒特別措置適用申請書及び調査書等提出）
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	志願又は希望の変更の受付
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	特例による出願の受付
2月16日（火）	本検査実施
2月19日（金）午後4時30分まで 2月22日（月）正午まで	追検査受検願等受付及び追検査受検承認書交付
2月25日（木）	追検査実施
3月 2日（火）午前9時	入学許可候補者発表

Ⅴ 成人の特別入学者選抜

期 日	事 項
1月12日（火）～2月1日（月）	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
2月 2日（火）午後4時30分まで 2月 3日（水）午後4時30分まで 2月 4日（木）正午まで	出願書類等受付（成人の特別入学者選抜志願申請書等提出）
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	志願又は希望の変更の受付
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	特例による出願の受付
2月16日（火）	本検査実施
2月19日（金）午後4時30分まで 2月22日（月）正午まで	追検査受検願等受付及び追検査受検承認書交付
2月25日（木）	追検査実施
3月 2日（火）午前9時	入学許可候補者発表

Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜

期 日	事 項
1月12日（火）～2月1日（月）	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
2月 2日（火）午後4時30分まで 2月 3日（水）午後4時30分まで 2月 4日（木）正午まで	出願書類等受付（志願理由証明書及び連携型高等学校において別に定める書類等提出）
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	志願又は希望の変更の受付
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	特例による出願の受付
2月16日（火）及び2月17日（水）	本検査実施
2月19日（金）午後4時30分まで 2月22日（月）正午まで	追検査受検願等受付及び追検査受検承認書交付
2月25日（木）	追検査実施
3月 2日（火）午前9時	入学許可候補者発表

VII 第2次募集

期 日	事 項
3月 2日（火）午後4時～ 3月 4日（木）	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
3月 5日（金）午後4時30分まで	出願書類等受付（調査書等提出）
3月 8日（月）午後4時30分まで	志願又は希望の変更の受付
3月10日（水）	検査実施
3月12日（金）午前9時	入学許可候補者発表

VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜

第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜

期 日	事 項
1月12日（火）～2月1日（月）	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
2月 2日（火）午後4時30分まで 2月 3日（水）午後4時30分まで 2月 4日（木）正午まで	出願書類等受付（調査書等提出）
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	志願又は希望の変更の受付
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	特例による出願の受付
2月16日（火）及び2月17日（水）	本検査実施
2月19日（金）午後4時30分まで 2月22日（月）正午まで	追検査受検願等受付及び追検査受検承認書交付
2月25日（木）	追検査実施
3月 2日（火）午前9時	入学許可候補者発表

第2 第2次募集

期 日	事 項
3月 2日（火）午後4時～ 3月 4日（木）	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
3月 5日（金）午後4時30分まで	出願書類等受付（調査書等提出）
3月 8日（月）午後4時30分まで	志願又は希望の変更の受付
3月10日（水）	検査実施
3月12日（金）午前9時	入学許可候補者発表

IX 秋季入学者選抜

期 日	事 項
8月18日（水）午後4時30分まで 8月19日（木）午後4時まで	出願書類等受付（入学願書及び調査書等提出）及び受検票等交付
8月24日（火）	検査実施
8月27日（金）午前9時	入学許可候補者発表

X 通信制の課程の入学者選抜

第1 一期入学者選抜

期 日	事 項
1月12日（火）～2月1日（月）	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
2月 2日（火）午後4時30分まで 2月 3日（水）午後4時30分まで 2月 4日（木）正午まで	出願書類等受付（志願理由書及び調査書等提出）
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	志願変更又は希望変更受付
2月 9日（火）午後4時30分まで 2月10日（水）午後4時まで	特例による出願の受付
2月16日（火）	本検査実施
2月19日（金）午後4時30分まで 2月22日（月）正午まで	追検査受検願等受付及び追検査受検承認書交付
2月25日（木）	追検査実施
3月 2日（火）午前9時	入学許可候補者発表

第2 二期入学者選抜

期 日	事 項
3月 2日（火）午後4時～ 3月 4日（木）	出願情報登録及び入学検査料の納付期間
3月 5日（金）午後4時30分まで	出願書類等受付（志願理由書及び調査書等提出）
3月 8日（月）午後4時30分まで	志願変更受付
3月10日（水）	検査実施
3月12日（金）午前9時	入学許可候補者発表

第3 三期入学者選抜

期 日	事 項
4月 5日（月）午後4時30分まで 4月 6日（火）午後4時まで	出願書類等受付（入学願書、志願理由書及び調査書等提出）及び受検票等交付
4月 9日（金）	検査実施
4月13日（火）午前9時	入学許可候補者発表

第4 四期（秋季入学）入学者選抜

期 日	事 項
8月30日（月）午後4時30分まで 8月31日（火）午後4時まで	出願書類等受付（入学願書、志願理由書及び調査書等提出）及び受検票等交付
9月 3日（金）	検査実施
9月 8日（水）午前9時	入学許可候補者発表

千葉県公立高等学校入学者選抜に関する問合せ先

千葉県総合教育センター学力調査部

電話 043-212-7588

○教育事務所

事 務 所 名	所 在 地	電 話
葛南教育事務所	〒273-0012 船橋市浜町 2-5-1	047-433-6017
東葛飾教育事務所	〒271-8563 松戸市小根本 7	047-361-4103
北総教育事務所（香取分室）	〒287-0003 香取市佐原イ 9 2-1 1	0478-54-1529
東上総教育事務所	〒297-0024 茂原市八千代 2-10	0475-23-8126
南房総教育事務所	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34	0438-25-1313

○市立高等学校を所管する教育委員会

教 育 委 員 会 名	所 在 地	電 話
千葉市教育委員会 学校教育部教育改革推進課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所10階	043-245-5914
習志野市教育委員会 学校教育部学校教育課	〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1	047-451-1133
船橋市教育委員会 学校教育部指導課	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25	047-436-2864
松戸市教育委員会 学校教育部学務課	〒271-8588 松戸市根本 356	047-366-7457
柏市教育委員会 学校教育部教職員課	〒277-8503 柏市大島田 48-1	04-7197-1115
銚子市教育委員会 学校教育課	〒288-8601 銚子市若宮町 1-1	0479-24-8197

○特別配慮申請、追検査及び選抜制度に関する問合せ先

千葉県教育庁 教育振興部学習指導課	〒260-8662 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 千葉県庁中庁舎内	043-223-4056
----------------------	---	--------------

○水産系の学科及び系列がある高等学校の遠隔地募集に関する問合せ先

千葉県教育庁 企画管理部教育政策課	〒260-8662 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 千葉県庁中庁舎内	043-223-4019
----------------------	---	--------------

備考

- 1 問合せの時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までです。
- 2 千葉県教育委員会では、ウェブページを開設し、入学者選抜に係る情報を提供しています。
「高校入試についてよくある質問」も掲載しています。

令和9年度 千葉県公立高等学校入学者選抜関係日程

月日	曜日	選抜関係日程		月日	曜日	選抜関係日程	
2/1	月	↓ 一般入学者選抜等 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間(1/12～)		3/1	月		
2	火	一般入学者選抜等 出願書類等受付		2	火	入学許可候補者発表 午前9時 第2次募集等 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間 午後4時から	
3	水			3	水		
4	木	↓ 正午まで		4	木	↓	
5	金			5	金	第2次募集等 出願書類等受付 午後4時30分まで	
6	土			6	土		
7	日			7	日		
8	月			8	月	第2次募集等 志願・希望変更受付 午後4時30分まで	
9	火	志願・希望変更受付	特例出願受付	9	火		
10	水	↓ 午後4時まで	↓ 午後4時まで	10	水	第2次募集等 検査	
11	木	建国記念の日		11	木		
12	金			12	金	第2次募集等 入学許可候補者発表 午前9時	
13	土			13	土		
14	日			14	日		
15	月			15	月		
16	火	一般入学者選抜等 本検査第1日		16	火		
17	水	一般入学者選抜等 本検査第2日		17	水		
18	木			18	木		
19	金	追検査 受検願受付		19	金		
20	土			20	土		
21	日			21	日	春分の日	
22	月	↓ 追検査 受検願受付 正午まで		22	月	振替休日	
23	火	天皇誕生日		23	火		
24	水			24	水		
25	木	追検査		25	木	追加募集 検査実施期間	
26	金			26	金	↓	
27	土			27	土		
28	日			28	日		
				29	月		
				30	火		
				31	水		